

平成 27 年 第 1 回知名町議会定例会

第 1 日

平成 27 年 3 月 10 日

平成27年第1回知名町議会定例会議事日程
平成27年3月10日（火曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
(議長)
- 日程第4 行政報告
(町長・教育長)
- 日程第5 報告第1号
- 日程第6 平成27年度施政方針表明
(町長)
- 日程第7 一般質問
 - ①山崎 賢治君
 - ②松元 道芳君
 - ③西田 治利君
- 散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	田中 富行 君	2番	今井 宏毅 君
3番	名間 武忠 君	5番	森山 進 君
6番	山崎 賢治 君	7番	平 秀徳 君
8番	松元 道芳 君	9番	東 善一郎 君
10番	西田 治利 君	11番	奥山 直武 君
12番	福井 源乃介 君	13番	今井 吉男 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 赤地 邦男 君 議会事務局次長 東 公仁 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	平安 正盛 君	耕地課参事	山下 清則 君
副町長	宗岡 与名彦 君	会計管理者 兼会計課長	安田 輝秋 君
教育長	豊島 実文 君	税務課長	山崎 實 君
総務課長	栄 信一郎 君	町民課長	榊 憲次 君
総務課長補佐	村山 裕一郎 君	保健福祉課長	田宮 光孝 君
企画振興課長 兼支配人	高野 雄一 君	老人ホーム園長	春日 龍子 君
農林課長	安田 末広 君	水道課長	伊藤 末隆 君
農業委員会事務局長	川野 兼一 君	教育委員会事務局長 兼学校教育課長 教育委員会 事務局次長 兼生涯学習課長 兼中央公民館長 兼図書館長	瀬島 徳幸 君
建設課長	安田 廣一郎 君	給食センター所長	大郷 一雄 君
耕地課長	東 哲次 君		徳岡 秀郷 君

△開 会 午前１０時００分

○議長（今井吉男君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。
おはようございます。お座りください。

△日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（今井吉男君）

ただいまから平成２７年第１回知名町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第
１２０条の規定によって福井源乃介君及び田中富行君を指名します。

△日程第２ 会期の決定

○議長（今井吉男君）

日程第２、会期決定の件を議題にします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から３月１８日までの９日間にしたいと思います。ご異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月１８日までの９日間に決定しました。

△日程第３ 諸般の報告

○議長（今井吉男君）

日程第３、諸般の報告を行います。報告事項はお手元に配付してあります。若干
報告します。

１２月１６日、平成２６年、２７年期のサトウキビ搬入出発式があり、今期のサ
トウキビ生産見込み量が７万５，０００トンで、南栄糖業が３期ぶりに１２月操業
を開始しました。

1月11日、中央分団新消防車両配備祝賀会がありました。最新設備の消防車両の配備により、火災や災害発生時にはその性能を十分に発揮すると思います。しかし、車庫の出入り口が狭く、緊急出動時に支障を来すおそれがあり、車庫移転の必要性を痛感しました。

3月2日、新造船「フェリーきかい」の初就航式が知名漁港でありました。「フェリーあまみ」にかわり、3月5日、鹿児島港本港区発の下り便から就航しました。船内は、バリアフリー対応でストレッチャーごと入る大型エレベーターを設置、またプライベートルームとして1人用客室を9部屋配置、さらに授乳室やシャワールーム、ペットルーム等も設置されていました。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、閉会中に受理した陳情第1号、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回決議の採択を求める陳情については、総務文教常任委員会に付託します。また、知名町島桑生産組合の要望書は文書配付といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告

○議長（今井吉男君）

日程第4、行政報告を行います。まず、町長の報告を求めます。

○町長（平安正盛君）

おはようございます。それでは、閉会中の行政報告をいたします。

まず、12月16日、先ほど議長からもありましたが、南栄糖業の操業に当たって、安全祈願祭あるいは投入式等が開催されております。16日スタートに合わせて実施したところでありますが、3年ぶりの年内操業ということで、期待が膨らんで操業期間に入ったところであります。

先ほどありましたように今期の生産見込みは前年に比べ大幅な増産となる7万5,459トンということで、3年ぶりの年内操業でスタートしましたが、順調に操業も進んでいたところで、昨年台風や干ばつの影響で生育の悪さや糖度が上がっていない状況となり、思ったほどの重量がなかったことが見込まれました。2月13日の残量見込み調査で、全体では約8,000トンの下方修正をせざるを得ない状況となっております。残量見込み調査を踏まえ、知名が当初見込みより約11%減の3万8,826トン、和泊が当初見込みより約10%減の2万8,640トンで、合計6万7,466トンとなっております。

なお、昨日現在の会社側の操業状況は、これまで下方修正しました見込みの約72%が既に昨日の段階で処理されています。そのほとんどがハーベスターの原料で93%っております。

なお、当初から言われたように糖度が上がっていないという状況ですが、昨日現在で累計の平均が13.72というふうに、非常に糖度が上がっていない、品質の悪い状況が続いているところです。もちろん日にちによっては14.幾ら等々もありますけれども、平均で13.7というふうになっております。

それから、12月19日、奄美群島の奄美地域の離島航空路線協議会がありました。この協議会は、離島航空路運賃の補助制度に基づき補助路線対象を決定する会議であります。郡内の全市町村長が参加し、県の提案に対し協議を行った結果、27年度の対象路線は赤字路線であること、日常生活に欠かすことのできない拠点整備があること、その他の交通機関との競合性の度合い等々の基準があるわけですが、その基準に照らした結果、喜界奄美間、徳之島奄美間、沖永良部与論間、与論奄美間の4路線が補助路線として決定を見たところであります。

なお、席上、私のほうから沖永良部沖縄間の航空路線開設についてJAL、JAC、RACの皆さんに要望いたしましたところではありますが、JAC側から、現在の運休となっております第一航空にかわり路線開設の検討を行う旨の返事があり、早い時期での実現を強く要望いたしましたところでもあります。昨日、JALの鹿児島支店長もお見えになって、改めてそのことを要請したところでもあります。

12月24日、町田建設の前会長の奥さん弘子さんから高規格の救急車が贈呈されましたので、その感謝の意で感謝状を贈呈しております。町田弘子様からは、一旦和泊町へ3,200万円のご寄附があり、それを受け、和泊町から消防組合にその3,200万円を繰り入れ、町田様のご遺志に沿った高規格救急車を購入いたしましたところでもあります。今回の救急車は、最新式の装備を備えた高規格救急車で、12月下旬に納入があり、12月24日に消防組合の会議室で感謝状の贈呈、さらに1月中旬に安全祈願祭をとり行い、現在供用を開始しているところでもあります。

12月28日、女性消防団「フローラル隊」の発足であります。昨年から募集していましたが女性消防団員が、各校区から2名の合計10名がそろい、制服も準備できましたので、12月28日に知名町女性消防団「フローラル隊」として正式に発足をしたところでもあります。フローラル隊には、実際の火災現場等での活動は厳しいものがありますので、男性消防団員を側面から支援することとし、特に地域での火災予防などを行う啓発活動に積極的に取り組んでいただきたいと、その旨お願いしております。皆さんからも温かい激励の言葉を機会があれば声をかけていただけ

ればと思います。

なお、フローラル隊には役場職員1人がいますが、全国的な消防団員の減少傾向の中で、国の総務省の要請もあり、地方公務員も地域の消防団員に加入することができることとなり、本町からも現在、役場職員として中央分団に2人、知名分団に1人、竿津分団に1人、合計4名が消防団員に入って地域の消防活動をしておるところであります。

1月14日、町職員採用委員会が開催されたところです。この経緯等については、さきの12月議会でも報告したかと思っておりますが、職員採用に当たっての試験は、例年どおり9月に実施し、今回は10月9日に判定会議で採用候補者の名簿等最初の答申を受け、全職種合計で13名受験中8名の内定をいたしたところであります。その際にも申し上げたとおり、退職者の補充数に満たないということで、試験員の皆さんにもご相談いたし、2次募集をいたしたいと。その旨ご理解いただきまして、今回は初の2次募集に至ったところであります。

第2次の募集では、昨年11月25日から29日までの受験申し込みを受け、その結果、一般事務が8名、幼稚園教諭並びに保育士ゼロ、建設技師ゼロ、保健師ゼロ、畜産技師2名、合計10名の受験申し込みがあり、うち1人は試験当日に欠席ということで9名が受験されたわけです。1月25、26日に受験し、2月10日に試験員による最終の判定会議が開催され、一般事務3名、畜産技師1名、合計4名が決定をいたしたところであります。

このように、1次で8名、次いで2次で4名の合計12名の決定であり、採用予定の17名前後に達せず、本年4月以降の人事管理に非常に頭を痛めているところであります。このような状況を課長会等でも報告し、4月以降の職員配置に支障を来す旨を伝え、理解を求めているところであります。

こうした状況を踏まえ、本年度以降の採用のあり方を検討し、多くの若者がふるさとでチャレンジできる方法を検討してまいりたいと思います。

なお、役場の行政サービスに万全の体制で臨むに当たっては、何といたってもマンパワーの確保、すなわち職員の絶対数の確保が必要であります。そこで、本年度の人事管理は先ほど申し上げましたとおりですので、当面の間は専門職種等の確保のため、今議会に一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について議案として提案してございます。このような趣旨でございますので、ご理解いただきまして、今申しました一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、議員の皆さんのご理解をいただきたいと思いますと思っております。

1月16日と1月27日です。恒例の県町村会並びに離島振興協議会による離島

緊急医療対策に関する意見交換並びに謝恩会が開催されたところです。

昨年1年間の急患搬送の状況は、沖縄の自衛隊ヘリの搬送が本町で10件、沖縄のドクターヘリの搬送が58件となっております。近年、ドクターヘリの搬送が年々増加している傾向にあります。

謝恩会には、鹿屋の自衛隊を初め沖縄自衛隊、県の防災ヘリ、海上保安庁などの搬送業務を担う機関や鹿児島市の市立病院、鹿児島大学病院、赤十字病院などの医療機関の関係者をお招きし、県内の離島市町村長から感謝の意を表する意味の懇談会を開催しております。

また、1月27日には、前日の奄美・やんばる広域圏交流協議会が開催されたついでに、大島郡内の市町村長で急患搬送に関する浦添総合病院や沖縄県立南部医療センター、沖縄県庁、陸上自衛隊那覇基地等を訪問し、お礼を申し上げたところであります。

特に沖縄県庁では、浦崎副知事並びに仲本保健医療部長と面談し、ドクターヘリ運航へのお礼と28年度導入予定の奄美地域におけるドクターヘリの配備後も引き続き鹿児島との協議を進めていただき、特に与論、永良部、徳之島については、これまでの状況からして、どうしても沖縄の搬送が必要になるだろうというようなことも予測されていますので、そういったことを含めて沖縄県のご理解をいただきたいということで、引き続き従来どおり沖縄県のご協力をお願いしますということで、副知事以下部長に提案いたしましたところであります。なお、そのことについては鹿児島県にもその旨お伝えしました。

2月3日、徳洲会病院の関係者が来庁されていますが、徳洲会の東京本部から病院建設に関する関係者と建設コンサルタントの役員が来庁され、現在の徳洲会沖永良部病院の建てかえ等についての報告を受けております。以前にも建てかえの話があったわけですが、途中で立ち消えとなっており、地元からの要望も強いということで、改めて病院の建てかえの計画を検討しているようであります。

現在の病院周辺の用地等も買収のめどが立ったということでありますので、早い段階に建てかえの作業が進むものだと思って期待をいたしているところであります。

2月6日、議会議長、副議長並びに文教並びに経済の両委員長にご参加いただきまして、前日吉町長に関するしのぶ会の開催について協議をいたしましたところであります。前日吉町長は11月22日にご逝去されたわけですが、その後、町として叙勲の申請をしておりましたが、12月19日付で正六位の叙位が決定されたのを機に、その伝達を兼ねた日吉前町長をしのぶ会の開催を検討し、先ほど申し上げた議会の正副議長並びに総務文教、経済建設の両常任委員長のご出席をいただいて協議

をいたしたところであります。

その結果、来る4月29日、これは昭和の日の祝日になりますが、まだ決定ではありません、今後検討したり、あるいは私どものいろいろ事務の流れ等もありますので、日程変更の可能性もありますが、現段階では4月29日をめどに、しのぶ会の開催を準備することといたしております。今議会の終了後に、早い時期に実行委員会を発足させ、具体的な準備を進めることといたします。

なお、去る1月16日に町長室でご家族に正六位の叙位の伝達をいたしたところであります。

2月8日、日本パワーリフティング協会の会長と役員の方々が来町されたわけです。2020年（平成32年）に、これはオリンピック・パラリンピックの開催年でもあります、第37回国民体育大会が鹿児島県で開催されるわけですが、県では国体準備委員会を発足させ、日程を初め競技種目、会場等の選定作業を行っております。

競技種目は、正式競技、それから特別競技並びに公開競技の3つがあり、正式競技は種目並びに会場はほとんど決定しておりますが、公開競技については現段階では決まっております。そこで、本町には全国レベルのパワーリフティングの選手が数名いますので、その皆さん方からの要請もあり、また関係機関からの要請もあったわけですが、公開競技として本町で開催していただくよう関係機関に要望したところであります。

その結果、先ほど申し上げたように2月8日に日本パワーリフティング協会の会長並びに専務理事お二人が現地調査ということで来町され、本町の体育協会の関係者との意見交換が行われたところであります。町としても、関係機関に積極的に働きかけ、公開競技として本町で開催できるよう受け入れ態勢が整うよう取り組んでまいりたいと考えております。地元への経済的な波及効果は大きいものだと期待をいたしているところであります。

2月24日、「奄美の黒糖焼酎の夕べ」が開催されたわけですが、鹿児島県の商工会連合会が、昨年10月に国の補助事業でドイツの日本大使館で奄美の黒糖焼酎の夕べが開催されるとともに、ドイツでの最高級ホテルで黒糖焼酎をベースとしたカクテルパーティーも開催し、非常に好評であった旨の報告を受けたところでございます。このイベントの報告会が2月24日に城山観光ホテルで開催され、郡内の全市町村の関係者が参加したところです。当日は、ドイツからトップレベルの高級ホテルのバーテンダー2名がドイツでつくったカクテルをつくり、試飲をすることもできたところです。黒糖焼酎の飲み方の多様性を強調しており、販路の海外展開へ

のきっかけになるものだと期待をされております。郡内からは8カ所の蔵元が参加され、本沖永良部からは原田酒造さんと沖永良部酒造の2社が参加されておりました。

次に、2月27日、障害者福祉計画策定委員会、既に1回目は開催し、27日が2回目の会議ですが、本年3月に期限切れとなる第3期障害者福祉計画の改定に当たり、昨年10月とさらに2月27日に計画の策定委員会を開催したところであります。その間、障害者を対象にしたニーズ調査などを内容とするアンケート調査を実施し、その結果を踏まえながら27年度から始まる第4期障害者福祉計画の素案を2月27日の策定委員会で了承をされたところであります。

基本的な施策の視点としては、在宅サービス事業や相談体制を中心とした生活支援、それから保健医療対策、教育・スポーツ活動、雇用・就労の促進、それから差別解消や権利擁護への啓発、施設のバリアフリー化対策等々となっております。今後、町のホームページでパブリックコメントを聴取して最終策定の決定といたしたいと思っております。

3月2日、先ほど議長からもありましたが、フェリーきかいがトライアル航海に入ったところであります。これまでのフェリーあまみの老朽化に伴い、新造船の計画を進めていた奄美海運が昨年4月に発注し、11月13日には下関市内の造船所で進水式が行われ、このほど完成し、去る3月2日には試験航海として知名漁港に接岸したところであります。

新造船のフェリーきかいは、3月5日から正式に就航し、これまでのフェリーあまみにかわって知名漁港に週2回、毎週水曜日と金曜日に寄港することとなっております。総トン数が2,551トンで、フェリーあまみより一回りコンパクトになりますが、スピードもあり、また利用者から要望も強かった乗降の際のエレベーターの設置や船内のバリアフリー化、客室の個室化なども施されており、利用者にとっては快適性、利便性が期待されております。知名漁港に寄港する唯一の貨客定期船ですので、関係機関の協力をいただきながら新造船の利用促進を図りたいと思っております。

行政報告には掲載してございませんが、3月9日、昨日、沖永良部警察署でこども110番バスの出発式が行われたところであります。このこども110番バスは、近年、子供たちが巻き込まれる悲惨な事件・事故が多発しており、子供の安心・安全が脅かされている状況に鑑み、地域全体で子供を守ろうとする運動に各地で取り組んでおりますが、ここ沖永良部地域でも、こども110番の家が設けられております。今回、沖永良部島内をくまなく運行しているバスを利用し、危険を知らせる

子供たちの保護や地域住民に啓発することなどを目的に、沖永良部警察署の協力をいただき、県内では初の試みとして、こども110番バスを実施することとし、昨日、警察署でそのバスの出発式を行ったところです。

バスの側面と前後に、こども110番バスというマグネットのステッカーが貼付されておりますので、お気づきだと思います。そのバスが見えたときに、子供たちへの声かけ、あるいは子供だけに限らず地域の高齢者も含めて安心・安全確保の一つの動く広告塔として活躍をしたいということでもあります。

それから、閉会中に各種事業の介護保険あるいは先ほど申し上げた障害者福祉、それから子ども・子育て支援会議等々、計画策定に当たっての委員会がたびたび開催されておりますが、それぞれ関連議案を今議会に提案いたしておりますので、その都度その内容等について報告されるかと思っておりますので、ここでは省略をいたしたいと思っております。

それから、飛び飛びで申しわけないですけれども、既にご承知かと思っておりますが、町内放送で行方不明の搜索要請をしたところですが、3月4日に老人ホームの入所者の一人が昼食後に外出をし、施設内で見つからないということで、早急に施設の職員で施設の内外の搜索をしたところですが、それで最終的に保護に至らずに、知名、屋子母分団に対する出動を要請し、当日は日没のため中断をし、翌日3月5日に改めて8時から搜索を開始するというので、さらに範囲を拡大しなきゃならなかったもので、知名、屋子母に加えて中央分団、大徳分団の計4分団の出動をお願いして搜索に当たったところでもあります。

結果、8時45分ごろに近くで無事であることを確認し、保護し、非常に体力的に弱っている状態でしたので、入院の措置を講じたところでもあります。この間、多くの皆さんにご心配、ご迷惑をかけたわけですけれども、無事保護されたということで、ほっとしているところでもあります。

以上で終わります。

○議長（今井吉男君）

次に、教育長の報告を求めます。

○教育長（豊島実文君）

おはようございます。

それでは、休会中における教育行政の報告をさせていただきます。

お手元の資料に基づいて、主なものについてのみご説明させていただきます。

まず、12月18日木曜日です。住吉幼稚園において、第2回目の住吉幼稚園に関する説明会を行いました。今回は、住吉幼稚園に入園する11名の対象児の保護

者を対象に行いましたが、保護者の出席が少なく、十分な意見集約を行うことができませんでしたので、後日、対象者11名の保護者に対して、住吉幼稚園に入園するか否かをアンケート調査して確認することにしました。その結果、6名の園児の入園が確認できました。

次、12月19日金曜日です。上城幼稚園において、第2回目の上城幼稚園に関する説明会を行いました。上城幼稚園に入園する10名の対象児の保護者を対象に行いましたが、保護者の出席数は4名でしたけれども、平成27年度の上城幼稚園の入園予定者は7名になることが確認できました。

次、12月28日日曜日です。あしびの郷において、平成26年度第31回沖永良部音楽コンクールが行われ、ピアノ部門に小学生、中学生、高校生32名、声楽部門に小学生、中学生2名、電子オルガン部門に中学生1名、アンサンブル部門に中学生2組が出場し、審査の結果、武田賞は、沖永良部高校2年生、上村英美香、最優秀賞は国頭小4年、松村沙和、知名中2年、西村優希、沖永良部高校3年、永野りこが受賞しました。

1月8日木曜日です。田皆小学校において、小学校1年生4名にセーフティハンドを贈呈し、沖永良部警察署から7名の警察官も参加して、交通安全教室を行いました。セーフティハンドは、登下校において児童が安全に道路を横断することができるように町内の各学校の全ての1年生に配布し、来年度以降も配布することになっています。

次、1月14日水曜日です。下平川公民館において（仮称）知名認定こども園に関する説明会を町民課と学校教育課が合同で行いました。出席者は、下平川幼稚園・保育所の保護者、区長、議員、民生委員の方々約30名で、こども園に関する説明の後、意見交換を行いましたが、こども園への移行に関しては、特に反対意見などはなく、理解が得られたものと思います。

次、1月15日木曜日です。中央公民館において（仮称）知名認定こども園に関する説明会を町民課と学校教育課が合同で行い、知名幼稚園・保育所の保護者、区長、議員、民生委員の方々約70名に対し、こども園に関する説明を行い、その後意見交換を行いましたが、こども園への移行に関しては、特に反対意見などはなく、理解が得られたものと思います。

次、1月18日日曜日です。町民体育館において、男子団体16チーム、女子団体13チームが参加して、平成26年度第40回スポーツ少年団卓球大会が行われ、男子団体戦では田皆チームが優勝、2位は知名Aチーム、3位は知名Bチームと住吉チームで、女子団体戦では田皆チームが優勝、2位は知名Aチーム、3位は西目

Aチームと下平川Cチームでした。

2月6日金曜日です。あしびの郷において、平成26年度知名の子表彰先行委員会が行われ、各学校から個人31名、4団体の推薦がありましたが、選考の結果、個人29名、小学校の3団体を表彰することが決まりました。

次、2月19日木曜日です。学校給食センター運営委員会で和泊町の学校給食センターを視察し、その後、中央公民館において平成26年度第2回学校給食センター運営委員会が行われ、平成26年度学校給食会計や平成27年度の学校給食計画等についての協議が行われました。協議の中で、給食費の未納者が年々少なくなっているという報告があり、また平成27年度の学校給食計画では、給食日数は200日、給食費は本年度どおりで、1食当たり小学生は267円で、町の補助が117円、本人からの徴収額が150円、中学生は1食当たり310円で、町の補助が130円で、本人からの徴収額は180円とすることが決まりました。

次、2月27日金曜日です。議会委員会室において、平成26年度知名町通学路交通安全推進協議会が行われ、各学校から通学路の危険箇所として上がってきた箇所について、10月に学校教育課、総務課、建設課、警察が一緒になって点検をし、対応策についての協議を行いました。

3月2日月曜日です。委員会室において、平成27年度知名町奨学生推薦会が行われました。今回は、中学生1名、高校生8名、専門学校生1名の推薦がありましたが、選考の結果、8名の奨学生の推薦を決定しました。

次、3月4日木曜日です。平成26年度幼稚園・学校花壇コンクールが行われました。この花壇コンクールは、当初は6月に計画していましたが、相次ぐ台風の影響で延期となり、卒業式などに合わせて環境整備を図る目的などで、この時期に行われ、審査の結果、最優秀賞は田皆小、優秀賞は上城小、努力賞は知名幼稚園、下平川小、田皆中でした。

以上でございます。

○議長（今井吉男君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第1号

○議長（今井吉男君）

日程第5、報告第1号について、町長から知名町新型インフルエンザ等対策行動計画が報告第1号としてお手元に配付のとおりであります。

しばらく休憩します。次の会議は午前10時50分から再開します。

休 憩 午前10時39分

再 開 午前10時50分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第6 平成27年度施政方針表明

○議長（今井吉男君）

日程第6、町長の施政方針表明を行います。

○町長（平安正盛君）

それでは、27年度に当たりまして、今議会で施政方針を述べさせていただきたいと思っております。お手元にお配りしました施政方針を朗読し、施政方針表明といたしたいと思います。

なお、毎年おわびを申し上げているところですが、国・県の予算も若干昨年の選挙の関係でおくれ、それと同時に私なりのそれぞれ国・県の予算の分析等にも手間取りまして、それと連動して町の予算もなかなか当初からの歳入歳出の差が開き過ぎてまとまりませんでしたので、施政方針もおくれたことについて、まずもっておわびをいたしたいと思います。

それでは、施政方針を申し上げます。

まず初めに、西暦2015年、平成27年の第1回知名町議会定例会が開催されるに当たり、平成27年度の町政に臨む施政方針を明らかにするとともに、一般会計を初め各特別会計の予算案並びに予算にかかわる諸施策等の関連議案を提案いたし、議会の皆さんを初め町民各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

昨年は、平成25年度末で期限切れとなった奄美群島振興開発特別措置法の延長と内容の拡充が実現され、従来からの事業に加えて念願の奄振事業の交付金が創設されました。特に、群島間の航路・航空路運賃の逓減化や農林水産物輸送コストの支援などは、外海離島という条件不利性の改善に大きな転換期を迎えることになりました。しかし、一方では3年連続の相次ぐ大型台風や長期の干ばつなどの自然災害で農作物に甚大な被害をもたらし、農業を初め地域経済並びに住民の生活に大きな影響を及ぼした1年でもありました。

また、ことしは戦後70年を迎えますが、戦争を知らない世代がふえるとともに

戦争の悲惨さを語り継ぐ高齢者も減っており、時代の流れとともに風化しつつある現状に鑑み、語り継ぐための記録を残すことが急務であると痛感いたします。加えて、来年度は町制施行70周年の大きな節目を迎えることとなり、その記念事業の一環として取り組むことも必要かと思われまます。

また、人口減に歯どめがかからない現状に対応する国の地方創生が大きな課題でもありますので、国・県が策定する総合戦略に呼応した町の地域創生ビジョンの策定を急ぎ、地域活性化に向けたさまざまな施策に取り組み、山積する多くの課題解決を図る絶好の機会でもあります。

そして、国においては、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策の実行のための平成26年度補正予算の決定、それと一体となる平成27年度の当初予算案の両予算で、切れ目のない経済対策を実行し、景気の底割れの回避とデフレからの脱却及び成長力の強化、特に地方創生を大きな命題とする予算編成となったようにあります。

国の平成27年度予算のポイントは、経済再生と財政再建の両立を実現する予算として編成され、1つ目に魅力あるまち・ひと・しごとづくりの推進、2つ目に女性が輝く社会の実現に向けた子育て支援の充実や医療・介護分野の充実等による暮らしの安心を確保、3つ目に持続可能な社会保障制度の確立、4つ目に東日本大震災からの復興の加速化、5つ目に外交・防衛の充実となっております。

地方への波及効果が届かなかったアベノミクスの拡大を図るため、地方創生（優先課題推進）枠を計上し、人口減対策を踏まえた地方活性化や成長戦略の加速など、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする対策等が期待されています。

一方、本町に目を転ずれば、財政健全化への取り組みが功を奏しているとはいえ、依然として国・県はもとより地元の地域経済も厳しさには変わりはなく、分権改革の推進による事務事業の見直し等の行財政改革、国民生活の多様化等による農作物の価格低迷からくる農業への影響、台風など自然災害による農作物の減収による農家所得の伸び悩み、TPP交渉による外圧並びに新たな農政改革への対応、消費者動向の多様化による地元商工業の不振、少子高齢化による新たな財政需要や医療・保健・福祉制度の改革など新しい制度への対応など、さまざまな課題が生じてまいりました。

しかし、こうしたさまざまな課題においても、議会を初め町民の温かいご理解、ご協力により、財政の健全化を初め町政各般においておおむね成果が得られるなど、課題解決への方向づけがなされ、フローラル知名のテーマである「花ひらく・夢ひらく」まちづくりができてきているものだと思います。

このことを踏まえ、平成27年度の当初予算においては、基本的にはこれまでと同様に、「町政は町民が幸せな生活を演じるための舞台づくりである」を基本理念に、「人間・資源・財源」の3つの「げん」を大切にす町政の推進を基本に、国・県の動向を注視しながら、限られた財源を有効かつ効率的・重点的に配分し、豊かで住みよい、明るいまちづくりに努め、輝く知名町建設に向けた予算編成としながら、前述の本年度の大きな課題に対しても最大限の措置を講じることとし、財政状況も若干好転したことによる積極的な編成に努めましたので、町民の皆さん方のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

国及び県の予算ですが、平成27年度の政府予算は、ご承知のとおり、現在、国・県もそうですが、当初予算案については国会並びに県議会で予算審議中でありますので、これからの話はあくまでも成立したものと仮定をして文章をつくってありますので、お許しいただきたいと思ひます。

平成27年度の政府予算案は、一般会計の総額が前年度当初予算比で0.5%増の96兆3,420億円で、消費税の伸びとそれに伴う社会保障費の増大で3年連続の過去最大を更新する規模となりました。また、去る1月に決定した平成26年度補正予算3.1兆円と合わせた歳出規模は101兆円となり、両予算を一体として機動的財政運営を実現することにより、昨年4月の消費税増税による景気の腰折れの回避を目指すこととなっています。

予算の内容を見ますと、歳入では税収が前年比9%増の54兆5,250億円と、平成4年度の54.5兆円を上回る23年ぶりの高水準となっています。この税収の大幅な伸びで新規国債発行額が前年比10.6%減の36兆8,630億円となり、国債依存度も38.3%で6年ぶりに40%を下回ることとなりました。

歳出では、景気浮揚、デフレからの脱却、成長力の底上げという3つの目標を掲げ、借金返済を除いた政策経費は72.9兆円で、前年度に比べ2,800億円の増となっております。特に、全体の約4割を占める社会保障費は対前年度比3.3%増で初の31兆円台に入るとともに、公共事業費も大幅な増額となっております。

ところで、地方交付税等については、一般会計からの支出額（入り口ベース）では、地方税収等の伸びも反映し3.7%の減となりますが、前年度繰越金等を加算した地方自治体への配分額、すなわち出口ベースでは0.7%減の16.8兆円となり、3年連続の減額となっております。廃止または削減が議論されておりました歳出特別枠や別枠加算についても、地域の元気創造事業への振りかえや地方税収の状況を踏まえ、一部を縮小しつつ所要額が確保されることとなっております。

しかし、景気が一部では回復の基調とはいえ、生活実感としては依然として予断を許さない厳しい状況と思われ、消費税10%への増税も先送りされたこともあり、今後膨らむ社会保障費の歳出をどのように調整するのか、財源不足を補う経費節減等による新たな財源の捻出で恒常的な安定した財源をどのように確保するのか、次年度以降の予算編成に大きな課題を残すこととなり、政府で検討している社会保障・税一体化改革の背景ともなっているものだと思います。

一方、2月13日に発表されました鹿児島県の平成27年度当初予算案は、一般会計予算総額で前年度当初比3.3%増の8,143億1,300万円で、7年連続のプラス予算であり、総額が8,000億円台に乗るのは平成18年度以来9年ぶり、前年度比伸び率で3%を超えるのは19年ぶりの水準となっています。

これは、国の地方創生の動きに呼応したものであり、同時に予算編成のテーマは従来の「成長・安心・改革」から「新たな未来の創造～創生・安心・改革」に柱を変えた方針で、経済再生、財政健全化、暮らしの安定などに総合的に取り組む積極型予算となっております。

なお、国の3月補正予算を合わせますと267事業、255億円の地方創生関連事業を計上し、雇用や人の流れの創出などに取り組み、活性化が維持できる地域社会づくりを目指しております。

依然厳しい県内の経済情勢に配慮した雇用・経済対策関連経費を初め、普通建設事業等の投資的経費を確保するとともに、奄振法改正に対応した奄振交付金の新規計上、基幹産業の農業と観光振興に向けた各種施策の積極的展開、医療・福祉や環境、教育などにも幅広く配慮され、日本一の暮らし先進県の実現に向け、県の経済構造に十分配慮した予算編成としているようであります。

財源不足の関係では、前年度に引き続き5年連続の財源不足はなく、県債残高も平成26年度末の1兆2,065億円の見込みから平成27年度末には439億円が減少する見込みとなり、行財政運営戦略の目標となる指標の実現も視野に入れ、公債費抑制による持続的な弾力ある財政構築への取り組みが見られます。

厳しい財政運営の中で、普通建設事業に1,460億円と従来より厚目に配分するとともに、基幹産業である農林水産業や食関連産業振興への重点配分で雇用を生み出すための配慮が行われています。加えて、奄振法改正で創設される交付金事業に県費加算を含めた27億1,100万円を計上し、さらには経済・雇用対策関連を柱とした25年度補正予算の活用で緊急雇用創出事業や新年度からスタートする農地中間管理機構への支援基金の造成にも配慮されております。

ところで、改正奄振法の2年目となる奄美群島振興開発事業は、公共事業で前年

度の91%となる212億5,500万円、非公共事業で前年度の96%となる20億6,700万円となり、事業費総額は233億2,200万円の減となっています。この減は、過去の災害復旧事業の完了や徳之島の農業用ダムの今年度完了に伴うことによるものであります。しかし、平成26年度補正予算、合計で8億8,300万円ありますが、それらを合わせると実質的には前年度を上回る額が確保されることとなっております。

前年度から創設された奄美群島振興交付金は減額になりましたが、補正と合わせて前年度を上回り、農林水産物輸送費支援、航路・航空路運賃の逡減、農業創出緊急支援等の継続や、航空路に限っていた観光キャンペーンに航路が新たに対象になる予定であります。

この創設された交付金は、奄美群島の厳しい地理的・自然的・歴史的条件の不利性を克服すべく、ソフト面を中心に、みずからの責任で地域の裁量に基づく産業振興、雇用創出のための施策を後押しする交付金であり、地元が自主・主体的に策定した奄美群島成長戦略ビジョンの具現化がさらに促進されることとなります。

その他の奄振事業についても、具体的な内容は箇所づけが判明しておりませんが、沖永良部での国営地下ダム事業や県営畑地帯総合整備事業等を含む農業農村整備事業の増額、道路・港湾等の社会資本整備事業やその基幹事業に基づく効果促進事業、国立公園の指定並びに次の段階である世界自然遺産の登録を視野に入れた対策等が措置されております。

それでは、3番目に本町としての町政の課題を幾つか掲げております。

まず、1番目に地方創生への対応であります。

昨年5月、日本創成会議から、2040年に若年女性の減少により、全国の896市町村が消滅の危機に直面するというショッキングな報告がありました。政府は、これを受け、経済財政運営と改革の基本方針の中で、この問題を取り上げ、人口減少を克服することを目的とした総合的な政策を推進することとなりました。

これが、長期ビジョン及び総合戦略に基づき、地域の発想や創意工夫を生かし、個性と魅力あふれる取り組みを国が支援する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、安倍内閣は地方創生を最重要課題に掲げ、人口減少克服と地域の活性化に向けた対策を講じることとし、新年度の予算に、まち・ひと・しごと創生事業費1兆円を計上し、元気創造事業費並びに人口減少等特別対策事業費で地方創生に取り組む地方を支援することとなっております。

国の方針を受け、地方でも、まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策の総合戦略を平成27年度中に策定することとなり、本町でも、その受け皿となる体制の

整備を急ぎ、人口減の歯どめ策や雇用の創出による地域活性化に取り組む計画であります。

また、地方創生と関連して、いわゆるアベノミクスと呼ばれる経済政策を地方にも波及させ、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として、平成26年度補正予算でも財政支援策を打ち出し、現下の経済情勢等を踏まえた生活者への支援や地方が直面する構造的課題への実効ある取り組みを通じた地方の活性化等に資することとなりました。

本町での取り組みは、国の平成26年度補正では、1つ目に地域消費喚起のためのプレミアムつき商品券の発行、2つ目に地方創生先行型の事業実施、3つ目に奄美群島成長戦略振興交付金による防災関連施設整備事業の導入などに取り組むこととしております。

今後の取り組みについては、町総合振興計画などを踏まえながら、本町の現状を捉えつつ、地域特性や可能性を最大限に生かすべく、新年度中に向こう5カ年の町の総合戦略を策定し、国・県の創生事業に呼応すべく積極的な取り組みを行う計画であります。

2つ目に、行財政改革の推進強化であります。

本町においては、第三次行財政改革大綱に引き続き、その後においても大綱の数値目標の進捗状況を検証しながら、町政を取り巻く状況の変遷に適宜対応すべく取り組んでまいりました。その結果、事務事業・組織機構の見直しを初め給与・定員の適正化（特に職員については、平成17年度は155名の職員でしたが、平成26年度、現年度の4月1日で135名となっています）などが図られ、財政の面においても経常収支比率の改善や実質公債費比率の逡減など、財政の健全化もおおむね好転しているところであります。

なお、この間に法令等に基づく事務事業の増加や、町単独の新規事業の創設などで業務の拡大が行われながら、定員の削減並びに事務の効率化に努め、本年度も引き続き行財政改革を念頭に置きながら、新たな観点からの見直しも進め、町民の多様なニーズに即応しつつ、活力に満ちた魅力ある地域社会づくりに積極的に取り組みたいと思います。

なお、行財政改革の推進は、職員を初め関係機関はもとより議会や町民のご理解とご協力は不可欠であり、アクション・ミッション・パッションの3つの「ション」をキーワードとし、特に行財政改革の成否は職員のやる気にかかりますので、職員の資質向上のための研修体制の充実に取り組みながら、共生・協働の社会づくりに努めることも必要であります。

ところで、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率が18年度以降は年々改善されましたが、依然として高い状況で推移しております。平成20年度が94.5ですが、その後の年度については数字をごらんいただき、このように年々改善は見られたものの、25年度は94.0と再度増加傾向にあり、また類似団体の84.8と比較すると高く、引き続き行財政改革の推進を通じて経常収支比率の改善に努めたいと思います。

このように財政の健全化に向けた取り組みを堅持しつつ、22年度を初年度とした第5次知名町総合振興計画を基調に、継続事業の早期完成や新規事業の積極的な導入で「みんなで創り、みんなで育む、みんなの町」を目指し、新たな政策課題も含め町の活力度を高める諸施策に取り組めます。

財政の健全化です。

本町は、公債費負担適正化計画の中で財政再建・健全化に取り組み、積極的に行財政改革に取り組んだ結果、おおむね財政状況も好転するなど平準化の傾向にあります。しかし、近年の国内外の経済情勢に鑑み、国・県の財政状況と連動するとともに、積み残された文教施設などを初め社会資本の整備の推進等もあり、依然として厳しい状況には変わりなく、町民のニーズに対応したさまざまな事業の導入により起債額も年々変動することに鑑み、さらなる健全化に向けた行財政改革の推進と財政の効率化に取り組む必要があり、予算編成に当たっては、このことも重要な課題であります。

財政指標の一つである実質公債費比率では、22年度に17.0、以下、各年度は示した数字で年々下がっておりますが、知名小校舎・屋体の建設を初め、今後、新たな事業の展開で新規の借り入れもあり、事業の緊急度や必要度などを勘案した事業の選択が必要であります。

今後も田皆中体育館建設や認定こども園、公営住宅建てかえ等の公共施設の老朽化による再整備が差し迫っており、計画的な再整備を進めるため、庁内には24年度から公共施設再整備検討委員会を発足させ、総合的な見地から再整備計画の策定を進めているところであります。

したがって、第5次総合振興計画を踏まえながら歳入の見込みの的確な把握と自主財源の確保の徹底とあわせ、町債への依存度の抑制や経常経費の節減、事務事業の徹底した見直し、職員定数の適正化等による歳出の抑制を行い、財源の重点的・効率的配分により、最少の経費で最大の効果が得られるよう努めることが肝要であります。

加えて、さきに国と地方の役割分担の見直しに向けた地域主権戦略大綱に基づく

数次に及ぶ地域主権推進一括法の施行により、地方は地域経営をみずからの責任と権限で主体的に担っていくために、さらに公正で合理的・効率的な行財政運営が求められることにもなります。さらに、本年度からスタートする地方創生による総合戦略への対応、奄美群島振興交付金への対応なども喫緊の課題であります。

以上の各財政指標を踏まえながら、地域の経済成長と山積した諸課題の解決、町民の福祉の向上と安心・安全を確保する対策に配慮し、国・県の経済再生対策に呼応した予算編成を進めた結果、平成27年度当初予算は、一般会計では総額54億9,150万円、対前年度比で5.5%減となりましたが、ほぼ前年度並みの積極的な予算規模となっております。

歳入においては、税財源に乏しい本町の地域経済に加え、農業生産の低迷等で町税収入が伸び悩みの傾向にあり、自主財源が前年度より約10%減の16.8%となりました。一方、依存財源も国の地方財政計画による地方交付税の減額や文教施設並びに防災行政無線等の大型事業の減で国庫支出金などを中心に減額があり、歳入総額の83.2%を占め、対前年度比で4.5%減の結果となりました。

ところで、財政構造の硬直化を回避するためには、スクラップ・アンド・ビルドやサンセットといった行政評価の基本ルールにのっとり、従来にも増して行財政改革の強力な推進とあわせて自主・自立・自興の意識を前年度に引き続き住民側にも必要に応じて要請するなど、共生・協働の社会づくりに向けた意識改革も大きな課題となっております。

なお、20年度からスタートしました控除対象寄附金、いわゆるふるさと寄附金ですが、その制度も定着しており、本年度からは限度額の引き上げや控除手続も簡素化されますので、自主財源の確保の観点から、各地の沖洲会など本町出身者や知名町を愛するファンの、幅広い皆さん方から、ふるさと納税を募り、ふるさとまちづくり基金の造成に取り組み、基金の活用を図りたいと思います。

本年2月末まで延べ328名の方から、現段階で総額は約2,557万6,000円に達し、貴重な自主財源として活用されています。寄附をされた方々の意向が活かされるよう基金活用計画を策定し、年次的な事業推進に取り組むとともに、引き続き多くの皆さん方のご支援をいただけるようお願いいたします。

また、21年度から実施しています特別職の報酬額のカットは、前年度の10%カットを継続するなど人件費全般にわたっての見直しも実施する予定であり、その関連議案も今議会に提出いたしております。

こうした取り組みの積み上げによって捻出された財源で、町の活性化に向けた単

独事業の導入、新規事業への重点配分などを行い、新たな行政需要への対応が図られるものであります。

次に、農業など産業の振興であります。

過去3年間連続して自然災害等による被災で、サトウキビや花卉、葉たばこ等の甚大な被害を受けました。特に8月、9月に相次ぐ大型台風や長期にわたる干ばつで、サトウキビの大幅な減収、品質低下となり、また家屋を初め畜舎、農業用ハウス等にも甚大な被害があり、農家経営に大きな影響を及ぼした1年でもありました。加えて、バレイショ、花卉を中心に、市場価格の低迷で厳しい状況となり、生産意欲の減退が危惧されました。

サトウキビについては、本年も厳しい環境で、大幅な減収と糖度の伸び悩みで3年連続の不作で生産意欲をそぐ状況にあります。奄美全体としては、国・県に対し、その対策を強く要望してきたところであります。国・県でもこのことを重く受けとめ、不作続きとなったサトウキビの生産回復対策や種苗の確保、病虫害の防除対策事業を平成24年度の補正予算で創設し、生産者等の持続的な再生産や安定生産の維持が困難な状況に対する支援を行い、早期にサトウキビの増産を図る対策を実施してきたところであります。その後もさまざまな事業に取り組みつつ、本年度も国の26年度補正予算を活用しながら、引き続き増産対策を講じることといたしております。

また、ここ数年、環太平洋戦略的経済連携協定、すなわちTPPへの参加をめぐって、例外なき完全撤廃に関する議論も大詰めを迎えており、特に日本が交渉項目から除外を強く主張する重要5項目をめぐっては、完全撤廃の可否で日米の開きが縮まりつつあり、合意も早まるかと思われま。

TPPは、国内産業の全般に及ぼす影響は大きく、農業支援策の強化を検討するとはいえ、サトウキビや畜産を基幹とする本町の農業にとって壊滅的な影響を及ぼすことは自明であり、農地の多面的機能が全て失われて地域経済が成り立たず、さらなる人口減少等による過疎化が進むことが予想されますので、今後の動向を注視しながら、その時々的情勢に随時対応したいと思います。本町では議会も反対決議をしておりますので、地域産業の基幹となる農業を守るためにもTPP合意に反対するところであります。

そのほか、国営土地改良事業も計画どおり進捗しており、国営関連附帯工事の県営事業も順調に進められており、昨年は余多地区で試験通水も実施されています。今後、畑かん施設の整備が進捗すれば、通水地区も年々拡大する計画であり、全面通水後の畑かんを利用した営農体系の確立も急ぐ必要があり、県の農業普及機関や

J A等との連携を図りながら営農体制の強化にも努めるとともに、昨年4月に両町合併した土地改良区の組織強化への支援も必要かと思われま。

いずれにいたしましても、昨年の長期にわたる干ばつで畑かん施設の整備は急務であり、事業の計画的な推進を図る事業費の確保と畑かん施設を活用した足腰の強い農業の確立に向けた営農体系の構築に取り組むことは喫緊の課題でありますので、引き続き関係機関と連携しながら取り組むことといたしております。

バレイショについては、平成24年度に農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業で導入した選果機施設も順調に稼働しており、選果作業の迅速・効率化による鮮度保持を図ったところではありますが、前年度の市場価格の低迷や他の産地との競合も危惧されますが、現在のところ価格も前年度に比べ若干であります。今後も安心・安全なブランド産地指定の責任産地としての管理や定時・定量・定質の安定した出荷体制を再認識する必要があります。

また、花卉振興についても重要な政策課題であり、昨年の「エラブユリ」としての県ブランド産地指定を機に、責任産地としての使命を果たすべく、栽培技術の向上、品質の改善、市場関係者との連携、消費拡大への取り組みが必要であります。

地域資源の利活用対策としては、平成24年度に奄美群島振興開発事業で導入したえらぶ特産品加工場での島桑の粉末化製品の販売ルートも確保され、軌道に乗せることができました。今後は、生産組合の協力もいただきながら、栽培面積の拡大並びに栽培技術の向上で原料の安定的確保に努め、加工施設がフル稼働できるようにするとともに、販路の拡大や販売業者と連携した新製品の開発に取り組むことといたします。

さらに、この施設を核に六次産業化の推進を図り、農産物の付加価値を高める事業展開も検討する必要があります。こうした事業展開により雇用の確保も図られますので、地域の活性化にもつながることが期待されております。

国においては、昨年度から新たな農業・農村政策として、4つの改革が始まりました。1つ目が農地の中間管理機構の創設、2つ目に経営所得安定対策の見直し、3つ目に水田フル活用と米政策の見直し、4つ目に日本型直接支払制度の創設の4つがあります。

その背景には、農業従事者の高齢化や担い手不足、産業構造の変化による耕作放棄地の増加、国際化や自給率の低下などがあり、その打開策としての改革と思われま。

本町に直接かかわる改革は、上記の1つ、農地中間管理機構の創設と、日本型直接支払制度の2つと思われま。農地中間管理機構については、農地の有効利用

の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を加速することを狙いとし、各都道府県単位で設置され、県と連携しながら各制度の周知徹底を図り、日本型直接支払制度については、従来の農地・水・環境保全向上対策を拡充したもので、農業・農村が持つ多面的機能を発揮し、農地等が将来にわたって本来の機能を維持するよう集落コミュニティで共同管理を行う地域政策でもありません。

本町としても、国・県の動向を注視しながら、産業政策としての農業と地域政策としての農村の振興に向けた事業導入に取り組まなければなりません。

5つ目に、町民の健康増進並びに医療・福祉体制の充実であります。

30%を超えた高齢化率や生活様式の多様化による疾病構造の変化により、国民医療費が年々増大するとともに、平成12年度にスタートした6期目を迎える介護保険制度、20年度からの後期高齢医療保険制度並びに特定健診・特定保健指導の充実など、保健・医療・福祉を取り巻く環境は大きく変貌し、その財政需要も大幅に伸びてきております。

町としましても、町民の健康増進、食生活の改善への関心の高まり、その重要性が増大しており、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が要請されておりますので、引き続き関係者の研修や集落での説明を行い、地域ぐるみで健康増進の取り組み、制度の円滑な推進を図るため、組織体制の充実や所要財源の確保に努めながら、町民の健康増進と医療・保健・福祉制度の長期的安定化に向けた取り組みを行います。

国民健康保険事業においては、安定的な財源の確保対策として、保険税の納期を従来の4期から8期制に改正し、被保険者の家計を考慮した利便性を考えた徴収体制の充実を図ったものの、近年の人口減少や農業所得の伸び悩み、地域経済が疲弊したため、収納率の改善は厳しい状況であります。

一方、国では、社会保障・税一体改革に基づく医療保険制度改革に着手し、厳しい国保会計に苦慮する市町村への財政支援や高齢者医療の見直し、国保運営を2年後の4月から都道府県に移管するための関連法案が閣議決定されております。

この改革を円滑に進めるための準備として、新年度から地方への財政支援を行う保険財政安定化事業などが予定されております。町としても、国の動向を注視しながら、国保財政の健全化と町民の健康増進対策に取り組むことといたします。

介護保険制度は第6期を迎えますが、これまでの運営や高齢者の実態調査を踏まえ、第6期介護保険事業計画を策定するとともに、第3期計画から続く予防を重視した保健事業や地域支援事業に取り組み、国が進める改革に呼応した介護予防施策、

在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援にかかわる体制の整備などに総合的に取り組むことといたします。こうした介護給付サービスの需要が年々増大する需要額を試算するとともに、被保険者の保険料負担の軽減化にも配慮した1号被保険者の保険料を先ほど決定いたしましたところであります。

子育て支援対策においては、国の子ども・子育て支援法に基づき、本年から子ども・子育て新制度が本格実施されますが、本町でも昨年、条例に基づき子ども・子育て支援会議を発足させ、子ども・子育て支援施策の量的拡充・質の改善の確保や町全体の構想等に関しさまざまな課題を検討しました。その結果、田皆認定こども園きらきらに続き、東部地区（知名・下平川校区）の幼稚園及び保育所の一元化を計画し、地域のニーズを考慮しながら、仮称ではございますが、知名認定こども園の開設の準備を進めることといたしました。

そのほか、本年度も引き続き出産環境支援事業の予算計上や子育て支援出産祝金の支給額の引き上げを実施するなど、地元で安心して子供を産み育てる環境づくりへの取り組み、また子ども医療費助成の事業も引き続き実施することといたしました。

なお、以前発表されました合計特殊出生率では、九州・沖縄地方が上位を占めている中、全国の平均で1.38であるのに対し、本町が全国第23番目、2.02と高く、今後も継続的な子育てにかかわる保健・福祉の総合的な施策を痛感しているところであります。

そのほか、国では後期高齢者医療制度の全面的な見直し、国民健康保険制度の広域化の検討も行われており、県では地域医療再生基金を活用した医師不足対策やドクターヘリの導入が奄美地域では平成28年度に計画されていますが、こうしたことによる緊急医療体制の充実等に取り組まれる予定であります。

このように、保健・福祉・医療に関する施策は幅が広く、その施策の拡充は多くの課題もありますので、町としても国や県の諸施策と連携しながら、町民の保健・福祉・医療の充実に取り組んでまいりたいと思います。

次に、教育委員会制度の改革でございます。

近年、公立小中学校で、いじめ問題や学力調査、教科書採択問題等が発生し、教育委員会制度の見直しが議論されたことを踏まえ、昨年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が成立し、本年4月から約60年ぶりに大幅な教育委員会制度の見直しが施行されました。

今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教

育委員会との連携の強化などが制度の根本的な改革となっています。

その改正のポイントは4つあり、1つ目に、教育委員長と教育長を一本化したいわゆる新教育長の設置で、教育長は議会の同意を受けて市区町村長が任命し、その新教育長の任期は3年で、他の委員は4年となっているようです。新教育長は、教育委員会の会務を総理し、事務執行の責任者として事務局の指導監督に当たるといふこと。2つ目に、教育委員の教育長に対するチェック機能の強化と会議の透明化、迅速な対応を求める。3つ目に、全ての市区町村に総合教育会議を設置し、首長、すなわち市町村長が主宰し、教育の条件整備等を審議する。4つ目に、教育の目標や施策の根本的な方針となる大綱を首長、市町村長が策定する等となっております。

このように今回の改正では市町村長の権限が強化されましたので、改正の経緯や趣旨を踏まえながら、教育委員会並びに教育長と緊密な連携を図り、本町の教育行政の活性化並びに教育の振興・拡充に努める決意であります。

こうした制度改革への対応に加えて、このほかに教育関係の諸施策も重要度が増し、文教施設・設備の整備を初め、学力向上対策、幼児教育や特別支援体制の充実、幼保一元化への対応、給食センターの改築など、喫緊の課題も山積していますので、教育委員会との連携で諸施策に取り組みます。

これらの事務事業の円滑な執行が図られるよう万全の体制で臨むとともに、国並びに県、関係機関とも緊密な連携を図りながら、フローラル知名のテーマである「花ひらく・夢ひらく町」として、豊かで明るく住みよいまちづくりに努めていくということでもあります。

その他の具体的な課題については、末尾に「具体的な施策について」ということで添付してありますし、また別添予算編成方針等をごらんになっていただきたいと思っております。

以上、平成27年度当初予算の編成に当たっての基本方針を述べました。この基本方針を踏まえながら財源の確保に努め、本年度の一般会計予算並びに各特別会計の所要額を計上いたし、厳しい中でも費用対効果の観点から事業の必要性並びに緊急度を勘案しながら、事業内容や積算等において十分精査し、地方創生を優先課題とする国・県の動向を注視しながら、町の活性化に向け、積極的な予算編成といたしました。

予算執行を通じ、町政の基本理念である「町政は、町民が幸せな生活を演じるための舞台づくり」を推進し、舞台づくりの次のステップとして、その舞台に花を咲かすことに努め、そのためには人間・資源・財源の3つの「げん」を大切にしながら町政運営に取り組む決意であります。

結びに当たりまして、平成27年度も引き続き議会を初め関係機関はもとより町民のご理解とご協力をお願いいたし、厳しい行財政の環境にありつつも、町制施行70周年を目前にした本年度のさらなる発展のために、そして次なる新たな発展のために、最大限の努力を傾注いたしたいと決意を今新たにいたすところであります。よろしくをお願いいたしたいと思えます。

なお、27年度の各会計の予算額と対前年度比並びに各会計がある町債残高については、資料をお目通しください。

14ページですが、そこで幾つかコメントを加えておきたいと思えます。

おおむね前年度に引き続いてのこととありますが、産業振興で②の新規地区の事業着工については、県営の矢護仁屋地区あるいは瀬利覚地区となっておりますし、日本型直接支払制度については、環境・水のちょっとスタイルを変えたりするので、今、各地域の皆さんと協議をしているところであります。

それから、⑤の先ほど申し上げた農地中間管理機構が昨年県に発足しておりますし、またそのことを受けて、本町では農業委員会が窓口となっておりますので、いろいろまたそこと連携をしなきゃいけないと思っています。

それから、⑨、これが26年度の国の補正予算で出てきた消費喚起の事業で、プレミアム商品券については、現在検討を進めて、できるだけ早い段階で実施をしたいということで、これはあくまでも既存の商品券の活用じゃなくて町独自に発行するプレミアムで、この1年間おおむね事業総額で事務費も入れて1億2,000万円ぐらいなんです。もちろん買っていただく皆さんの負担もあるでしょう。全額国の支援をいただいておりますので、地域経済に及ぼす効果は大きいのかなと思っています。計画が定まり次第、また広報等いろいろな機会にPRをしていきたいというふうに思っています。

それから、11番は前年度に引き続いての知名漁港の整備で、12番については、今年度、漁業活性化事業、いわゆる浜プランへの取り組みをしてみたいというふうに思っております。

それから、次に、上にありますように子ども・子育て支援計画に基づく事業の推進については、関連議案を出しております。また、その関連というんですか、知名認定こども園等の事業計画の推進もこの中にあります。

それから、②の6期介護保険についても、特に今回、第6期については、新しい地域支援事業がスタートします。なかなか3年間にどのメニュー事業をとるかというのは非常に議論をしたところですが、地域の皆さんのご理解をいただきながら、この3年の間に、さまざまな地域支援事業に取り組んでいきたいというふうに思っ

ております。

それから、大きな3番は教育関係で、①田皆中の屋内運動場が新規としております。国の26年度補正がありまして、事業費の3割については前倒しということで県の相談がありましたので、26年度予算で事業費の3割は26年度の前倒しということになります。あと、住吉小の耐震補強改修工事であります。

それから、3の同じく教育の中で⑤のてんの3番目です。国民文化祭との連携です。これは以前から申し上げているとおり、本年、国民文化祭が鹿児島県の当番ということで、県内の全市町村が国民文化祭としての取り組みをして、本町としても11月1日に国民文化祭を実施することで現在作業を進めておりますし、全国各地の縁のある皆さん、団体に当地で出演されるよう、担当のほうから積極的に働きかけをしているところであります。

それから、次に16ページで、ご案内のとおり、下水道あるいは上水道ともに、懸念というんですか、随分老朽化しておりますので、その機能診断や更新事業の計画を検討しなきゃいけないというふうに思って、この分から作業を進めます。

それから、⑧の社会資本総合整備交付金では、従来の継続で知名正名海岸線、黒貫大堂線、知名シャ原線の舗装で、新規に橋梁の長寿命化事業にも取り組むことといたしております。さらには、事業費が大きいわけですが、知名C団地の敷地の造成並びに取りつけ道路あるいは本体工事に入る予定で、平成30年度を終期にC団地の整備を図る予定としております。

それから、⑮防災避難所整備による防災拠点施設の機能強化であります。これも26年度の補正予算で県から相談があったのを導入するというので、現在、各集会所、公民館の避難所としての整備を進めるということになっております。

それから、空き家の解消については、今、全国的に話題になっております空き家の特措法を国で法律をつくりましたので、それに呼応した対策を講じていきたいというふうに思っています。

それから、あとは財政基盤の強化については、先ほど来申し上げておりますとおり、何といても、やはり今、国が進める地方創生にどう対応するかということがあります。今議会が終わり次第、町内にプロジェクトをつくって取り組み、そして多くの皆さんの意見をいただきながら地方創生に取り組んでまいりたいというふうに思いますし、かなり膨大な作業になると思います。そのための先行型の交付金もいただいておりますので、そこらを活用しながら万全の体制で地方創生に取り組んでまいりたいというふうに思います。

それから、大きな6番ですが、17ページ、先ほどもありましたように、ことし

は戦後70周年記念になりますし、また来年度、町制施行70周年という、この2つをリンクさせながら、連携しながら何らかの節目として事業を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと長くなりましたが、これで終わります。

○議長（今井吉男君）

これで施政方針表明を終わります。

しばらく休憩します。次の会議は午後1時から再開します。

休 憩 午前 11時51分

再 開 午後 1時00分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

田中議員は少しおくれる旨の連絡がありました。

△日程第7 一般質問

○議長（今井吉男君）

日程第7、一般質問を行います。順番に発言を許可します。山崎賢治君。

○6番（山崎賢治君）

皆さん、こんにちは。議席6番、山崎賢治が次の3項目についてお尋ねいたします。

大きな1番、地方創生の取り組みについて。

政府は、昨年末、人口減の克服と地方創生を目指す長期ビジョンと安倍政権が重要課題とするまち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定され、2020年までに、地方での若者雇用創出や東京圏からの転出者をふやす目標が打ち出された。また、地方自治体に地方版総合戦略の策定を求めており、自治体側の主体的な取り組みと活性化に向けた一層の工夫を求めているが、知名町としてはどのような取り組みを検討しているのか。また、次の点についてどのように考えているのかお尋ねします。

①若者雇用対策について、どのような取り組みを考えているのか。

②農林漁業や観光などのサービス業で、本土からのI・Uターン組の雇用の創出はどのように考えているのか。

大きな2番、水土里サークル活動について。

今年度より、農地・水保全管理支払交付金が多面的機能支払交付金へ組みかえら

れ、法律に基づいた制度となったが、地域への周知徹底が図られていないため、制度の中身が理解されていないのが実情だと思います。サークル活動を推進するに当たり、次の点についてお尋ねします。

①従来の活動は、結いのきずなで取り組んできたが、今後は法律で規制されるために地域住民に負担がかかるのではないのか。

②農地維持支払交付金と資源向上支払交付金の2つの支払いから構成されているが、同時に取り組むことができるのか。

③地域リーダー不在の組織も想定されるが、広域組織としての取り組みは検討されているのかお尋ねします。

大きな3番、住吉暗川周辺の環境整備について。

住吉高倉前に、このほど観光拠点施設整備事業によって公衆トイレが完成し、住吉暗川、九本柱高倉への観光客もふえてくることが予想されます。

一方、史跡や文化財を伝承していくためには、それなりの環境整備も重要な課題だと思いますので、下記の点についてお尋ねします。

①暗川中ほどに水神記念碑が建立されているが、文字が欠落し、判読しにくい状態になっている。記念碑近くに説明板の設置はできないか。

②暗川入り口付近の民家側の石垣が落石し、危険である。崖崩れ防止対策はできないか。

③高倉のカヤの腐食が激しく、雨漏れ状態になってきており、ふきかえの時期に来ていると思うが、どのように判断しているのか。

④九本柱の説明板の設置の必要性を感じているが、検討されているのかについてお尋ねします。

以上で最初の質問を終わります。

○町長（平安正盛君）

それでは、ただいまの山崎議員のご質問にお答えいたします。

大きな3番目は教育委員会の所管事項ですので、教育長から答弁いたします。

大きな1番で、まず①ですが、市町村でのまち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆる地方版の総合戦略は、昨年11月に公布、施行されたまち・ひと・しごと創生法第10条に基づき策定されるものであり、その内容としては、1つ目に基本目標、2つ目に講ずべき施策に関する基本的方針、3つ目に具体的な施策とされており、市町村においては平成27年度中に地方人口ビジョンとあわせて地方版総合戦略を策定することが義務づけられております。

本町におきましても、さきの施政方針でもお示しましたが、27年度中の策定

に向け、庁内にプロジェクトチームを設置するなど、早い時期に策定し、27年度から取り組みを加速させてまいりたいと思っております。

ご質問の若者を含めた雇用対策については、国も総合対策の基本目標の中で「地方における安定した雇用を創出する」を掲げており、国においても最重要課題として位置づけられています。「しごとづくり」は、まち・ひと・しごと創生の好循環を生み出す重要な分野であることから、本町の地方版総合戦略にも十分に位置づけられるよう検討してまいります。

なお、その具体的な施策に当たっては、国の平成26年度補正予算で創設されました地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、既に内示の決定もありますので、それを活用し、地域課題解決のため、人材育成事業として雇用創出のステップとなる講習会等を行う事業を先行して実施する予定であります。

②については、先ほど説明いたしましたように、地方版総合戦略の中に、U・Iターン者が住み続けていける魅力あるまちづくりを実現するため、企業誘致により新たな雇用の場を含めた雇用を創出する目標を盛り込むように検討しているところであります。

大きな2番目です。

まず①ですが、農地・水保全管理支払交付金では、1期対策として平成19年度から23年度、2期対策として24年度から、予算に基づく暫定的なものでありましたが、今後は多面的機能支払交付金として、法律に基づく公準的な補助事業として取り扱うこととなり、安定的な制度となります。これまで同様の活動内容については全て引き継がれるもので、特別に住民負担がふえるものではありません。多面的機能支払交付金の制度の周知を図るため、各集落の支援隊にパンフレットを配布し、事業説明会を開催し、27年度事業がスムーズに移行できるように指導してまいりたいと思っております。

27年度からの主な変更点ですが、まず計画の制度で、活動組織は事業計画を作成し、市町村の認定を受け、それに基づいて活動に取り組むこととなっています。したがって、地域主体ということが前提になるかと思っております。

補助金の交付ルートが変わるわけですが、これまでは地方協議会、従来、県の土地改良事業団体連合会からやっていたこととなりますが、その地方協議会から活動組織に交付されるルートでありましたが、今後は国から都道府県を経由して市町村が活動組織へ交付することとなります。

また、3つ目に、担い手農家の育成や土地持ち非農家を含めた体制づくりなどの推進活動、多面的機能の増進を図る活動など、沖永良部事務所農村整備課と耕地課

では、事業が達成できるように指導、助言に取り組んでまいりたいと思います。

②ですが、事業内容によっては、従来のもと新制度に基づくものを同時に取り組むことができます。農地維持支払交付金では、農地、水路、農道の基礎的保全事業や地域資源の適切な保全管理のための推進活動に取り組むこととなります。

もう一つの資源向上支払交付金では、地域資源、例えば農地、水路、農道などになりますが、その質的向上を図る共同活動としての水路、農道等の軽微な補修、農村環境保全活動、これは植栽活動や河川の補修、多面的機能の増進を図る活動として、遊休農地の有効活用や農村文化の伝承活動も対象となります。また、施設の長寿命化のための活動として、施設の補修・更新などもありますので、本町では、現在のところでは4支援隊（正名、上平川、屋者、芦清良）の従来からの各環境保全対策向上支援隊が実施をしているところであります。

3番目ですが、地域のリーダー不在の組織の問題ですが、現在のところは広域組織については各環境保全対策向上支援隊から申し出がありません。申し出があった場合に検討してまいります。

広域組織を設立するには、次のことについての要件と協定を結ぶ必要があります。まず、広域組織としての規模は、区域内の農用地面積が200ヘクタール以上を有する場合が対象となります。また、広域協定を行い事業に参加する集落またはその構成員に加え、NPO、地域の関係団体等からも構成することとなります。設立に当たっては、広域協定書、広域協定運営委員会規則、活動計画書等について準備することとなります。

以上です。

○教育長（豊島実文君）

3番、住吉暗川周辺の環境整備についてお答えいたします。

住吉暗川は、かつては貴重な水源として、水くみ、洗濯、水浴に利用され、住民の社交の場、憩いの場として活用されておりました。この貴重な遺跡の保存や周辺の整備につきましては、九本柱高倉の移設、公衆トイレの設置など、これまで進めてきましたが、今後も引き続き環境保全に努めてまいりたいと考えております。

さて、議員ご質問の①についてお答えいたします。

住吉暗川の碑文につきましては、東條恒夫氏による判読分が町史に記載されております。これをもとに碑文の欠落している文字の確認や現代文に訳した資料の確認などを行い、説明板の設置について検討を進めていきたいと思っております。

次に、②についてお答えします。

住吉暗川の指定地につきましては、字有地と民有地から成っており、ご指摘の箇

所は字有地に含まれるか民有地なのか確認をして、関係者と連携を図りながら、文化財としての価値を損なうことがないよう安全面や景観上のことなどに配慮した対策について検討を進めてまいりたいと思います。

③についてお答えします。

高倉のふきかえにつきましては、現在ふきかえの時期であることは承知しており、昨年から補修、ふきかえのための良質なカヤの確保のために、カヤの栽培について検討を行っているところであります。今後、住吉字とご相談しながら、ふきかえのためのカヤの植栽等について準備を進めたいと考えております。

次に、④についてお答えします。

九本柱の高倉の説明板につきましては、住吉字区長と設置場所について協議をし、早急に説明板の設置の準備を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○6番（山崎賢治君）

それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

まず、大きな1番の地方創生の取り組みについてでありますけれども、政府は約1兆円もの大型予算を組んで日本列島改革に取り組むわけでありましてけれども、その中で、まち・ひと・しごと創生につきましては3つの基本方針が打ち出されているわけでありまして。

それによりますと、1つ目は若い世代の就労、結婚、子育て支援、2つ目に人口の東京一極集中からの是正、3つ目に地域の特性に即した地域課題の解決という、3つの基本方針のようであります。それに基づいて、各地方公共団体については、27年度中に地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定が求められていることとありますけれども、そこでお尋ねいたしますけれども、この人口ビジョン策定に当たっては、数値目標を設定して、その仮定値に基づいてビジョンづくりを行うということになっているようですが、その数値目標はどうなっているのかということと、また、その策定に当たっては、地域のあらゆる分野の人材の参画が求められているということになっているようですが、知名町としてはどのように考えているのかお尋ねをしたいと思います。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

まず、人口の数値目標でありますけれども、これにつきましては、地方版総合戦略事業というのがありまして、先行型という26年度補正の分ではありますが、その中で調査方法があります。それを使いまして人口の数値目標、それから解析等を行っていきたいというように思っております。

それから、策定に参加するということですが、国のほうが示しました中に、外部の有識者を含んで意見を反映させなさいということもありますので、民間の団体、例えばNPO法人とかを入れた形で、第三者委員会等も設置していければというふうに考えております。

○6番（山崎賢治君）

次に、地方版総合戦略の策定についてでありますけれども、これについては、先ほど町長の施政方針にもありましたように、町の総合振興計画を踏まえながら策定をされていくということのようでありまして、その根本的な基本的な部分については、昨年の2月に広域事務組合から発表されております奄美群島成長戦略ビジョンというものの基本計画に沿った内容ではないかという認識を持っておりますけれども、そうではなくて全く別のメニューで策定をされるのかということの質問と、それから策定に当たっての时期的なものはどうなっているのかについてお尋ねをしたいと思います。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

この地方版総合戦略につきましては、奄美群島成長戦略ビジョン、これも欠かさずわけにはいきません。これは群島統一の計画ですので、これに沿った形で、また地方の特性を生かしたものも入れていきたいというふうに考えております。

○6番（山崎賢治君）

それから、①の若者雇用対策についてでありますけれども、それについて、先ほど町長の答弁もございましたけれども、雇用問題で避けて通れないのが住宅問題だというふうに考えます。

そこで、現在の知名町の空き家状況、それと空き家バンクの利用状況についてお尋ねをいたします。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

空き家調査につきましては、大変申しわけありませんが、26年度、調査を実施していませんため、直近でいきますと平成25年7月10日から8月23日にかけて実施しました資料でお答えしたいと思います。

まず、11集落から73件の回答をいただきました。住める家で、貸せる物件が3件、貸せないのが29件、住めないのが9件、それから危険家屋が9件、不明が23件という調査結果になっております。

それから、現在、企画振興課のほうで進めています空き家バンクに関してですが、11件登録、ホームページ上でアップしてあります。そのうち、今4件が募集中ということで、7件は既に入居済みだということでもあります。

○6番（山崎賢治君）

状況はよくわかりました。空き家につきまして、人口問題研究所という機関による将来推計人口というのが出ています。これは平成25年3月の時点での推計値でありますけれども、それによりますと5年後の平成32年には251戸もの空き家が発生するというような予測が出ています。ちなみに、現在の知名町の住宅総数を見ても3,426戸あるんですけども、5年後には3,175戸になるということで、現在より251戸減少する。ということは251戸空き家が発生しますよということですから、知名町においては、財源不足のために町営住宅であるとか、あるいは若者住宅などの建設が困難であるとするれば、250戸も発生する空き家の再利用対策を充実させることが必要なことではないかというふうに考えますけれども、その点についてどのように思われますか。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

議員ご指摘の251戸減少するということですが、現在、企画で進めています定住促進につきましても、27年度以降の開始の予定で一応めどをつけるということでもあります。

空き家につきましては、対地主と所有者等の考えもあろうかと思えます。先ほど、私が申しあげました貸せない家というの也被れてくるんじゃないかと思えますが、そういうものも勘案して、どういう事情で、どのような形で進めていいか、検討していきたいというふうに考えております。

○6番（山崎賢治君）

課長おっしゃったように、貸せない家というのは、この町で非常に多いのは事実ですよね。ですから、その部分へもっと何か魅力ある部分を、家主に対してインパクトのある政策を打ち出すのも必要じゃないかなというふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、先月の2月28日付の新聞を見ても、隣町の玉城集落が空き家を活用した空き家プロジェクトを立ち上げて移住希望者の方に定住促進を図るという記事が載っていましたが、我が町においても、そのような取り組みをやはり区長会などに要請して立ち上げるべきではないのかというふうに考えますが、その点についてはどのように考えますか。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

これにつきましては、前々から議員の皆さんから質問を受けております。要するに、地域おこし隊の関係じゃないかと思うんですけども、これにつきましても26年度補正で一応要望はしてあります。事業名としては、知名に住み隊員育成事

業という事業名で、今回、平成26年度補正で計上する予定にしております。

○6番（山崎賢治君）

空き家については早急な対策が必要だと考えておりますので、ぜひ進めていってほしいと、そのように要請をしておきます。

それから、②のIターン・Uターンの方々の雇用についてであります。

先ほど町長の答弁もございましたけれども、現在、町が取り組んでおります島桑事業についてお尋ねしますけれども、この分野についても5年後の長期ビジョンというのは当然雇用の部分で視野に入っているとは思いますが、この島桑事業についての5年後のビジョンについて、町としてどのように考えているのか。例えば栽培面積、それから生産量、販売量、従業員の雇用の部分まで含めてのビジョン、これについてお尋ねをいたします。

○農林課長（安田末広君）

島桑の5年後の長期ビジョンということでありまして、面積につきましては、今現状のところ約1.5ヘクタールほどございます。その中で、長期的には約2ヘクタールほどにはしていかなければならないなというふうに思っておりますけれども、何分出口戦略のほうもかなり重要でございまして、その辺の確保をもって、また入り口のほうの戦略ももう一回練り直さなければならぬというふうに思っているところであります。

○6番（山崎賢治君）

まだスタートしてさほど経過をしてない事業ですけれども、やはりこの部分でも町として責務を持って、ここの分野で雇用も創出するという部分はぜひ視野の中に入れて取り組みをしていただければというふうに要請をしておきたいと思っております。

地方創生事業につきましては、策定について、各地方自治体の知恵比べというように言われております。執行部の英知を結集して、やっぱり活力ある知名町づくりにぜひビジョンの策定に取り組んでいただければというふうに考えております。

次に移ります。

次に、水土里サークル活動についてであります。

①の件でありますけれども、この交付金制度につきましては、昨年の6月に法案が成立しまして、この4月から実施されるということになっておりますけれども、その交付金額をみますと、平成25年度までの農地・水保全管理支払交付金の場合においては282億円でありました。ところが、今回の多面的機能支払交付金の場合は、実に483億円ということで大幅に増額になっております。ということは、各支援隊の活動量が大幅にふえるのかというのが予想されますけれども、その

辺についてどうなんでしょうか。

○耕地課長（東 哲次君）

活動の補助金につきましては、以前は共同活動の分の2,800円と、それから向上活動の2,000円ということであったんですけども、この共同活動の分が、新設されました農地支払が2,000円と、それから、さらに組みかえをされました向上支援支払というのが75%で1,080円と。この1,080円を前年度は上回っていますので、面積は同じであっても1,080円の予算がつきますよということですので、この予算を十分に活用していただくように、決して事業をたくさんしなさいということではありませんので、これからいろんな事業ができますので、この事業を選択していただけて、できるだけ予算を使えるように、皆様方が知恵を出し合えば、いろんな事業に活用できますので、その点はまた支援隊のほうやこちらのほうから指導していきたいと思えます。

○6番（山崎賢治君）

そういう理由があって予算が大幅にふえたということでありませぬ。

それから、今回の多面的機能支払交付金と従来の農地・水保全支払交付金、この2つの大きな相違点、地域住民がわかりやすいような部分についてお尋ねしたいと思えます。

○耕地課長（東 哲次君）

今回の改正、ポイントということで、6点ほどあります。

その1点目が、従来の農地・水保全支払活動の内容は全て継承すると、先ほど町長のほうからお答えがあったとおりです。それから、新しく新設されました農地維持支払につきましては、農業者のみでも取り組んでよろしいでしょうと。一般の方を入れなくても、そういう組織立てもできますよと。それから、先ほど話しました支払単価が変わりますよ、高くなりますよと。それと、後で出ます広域として取り組みをしていただいてもいいですよ、そのかわり事務は広域化になりますよと、これは条件がありますけれども。それから、地域の工夫でさまざま特色ある取り組みができますよということは、どちらかというと、これまでよりも事業の項目が追加されております。

ことし新しく県のほうの方針を出しましたのが農道の侵食防止、これは舗装事業ですけれども、農地維持でもできますよと。それから、農用地への進入路の補修、これもできますよと。それから、パイプラインの保存、これは以前もありましたけれども共同活動で。それから、安全施設の適正管理。また、防護柵の設置、これが鳥獣害防止とか、そういうものもできますよということ。それから、取水施設、沈砂

池、水路、のり面の補修、長寿命化でできますので、これについては、以前も補修はできました。

それから特に客土とか、深耕バケット、それから心土破碎、こういう事業もできるようになったということで、いろんな工種がふえてきたということです。そういう形の中で、これからその工種的な中身につきましては、こちらのほうで支援隊のほうへ説明会を開きまして十分説明をして、その取り組みをしていただきたいと思います。

○6番（山崎賢治君）

取り組める分野がふえたということですよ。

それから、②の同時取り組みについてでありますけれども、資料によりますと、従来の共同活動と向上活動という分野が多面的機能へ組みかえをされて、このたび新しく農地維持支払交付金というのが創設をされたということです。その場合に、新しく創設された分野については取り組み要件として農業者などで構成される組織を立ち上げる必要があるというふうに資料の中に明記してありますけれども、そうなった場合に、また新しく町との協約の締結をせねばならないかということ、それについてどうなんですか。

○耕地課長（東 哲次君）

これにつきましては、農業者のみでも組織できますよということですが、これまでどおり地域を含めた今まである組織がそのまま継続しても結構ですよということです。これから新しくつくるのは大変ですので、これまで組織された組織活動がそのまま継続されて、それと当然、今回もまた町とは契約はしなきゃいけませんので、この事業が新たに補助事業として始まりますので、協定はまた結ぶということになりますけれども、組織としては従前どおりで何ら構わないということです。

○6番（山崎賢治君）

構造としては自動更新やけれども、契約は再度町との協約の締結が必要ですということですね。

それから、資源向上支払交付金というのがありますけれども、この場合は、地域資源の質的向上を図る共同活動という部分を中心になっているために、地域住民にとっては非常にハードルの高い作業になるんじゃないかなという想像をするんです。それについて、その組織体が、二の足を踏む構成員もいるんじゃないかなという感じを受けますけれども、その点についてはどうですか。

○耕地課長（東 哲次君）

活動内容につきましては従前と何ら変わりはなく、先ほども申しましたように活動項目がふえただけでありますので、住民が戸惑うとか、そういうことはありません。というのは、資源向上支払に関する活動につきましては、これまでどおり農道の部分補修とか、ひび割れの修理とか、あるいは植栽活動とか、そういう活動に使えますので、別に住民が戸惑うとか、そういうことはありません。

ただ、この活動の中で、それぞれ農村の伝承文化の継承とか、そういうものにも使えますので、いろんな使える幅もふえましたということです。ぜひこれについては活用していただいて、これまでそれぞれ文化の伝承に使えるということであれば、今、住吉字が持っている何かがあると思いますので、その辺についても使って結構ですよという金ですので、そういう点について、これからそれぞれ支援隊のほうへはこちらのほうで説明をします。大いに活用をさせたいと思っているんですよ。ご理解いただきたいんです。

○ 6 番（山崎賢治君）

次に、多面的機能の増進を図る活動という項目がありますね。この活動については任意の活動であって、取り組みをしない場合は交付金単価は通常の6分の5になるというふうに明記してあるんですよ。活動しなくても申請さえしておけば、この交付金の支給対象になるのかという解釈もできますけれども、その点についてどうなんでしょう。

○ 耕地課長（東 哲次君）

あくまでもこれにつきましては、先ほど町長からありますけれども、推進活動です。これは何かといいますと、やはり担い手農家を育てたい。農地集積をしてください。というのは、耕作放棄地をできるだけ減らそうという制度ですので、支援隊の中では、かなりこの中身を知っていますので、この中で推進活動、話し合い活動をしていただければ、何ら問題はありませんで、お互い話し合い活動をしていただいて、そうしていただくことによって、この補助金はそのままもらえます。ただ、必ず推進活動の中で、これをしなさい、あれをしなさいという決まりはありませんので、とりあえず話し合いをしてもらえれば、それでもうもらえますので、そういうことをご理解いただければと思います。

○ 6 番（山崎賢治君）

次に、私が質問状の中で、広域組織の取り組みということで、さっき町長のほうから答弁ございましたけれども、大幅な200ヘクタールの云々という、そういうつもりで一般質問をしたんじゃないかと、例えば高齢化のために地域などの過疎化による影響によって組織的なサークル活動ができない組織が起り得る可能性もある

わけですよ。その場合に、隣の組織との共同作業、そういうものも視野に入れて、この活動はする必要も出てくると思うわけです。そのときに、そのような共同作業に対して、行政がそのような取り組みを前に進めていけるような対策を町としてはどのように考えているのかということをお尋ねしたかったんですけれども。

○耕地課長（東 哲次君）

若干広域の考え方なんですけれども、先ほど町長からありましたように、これは基準が200ヘクタールを超えないと広域的組織にはならないということです。ですから、小さい支援隊が幾つ集まってもいいんです。10個でも20個でもいいんですけれども、200ヘクタールを超えた組織をつくらないと、この基準に当てはまらないということです。ですから、組織のない組織にはお金はおりませんので、当然組織がなければいけませんので、この多面的機能支払交付金を受けるためにはどうしても組織化は必要ですよ。

ただし、200を超えたら一組織として見ますので、200を超えた広域的なものが一組織ですので、これで組織をつくってもらえば結構ですということです。ですから、先ほど議員がおっしゃるように若い者がいなくてなかなかそういう組織化ができませんけれども、もし広域化をしたいということであれば、200ヘクタール以上になるような組織と合併といいますか、何かしていただいて、ただし代表者は出さなきゃいけませんね。ただ、相手方がどう認めるかとか、その辺もありますので、組織同士の字同士のいろんな関係がありますので、非常に難しいんですけれども、というのは、やはりお互いの代表者が話し合っただけで組織をつくりましたら、一つの予算で執行しますので、どちらへ配分するかというと、いろんなトラブルが起きると思いますので、できましたら、今の従来組織の皆さんが頑張っていて、その組織の中で運営していただけたら、やはりスムーズにいくものと思っています。

○6番（山崎賢治君）

わかりました。

それから、地域の構成員というのも発足当初からはかなり変動が起こっております。したがって、この制度の中身をよく理解されていない地域の構成員の方々も多くいらっしゃるというふうに考えますので、各集落での説明会は絶対に必要な部分だと考えますので、その辺の説明会の予定などはどうなっているのか。

○耕地課長（東 哲次君）

新制度への説明会につきましては、各集落へ連絡をしてありますので、あしたの19時から中央公民館のほうで、それぞれ代表者を集めまして説明をします。その

中で、どうしても後でも必要ということがあれば、また字へ入っても説明をしていきたいと思えます。

○6番（山崎賢治君）

ぜひ早急に、できれば各集落単位で説明会をされたほうがいいのじゃないかなという感じはします。

次に進みます。

次に、大きな3番についてでありますけれども、①の水神記念碑についてでありますけれども、あの水神記念碑は、当時の県の石膏職人が来島して狭かった入り口部分を現在の大きさまで開口したというような経緯を記した記念碑であるということであります。明治9年に建立されておりまして、長期間にわたって風雨にさらされているために、しかも漢文で記されているために、非常に判読しにくい状態に現在なっているというのが実情でありますけれども、そのようないきさつの部分を記した記念碑の説明板をあの一角のどこか隅っこにでも設置したほうが観光客へのサービスになるのではないかなという感じはしますけれども、学習課長、どのように考えられますか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（大郷一雄君）

お答えします。

住吉暗川の碑文につきましては、先ほど教育長が申し上げましたとおり、東條恒夫氏による判読分が町史に記載されておりまして、これをもとに、また先田光演先生の著書の中に、これを現代文字に記したものが記されております。こういったものを参考にして、文化財審議委員や郷土史研究家の先生方とご相談申し上げながら今後検討して、ぜひそういう形で碑文を皆さんが読めるようにしていきたいと考えております。

○6番（山崎賢治君）

早急に設置をしていただきたいということです。観光客が下までおりていって、あれは何だろうかということで素通りする方が多いんですよね。裏に回って見ても、漢文で書いておるからさっぱりわからんと。しかも、欠落しているというような状態ですから、ぜひその辺は早急に対策をとっていただければということをや要請をしておきます。

それから、②の崖崩れ対策についてであります。

暗川入り口の付近から通路上をずっと通って下におりていくわけですがけれども、右側の石垣のほうから台風や大雨が降るたびに石が通路上に落ちて、非常に危険な状態になっているというのが実情なんです。しかも、その民家というのは空き家で

あって、地元住民としても非常に対応に苦慮しているというのが、もうずっと何十年も続いておりますので、何とか対策がとれないかということについてのお尋ねなんです。どうでしょう。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（大郷一雄君）

お答えします。

ご指摘の土地につきましては、字有地と民有地から成って、その境界になります。そして、持ち主が字有地なのか民有地なのかをはっきりしなければいけないということで、地籍等をもとに調査を進めてまいりたいと思っております。

その後、いずれにしましても安全確保が必要ですので、地権者が島外にいる関係上、連絡をとりながら、対策について今後早目に検討を進めてまいりたいと思っております。

○6番（山崎賢治君）

現場を課長はごらんになられたと思いますけれども、あの大木の非常に腐りかかった根っこが石を抱いて、ようやく固定をしているというのが現在の姿ですから、事が起こってからでは遅いというふうに感じますので、ぜひ早目の対策をお願いしたい。お願いします。

次に、カヤの件であります。

教育長からも、その時期には来ているという判断をされておられますけれども、非常に雨が降るたびにじゃじゃ漏れ状態なんです。雨の日に行かれたらよくわかりますけれども。それと、スズメのお宿になっています。腐食が激しいために。そういう状態の屋根ですから、もう本当に今ふきかえ作業してもおかしくない時期ではないかなというふうに感じますけれども、ごらんになられましたか。どうですか、見られて、感想は。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（大郷一雄君）

お答えします。

議員ご指摘のとおりで、先日も調査に参ってきましたが、かなり傷みがあるということで、この高倉のふきかえにつきましては、平成21年度に大山から現在の場所へ移設に伴いふきかえをいたしました。その後、住吉字の協力のもと、平成23年度には補修工事も実施しました。それから3年が経過したわけですが、現在ふきかえの時期に来ていることは承知しております。良質なカヤの確保が大変困難ということで、昔と比べてふきかえの時期が短くなってきているのではないかとこの指摘も受けております。このため、昨年からは補修・ふきかえのための良質なカヤの確保のために、カヤの栽培について検討を行っているところでございます。

今後、大体の検討はついてきましたが、住吉字と協議を進めて、3月中ぐらいには場所の確定、そして作業を準備して、4、5月の雨季を待って、新しいカヤの植えつけを始めてまいりたいと考えております。

○6番（山崎賢治君）

12月議会で課長のほうからカヤの植栽の件についてお話をされておられましたけれども、今の答弁の中にもありましたけれども、カヤの植栽はやっぱり梅雨の時期までにはやっておいたほうが枯れないということですので、場所的にもサイクリングロードの第二住吉地区の堤防にずっと海側にされたら、畑側にとっては暴風垣にもなりますから、その辺も検討に入れて植栽をしてもらいたいと思いますけれども、あの道路は町の所有地でしょう。その辺についてはどのような考えでしょう。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（大郷一雄君）

お答えします。

サイクリングロードの付近、それから基盤整備地区にも指定されているということで、関係課とも相談して、昔あの土手の上に植栽をした跡があるということで、このまま私たちがカヤを植えていいものかどうか。もしその場所が適地ということであれば、早速作業を進める準備をしたいと思えます。

そうでなければ、ある程度土地を貸してくれる方がいるという話もありますので、その話も進めながら、4、5月の雨季を待ってカヤの植栽に入りたいと考えております。

○6番（山崎賢治君）

サイクリングロードの堤防の部分は、耕地課長、あれは植栽しても構わない場所ですか。海側の堤防ですよ、第二住吉基盤整備地区の、住吉港の。

○耕地課長（東 哲次君）

暴風林帯として植栽はされていると思うんですけども、ちょっと樹木選定についてはわかりませんが、ただ暴風林帯ですので、それについて、潮が上がらないのであれば何ら構わないんじゃないかと私は思うんですけども。というのは、カヤであっても、やはり暴風林にはなりません。

ただし、今の暴風林帯を崩さないように。というのは、植栽されていますので、今されている分が枯れるようになったらちょっと困りますけれども、そうでなければカヤを入れてもいいんじゃないかと、私なりに思っております。

○6番（山崎賢治君）

残念ながら、植栽した木は1本も生えておりません、枯れて。

ということで、学習課長、ぜひその部分に実行に移したらいいんじゃないんで

しょうか。両課長でお話をされて、地域のためにいいように計らっていただければと思います。

最後に、九本柱の高倉の説明板についてであります。

大山の地にあったときは、たしかそのような立て看板があったように記憶をしております。ところが、今は観光客が来ても、これは何だろうかという客がほとんどだと。外の場所に突然出てきたものですから、どこから持ってきたんだろうかというような声もよく聞きますので、やはり昔の永良部島の倉庫、穀物の保管庫というような、そういうものを理解してもらうためにも、ぜひ設置の必要があるかと思えますけれども、その辺についてどのように考えますか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（大郷一雄君）

九本柱の高倉の説明板につきましては、ほとんど準備ができており、業者のほうにも話をして、つくるといってやっておりましたが、設置がまだできてなかったということで、住吉字区長さんと設置場所などについて協議をしっかりと、早急に準備を進めたいと思っております。

○6番（山崎賢治君）

一日も早い設置を要請して、私の質問を終わります。

○議長（今井吉男君）

これで山崎賢治君の一般質問を終わります。

次に、松元道芳君の発言を許可します。

○8番（松元道芳君）

皆さん、こんにちは。議席8番、松元道芳が次の4項目について一般質問いたします。

1、沖永良部に犬猫病院の開設はできないかについてでございます。

現在、奄美動物病院から年2回ほど獣医が来島されているようでございますが、滞在日数が少ないので、犬猫の病気、避妊手術、去勢手術には至っておりません。いまだに野生化した犬猫はふえ続けている。沖永良部に犬猫病院ができないかを伺います。

大きな2番、ふるさと納税についてでございます。

①これまでの納税の年度別の人数、総額の資料を求める。

②お礼はどんな品をお返ししているのか。

③金額に見合ったふるさとの特産品でお礼をしたらどうか伺います。

大きな3番、庁舎内にBGMを流したらどうかについてでございます。

町民から、庁舎に入りにくいという声が多く聞こえる。島の音楽等を流して雰囲気

気を和らげたらどうか伺います。

大きな4番、フローラルホテル周辺をリゾート風にできないかについてでございます。

- ①メントマリ公園の土手に、ヤシの木を植栽したらどうか。
- ②海水プール、海水浴場はできないものか。
- ③本町特産品の桑茶スティックを客室にサービスできないか。
- ④フロント入り口に四季折々の花をどんと飾ってはどうか。

これで1回目の質問を終わります。

○町長（平安正盛君）

ただいまの松元議員のご質問にお答えします。

まず、大きな1番ですが、犬猫病院が島内になく、平成26年5月から年2回、奄美市の動物病院の獣医さんに出張診療していただいております。滞在日数については、日程調整が難しく、いろいろな病気、去勢・避妊手術をこなす回数が限られているのが現状であります。そこで、年2回狂犬病予防注射を与論町の獣医さんが実施しておりますので、今回からその際にも希望者について施術をしていただけることになるかと思ひまして、現在協議中であります。

ご質問の動物病院の開設については、常設の病院を開設する方が現実にはいらっしやらないという状況で、獣医さんが見つからないこともあり、今後とも十分な診察・治療ができるよう獣医の来島の回数をふやすなどについて、和泊町と一緒に県獣医師会や現在出張診療をいただいております奄美動物病院等へ実現に向かって要望してまいりたいというふうに思ひます。

大きな2番です。

平成20年度から始まりましたふるさと納税制度は、本年度で7年目になります。これまで多くの島外出身者や本町とのかかわりを持った方々から多額のご寄附をいただいております。

お礼についてであります。これまで、バレイショ、ユリの球根、それから生活改善グループが実施していますふるさと便（これは特産の詰め合わせのセットなど）、お礼としてお返しをしているところで、金額的に3,000円相当です。

③ですが、寄附者へのお礼については、1万円以上の寄附者に対して、上半期、4月から9月までの寄附者については10月、下半期、10月から翌年の3月までの寄附者については4月中に、お礼の段取りをしております。現在、フローラルホテル宿泊優待券や桑茶等についても検討しているところであります。

なお、昨年からマスコミなどでこの件が取り上げられたため、国民の関心も高ま

り、自治体側もお礼の品物が多岐にわたり、中には高級・高価なものも見られています。こうした状況に鑑み、国としても、ふるさと納税の経緯や趣旨を逸脱しないよう自治体に自粛を求めていることもあります。そういった状況も踏まえながら、今後、本町としても対応してまいりたいというふうに思っております。

大きな3番です。

町民が気軽に役場に来庁しやすい環境づくりについては、正面玄関の横の花のプランターの設置や窓口職員の接客研修を行い、日ごろから町民の皆さんが気持ちよく来庁できる環境の整備に努めているところであります。

ご質問の庁舎内のBGMにつきましては、音楽の効能により来庁された皆さんがリラックスできることは十分理解できることでありますが、役場に来庁される方は、各種手続、各種料金の支払い、専門的な問い合わせ、相談等いろんな目的で来庁されています。特に窓口の対応につきましては、きちんと町民の声を聞き、しっかり判断しないといけないことから、周りの音など対応に影響の出ない環境づくりもまた大事だと認識しております。このようなことから、庁舎内BGMについては非常に難しい状況だと思っております。

今後についても、接客研修などを行い、職員のスキルアップを図り、庁舎内の美化に努め、笑顔で町民を迎える雰囲気づくりに努めてまいりたいと思っております。

4番、まずメントマリですが、ヤシの木は、低いうちは特に風の影響もないということですが、成長し、高くなると、風や特に台風の強風により倒木するおそれがあり、植栽の場所が土手になると、さらに倒木によるのり面崩壊も危惧されるため、難しいものだと判断しております。

②、ホテル周辺にはプールが整備できる用地もなく、また費用対効果も望めないと思われま。

③、フローラルホテルの客室数は72室あります。現在市販されています桑茶を例に試算しますと、1箱60本入りで2,700円ですので、1本あたり45円になります。これを72客室に1本ずつ置いた場合、3,240円になります。ちなみに現在ホテルが使用しておりますティーパックは約2円です。これを現在72室においてあるわけですけれども、その場合144円で、桑茶にした場合、その約23倍の金額になります。現在のホテルの経営状況からしたら非常に厳しいものだと判断しております。

桑茶のPRも兼ねて、コールドディスペンサーなどを設置し、ウェルカムドリンクとして提供できないかかどうかは、今後ホテル側と相談してまいりたいと思っております。

④、ホテルを利用されるお客さまを花で迎えるため、平成25年度大島支庁管内

の地域振興事業を活用し、ホテル入り口の花壇を整備し、ユリなどの植栽を継続して行っています。また、昨年の11月、役場職員によりユリを植栽したプランターをホテルにも配布するなど、癒しの空間づくりに努めているところであります。また、現在は、この前行われました町の花弁切り花品評会で金賞を受賞した4種類の花もロビーに展示してあるところです。そのような形で、日常的に癒しの空間づくりに努めてまいりたいと、かように考えております。

終わります。

○8番（松元道芳君）

現在、知名町、沖永良部で犬猫の放置、大体何匹ぐらいいるんでしょうか。

○保健福祉課長（田宮光孝君）

今、登録頭数、犬ですね、知名町では618頭、和泊町で642頭ということとなっております。今の放置頭数といいますか、それは実際把握できないですけども、去年、おとし、そのころでは放置というんですか、やっぱり野良犬が結構おりました。去年、東議員に間に入っていて、大島動物病院の方に来ていただいて、それとあわせながら、昨年からいろんな防災無線、あるいは啓発、罰金規則等の周知徹底の中で、最近では捕獲する頭数は非常に減ったという認識を持っております。その際についても、飼い主が見つかった場合には当然連れて行って飼っていただくというふうな指導徹底もやっておりますので、そういった意味では野良犬は減ったという認識であります。

○8番（松元道芳君）

そこですが、25年度、まだ26年度はありますので、飼い主が見つからずに殺処分された犬猫ははいたんでしょうか。

○保健福祉課長（田宮光孝君）

一応手元にデータがあるんですけども、これは病死を含むですけども、このデータの中では、知名町で平成24年25頭、25年3頭、26年2頭という数字が出ております。

終わります。

○8番（松元道芳君）

今、この数字を見ると、かなり減ってきているようですが、やっぱり犬猫病院、大島から来ている方とか、与論町におられますよね、年2回狂犬病の接種に来る方が。そういうこともありまして、減っていると思いますが、いまだに避妊治療しないんですけども獣医がないということで与論町のほうに送っている方がいますね。実は今回、その声で出したんですけども、与論町の方が、年に2回しか来ら

れないということで、延泊は私もお願いしましたがけれども、ちょっと金銭的に難しいということでありました。今、送っている方に聞きますと、航空便で与論町まで片道3,000円、往復6,000円ということでした。それをまた空港まで持って行って、また取りに行くんですけれども、その手術料を聞いたら、犬で2万円かな。猫で1万4,000円と聞いていますが、やはりそういう負担もありますので、ぜひ、獣医さんの滞在日数をふやしていただけるという先ほどの答弁でしたけれども、どうでしょうか。

○保健福祉課長（田宮光孝君）

3年ぐらい前ですか、結構うちの先輩方が沖縄まで連れて行って治療してもらっているという声は以前にも聞いておりました、その後、今おっしゃる和泊町の先生については、接種の関係で永良部に来ていらっしゃいます。その際にあわせて治療したり、あるいはそのときできなかった皆さんを和泊町のほうに送っていただいて治療していただいているということでもあります。

当然、町としても、そのような方が町内、島内にいらっしゃれば一番いいことでありまして、このことについては、今後ともそういった情報等があれば、町のほうとしてもいろんな方にお会いしてお願いしていきたいというふうに感じております。

○8番（松元道芳君）

それが功を奏しているかと思えますけれども、やっぱり野良猫は減ったという方は、確実にそういう手術を施したということで減っていると思えます。

実は、私どもも猫を飼ってまして、避妊手術はまだしていませんけれども、獣医さんが日にちがなくてできないということでありました。うちの家は猫1匹をもらってきまして、それが5匹の子供を産みまして、5匹の子供がまた孫を産んで、最高17匹飼いました、親子で。何とかできないかということですが、人間は調整できますけれども、動物ですので、どうもできなくて、皆さん困っていますので、野良猫対策もありますので、ぜひとも獣医さんの沖永良部の宿泊をふやして、知名町、和泊町のそういう手術を受けさせたい方々の要望に応えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

1番はこれで終わります。

それでは、2番目に入らせていただきます。

先ほど、ふるさと納税の件で資料をいただきました。平成20年度から26年度まで合計2,559万6,500円、これだけのふるさと納税が収入源になっておりますが、これはどんなふうにご利用しているのでしょうか。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

この使い道であります。平成22年度に一度、60万円繰り出しをしております。それは出産関係の事業として60万円の繰り出しをしているのみであります。

○8番（松元道芳君）

あとの予定はないのでしょうか。今現在、60万円だけしか使ってないわけですか。まだまだかなり残がありますけれども、我が知名町も、いつものとおりですけれども、財源がないということで、なかなか私や町民、また同僚議員の要望がかなえられてない状況ですが、今後そういうものにもこの予算を使っていく計画はないのでしょうか。

○町長（平安正盛君）

今、課長が説明をしたとおり、いろんな事業に充当して活用したいということで始めたわけですけれども、その後、次々過疎債のハード事業が入ってきたものから、過疎債のソフト事業でいろんな事業して、もともとはふるさとづくりの基金で充当していく予定でしたけれども、過疎債のソフト事業が充当できるようになったものから、今そこに対応して、できるだけ急を要する財源の組みかえ等に活用したいということで、現在のところ造成中であります。

○8番（松元道芳君）

ぜひともこのすばらしい財源を活用して知名町の活性化につなげていただけたらと思います。

先ほども答弁でありましたけれども、まさに今ふるさと納税のラッシュですよ。いろんなところで市町村が、自治体の実施しております。一つの例としまして、宮崎なんです。100万円ふるさと納税したら宮崎牛1頭、そして焼酎ということで、これは当初4億円だったのが20倍の80億円に膨れ上がっております。まさにこれが功を奏しているんじゃないかなと思うんですが、我が知名町も先ほど答弁の中でまだまだちょっと少ないような気がしますけれども、1万円の方に3,000円相当のふるさと便と聞いておりますが、高額の方にはやっぱり一緒なんですか、お返しとしては。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

現在は、金額の多い少ないに関係なしにして3,000円相当という品物を送っているところであります。

○8番（松元道芳君）

これは、やはりもう少し金額に合わせたふるさと納税の特産品の御礼をするべきではないかと思っております。これまでの納税の最高金額はどれぐらいだったんですか、本町で。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

ただいま手元に資料がありませんが、たしか最高40万円程度の寄附がありました。

○8番（松元道芳君）

意外と少ないですね。40万円しかなかったんですか。もっとあるんじゃないですか、大口が。後でまた答弁いただければよろしいですが、この金額を上げるためにも、もっと魅力的に発信するべきではないかと思います。今のままでいくと、なかなか10倍にはならないですよ。20倍は無理ですよ。やはり金額に見合わせたふるさと納税の御礼という形にすれば、もっと伸びると思いますが、いかがですか。

○町長（平安正盛君）

先ほども申し上げたように、今このことについて、いろいろ国で賛否両論があるんですよ。先ほどもありましたように、総務省は大臣みずから、そういった過熱な獲得は自粛しなさいというのが。自治会でよく言われるのが、当初はジャガイモをお礼にしておったんですけども、かなりの皆さんから、何でお礼するのと。私も町のために寄附して、町に何らかの形でいろいろ支援したいんだ。そのために送っているんだよと。それをお返しするのもおかしいんじゃないかという意見が多々ありました。

ただ、今こういった状況になっているので、若干のお返しも必要かなとは思いますが、もちろん多額、今おっしゃるような100万円とか、それなりにまた考えないといかんですけれども、基本的には、やはり先ほど申し上げたように、ふるさと納税制度の趣旨を十分理解していき、また寄附される皆さんにもそのことは理解していただかなければ、今、お礼を目当てにやっている部分がありますので、そこは私自身、個人的にはいかなものかなというふうには思っております。もちろんそれを全くノーだということではないですけれども、そのことについては今後検討したいと思います。

○8番（松元道芳君）

今、ふるさと納税の件でデッドヒートしておりますよね、全国的に。中にはやめたところがあります。まず、これは1,000万円ふるさと納税したら、町内に住宅を提供しようということでありました。これはやめたそうです、続かなくて。そういう例もあります。また、長崎県の平戸市では、パンフレットをつくって、今、冠婚葬祭でお返しがありますよね、そういうパンフレットが来ますので、その中から金額に合わせた商品を選んでもらうと。そういうこともありますけれども、ちょ

っと考えてみないですか。

○町長（平安正盛君）

実態をよく最初に確認していないので、わからないけれども、例えば1,000万円をしている皆さん、本当にふるさと納税なのかどうかですよ。別に、ふるさと納税の制度は、それぞれの住んでいらっしゃる市町村民税の1割以内ですから、例えば100万円市民税を納めているんだったら、10万円までしかできないんですよ、今は。4月からはそれが倍になって2割までできるんですけども。本当にそうだったら、通常の寄附もカウントしているんじゃないかなど。もちろん確認はしてないのでわかりませんが、市長村民税で100万円寄附するということは、その倍ですから、どうかなと思います。

ただ、先ほど申し上げたようにいろんな方法もあるし、現実に私ども家族で一人で40万円、あと奥さん、子供でもかなりの金額をしている方もいらっしゃいますけれども、とにかく先ほど申し上げましたように、多くの皆さんは町の財政を支援したいんだということなので、表現はどうかと思うけれども、別に物をもらいたくて、お土産をもらいたくてしているわけじゃないよと。そのことは十分考えてくださいよということは言われています。

ただ、今後こんな状態になれば、これはちょっと考えないといかんけれども、ちょっと過熱ぎみのところがあるので、先ほどから申し上げているように検討させてください。

○8番（松元道芳君）

そういうパンフレットもできて、自治体が競争しているんですよ。デッドヒートしています。この先どこまでいくかわかりませんが、ちょっと過熱ぎみですので、私もできるだけふるさと納税を全国の皆さんからいただいて、少しでも町の財政が楽になるんじゃないかと思って出したところですが、お礼としまして、現在1万円以上ということですが、もう少し上乘せして30万円の方は30万円に見合ったお礼をするということを検討していただきたいと思います。

まず、特産品としまして、やっぱり花の島ですから、ユリ、グラジオラス、カサブランカ、桑茶、ジャガイモ、そういうものがありますので、金額に合わせて年に2回とか、その方に、せっかく納税していますので、期待はしてないかもしれませんが、やはりお礼としてお返しするべきではないかと思います。

永良部の特産品のついででございますが、私が皆さんの手元にお配りしておりますことしの自治会館のふるさと市場の件ですが、ここで一番売れたのが花でした。グラジオラス、ユリ、カサブランカ、トルコキキョウ、大ヒットしました。おかげ

さまで完売してきましたけれども、我が知名町が誇る鹿児島市での自治会館での特産品フェア、町長が力を入れております桑茶、これを正面玄関に持ってきまして、試飲をさせて販売しました。農林課の方、それから企画振興課の職員が来て、私も観光協会と一緒に販売をしました。

まず、その段取りを元栄所長がしていただきまして、鹿児島島の沖洲会のメンバーにはがきで連絡していただきました。おかげさまでたくさんの方が来られて、知名町、ふるさとの特産品を買っていただきました。まず日曜日は、スケジュールとしましては、元栄所長の案内で南日本新聞を表敬訪問しまして、翌日月曜日は、伊藤知事のほうにも、そして県警のほうにも行ってまいりました。やはり島の花をPRするためにも、ミス知名2人が同行して、私は引率ですけれども、お花を贈呈してきました。そのおかげで、MBC、それからNHKが3時間ほど、この自治会館で取材していただきました。町長がトップセールスで、町長もしょっちゅう映っていましたけれども、本当に知名町の自治会館での特産品フェアが大盛況でありました。

ことは、2日間で161万円を売り上げました。これまでの最高記録です。前年までは121万円でした。私も去年から参加しておりますけれども、2日間で161万円売り上げました。ちなみに、ほかの市町村は10万円から30万円内です。いかに私どもの町がこれに力を入れているかということです。特産品ですので、皆さん期待をして、来て、買い物をして帰りました。ということは、初日に、月曜日ですけれども、午前中で売り切れた商品がありまして、まずカサブランカ、ユリ、それから黒糖ピーナッツ、えらぶかまぼこ、これが売れまして、翌日は売るものがないので、青年部の方がいましたので、ひっさげてきてもらって、これまででない売り上げを達成することができました。ほとんど返品はなかったんですけれども、来年は売れ筋をもっともっと持って行って、記録を来年また更新していきたいと思しますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、3番目に入りますけれども、庁舎内にBGMを流したらと。これは、ほかの自治体でやっているところはありますか。

○総務課長（栄 信一郎君）

鹿児島県内全ての自治体は調査してございませんが、郡内の自治体においては、どちらの自治体においても採用はいたしておりません。

○8番（松元道芳君）

庁舎は、かたいところでありまして、やはり少し入りにくいという町民の声が大であります。先ほど答弁でありましたけれども、大き過ぎたら何もなりませんので、まず試験的にやってみたらどうですか。これこそお金はかからないですも

のね。私が一般質問で持ってきましたので、金がかからないからね、いつも大体わかっていますので、ちょっと試験的にやってみることはできないですか。

○総務課長（栄 信一郎君）

先ほど町長の答弁にもございましたように、1階にいらっしゃる皆さん、特に保健福祉課、町民課等には、いろんな相談で参ります。聴覚に障害を持っている方もいらっしゃいますので、その辺も鑑みますと、BGMは厳しいものじゃないかと思っております。

○8番（松元道芳君）

これは日本初ですので、やってみたらどうですか。

○総務課長（栄 信一郎君）

私どもの町では、BGMという今ご提案もありますが、職員のスキルアップを図るということで、平成23年度に窓口サービスステップアップ研修事業ということで、県の研修センターから講師をお招きしまして、都合3回研修をしております。1日目は、その講師が全課を回ってみて、2日目は全課の聞き取りをして、最終で先生から報告して、主管課長とヒアリングをして改善すべき点等々を受けてございます。そのようにして、町民の皆さんが役場に来やすいといいましようか、相談しやすい、またお互いの執務環境をよくするというような研修を受けて改善をしているつもりであります。

また、窓口の職員等につきましても、異動等でまたかわっておりますので、近いうち、来年度等にまた要望して、そのような職員のスキルアップを図ってまいりたいと考えております。

○8番（松元道芳君）

現在、商店街では流しておりますけれども、自治体でそういうことはやったことはないと思いますけれども、試験的に小さなボリュームでやってみたらどうですか。

○総務課長（栄 信一郎君）

先ほどから答弁してございますように、聴覚に障害を持った方が聞きにくいということ等になりますと、またいろいろ課題が出てくるかと思っておりますので、今のところ職員の資質のアップで親切丁寧に対応をしてみたいと考えております。

○8番（松元道芳君）

わかりました。ぜひ親切丁寧な笑顔で町民を迎えてください。かたいのが役場ですけれども、もう少し和らげて、リラックスして、町民をお客さんと思って、そういう気持ちで迎えてくれたら、何かいい雰囲気になると思いますので、BGMが無理でしたら、笑顔は無料ですので、ぜひとも町民にそういう笑顔を提供していただ

きたいと思います。

検討はしてみてくださいね。小さなボリュームでいいですから。まずやってみて、やめるのは簡単ですから、ぜひやってみてください、試験的に、町民の声もありますので。これはもうこれぐらいにしまして、4番目に入ります。

じゃ、1番目から順次、ヤシの木はいいと思いますけれども、課長、もう今回でラストだと思いますけれども、ひとつよろしくお願いします。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

ヤシイコール南国のイメージというのは確かにわかります。議員がおっしゃる土手というのは、ホテルからおりてくるあの斜面の場所じゃないですか。

○8番（松元道芳君）

メントマリ公園の前のほうです。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

臨港道路の付近、臨港道路に面しているところでしょうか。

○8番（松元道芳君）

はい。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

確かにいいアイデアだと思いますが、また、これにつきましても検討させてください。

○8番（松元道芳君）

検討はよく聞きますけれども、前向きな検討をしていただきたいと思います。

次の2番目ですが、プールがあればいい感じになりますけれども、前に掘るのは無理ですから、今、小米港があいています。ほとんど使っていませんので、向こうに申請したらどうですか。普通のプールは、ちょっと維持費がいるので、水道代も高いので、厳しいです。向こうでしたら自然の海水でできますので、あそこだったら泊まり客もいい感じで泳ぎに来ますよ。知名漁港は許可が出ないでしょうから、漁船が走っていますので。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

小米港のプールということですがけれども、多分これも許可がおりないんじゃないかと、私は思っております。大変厳しいんじゃないかと思えます。というのは、どうしても外海離島でありまして、台風の常襲地帯であります。どうしても近接した台風でどうのこうのという、また維持管理にいろいろと使われると思えます。

〔発言する者あり〕

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

ちょっとそれは……。

○ 8 番（松元道芳君）

答弁をお願いします。

○ 企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

小米港の海水プールは無理だと私は思います。

○ 8 番（松元道芳君）

諦めましょう。

次、3番目でございますが、今、農林課がというよりも、町が力を入れています桑茶の件ですが、これをフローラルホテルに無償提供できないですか、農林課の課長。

○ 農林課長（安田末広君）

先ほどからの山崎議員の質問でもありましたように、六次化ということで、雇用、それからまた町のPR等々も、この中にかかわってきておりますので、特別にある箇所だけ無料というのは、また考えて、ちょっと無理かと思っております。

○ 8 番（松元道芳君）

ホテルはやっぱり知名町の玄関ですので、そこで試飲をさせたら、お客さんは買って帰ると思うんです。売店がありますので、一番いい場所に知名町の桑茶が置いていますので、目につくと思いますけどね。ホテルとしては財政が厳しいということですが、何とかサンプル程度に全室にお配りできないですか。

○ 企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

先ほど町長の答弁の中にもありましたように、桑茶のPRも兼ねて、コールドディスプレイ、冷やすやつがありますけれども、それ等の設置をして、要するにウェルカムドリンクとして提供してみたらどうかということで、それを検討していきたいというふうに考えております。

○ 8 番（松元道芳君）

桑茶は知名町が力を入れていますので、ディスプレイでフロントのところに置いて、ぜひ試飲をさせていただければいいと思います。そうしてくれると、やっぱり耕作者も元気が出ますから、やはり販売しないと耕作もできません。ぜひとも、今現在ルートあると思いますけれども、もっともっと拡大して販売していただきたいと思いますが、いかがですか。

○ 農林課長（安田末広君）

今、出口戦略のほうに集中して取り組んでおります。

○ 8 番（松元道芳君）

これは知名町の最も力を入れている事業ですので、組合とかいろいろ要望が来ていますけれども、私はそれは知りませんけれども、ぜひとも組合の方に期待を持たせるくらいの勢いで農林課がトップになって販売していただきたいと思います。ここらで休憩するわけにはいきませんので、その勢いをとめずに全国展開で販売していただきたいと思います。

今、どうですか、農林課長、桑茶の状況は。需要と供給は間に合っていますか。

○農林課長（安田末広君）

昨年の9月8日は月曜日でしたので、7日に桑の日というイベントをしまして、10月から売り始めたという状況です。5カ月で今のところ島内だけの収入で250万円、月50万円程度ということになっています。まだまだ浸透・普及させるまでには至っておりませんが、先ほど来、議員が言われるように、物のよさを浸透することによって、また販路の拡大につながっていくと思いますので、その辺のところのPR等をこれから充実してまいりたいと思っています。

○8番（松元道芳君）

これはやっぱり健康茶ですので、一気にはなかなかだと思えますけれども、リピーターは確実にふえていると思います。ですから、そのリピーターを大事にもっともっとPRをしていただきたいと思います。桑茶は基幹産業ですので、町長がトップセールスやっていますので、ぜひとも知名町は桑茶ということを全面に出せるような、そういうPRをしていただきたいと思います。私も、微力ではございますけれども、一緒になって販売に力を入れていきたいと思っています。

それでは、終わりに、本3月議会でめでたく定年退職されます6名の皆様、長きにわたって役場職員の模範としてご尽力されたことに厚く感謝御礼申し上げます。定年退職後は、多年にわたる豊富な経験を生かし、地域発展のためにご活躍されることにご期待をして、私の一般質問を終わります。

○議長（今井吉男君）

これで松元道芳君一般質問を終わります。

しばらく休憩します。次の会議は午後2時50分から再開します。

休 憩 午後 2時34分

再 開 午後 2時50分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

西田治利君の発言を許可します。

○10番（西田治利君）

こんにちは。議席番号10番、西田治利が次の事柄について質問をいたします。
本題に入る前に、一言挨拶を申し上げます。

東日本大震災からあすで4年目を迎えますが、復興はいまだ道半ばで、懸命に前を向いて頑張っている多くの皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

それでは、本題に入ります。

大きな1番、国民文化祭について。

第30回国民文化祭かごしま2015が本年10月31日から11月15日までの期間、「文化維新は黒潮に乗って」をテーマに43市町村全てにおいて鹿児島らしさあふれる事業が展開されます。

本町においては、11月1日に「おきのえらぶ」民謡・民舞の祭典をテーマに、全国各地からえりすぐられた伝統芸能の競演・交流する国内最大の文化のイベントが開催されます。祭典へ向けて入り込み客もふえるだろうし、町の活性化と知名度の知名度を全国に売り込む絶好のチャンスと考えるが、町民一体となった本町としての取り組みはどのように計画し、対応されるのか、伺います。

大きな2番、本町の湧水施設の保全について。

群島の国立公園指定がいろいろな観点から待ち望まれるところですが、町内に多く点在する湧水施設の保全については十分とは言えず、これまで文化の発信拠点として重要な施設であったが、上水道の普及に伴い軽視されている感じがします。今のうちに資源環境の面からも、それぞれの地域において管理保全を講ずる必要があると思うが、行政としてはどう捉えているのか、お尋ねします。

大きな3番、第6期介護保険制度改定について。

介護保険制度の改定については、テレビ、新聞等で多く報じられています。本町においても27年度より第6期目の改定が実施されますが、これまでと大きく見直される点はどのようなことなのか。また、懸念される課題と改善策が求められているのか、お尋ねをします。

以上で第1回目を終わります。

○町長（平安正盛君）

ただいまの西田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1番と2番は教育委員会所管事項ですので、教育長から答弁いたします。

大きな3番ですが、高齢化社会の進展に伴い、家族への負担の集中など高齢者介護が社会問題化する中で、平成12年度に創設された介護保険制度は、施行後14年が経過し、高齢者の地域での生活を支援し、老後の安心を支える制度として

着実に浸透、定着してまいりました。

この間、制度の定着とともに費用が増大し、国において制度の持続可能性を確保するため計画期間ごとに制度の見直しが行われており、第6期に向けた改正では、社会保障・税一体改革及び社会保障制度改革国民会議の検討内容を踏まえつつ、平成27年の施行に向け、介護保険制度の改正が進められてきました。

これまで本町の6期に向けての取り組みですが、昨年から、介護保険事業計画策定委員会を昨年12月に立ち上げ、これまで3回の協議を重ねるとともに、利用者を中心とするニーズ調査のアンケート調査も実施したところで、去る2月9日の第3回目の委員会で委員の皆さんの了承を受け、関連議案を今議会に提案いたしているところであります。

今回の改正では、1つ目に地域包括ケアシステムの構築があります。高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実するためのシステムであります。

2つ目に、費用負担の公平化であります。低所得者の保険料の軽減を拡充し、また保険料の上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用負担の見直しなどがあります。

以上2点が今回の改正の大きな柱として掲げられ、この中で制度の充実を図るもの、重点化・効率化をするものなどが示されております。

それに加え、保険料の引き上げであります。

今後、懸念される課題として、1つは、地域包括ケアシステムの構築の中で、これまで全国一律の予防給付であった訪問介護、通所介護を市町村が取り組む地域支援事業に移行することになりますので、それぞれの市町村としてどのように取り組んでいくかが課題となっております。

本町としては、現在取り組んでいる高齢者元気度アップ、地域活性化事業なども活用しながら、介護予防の推進と高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの推進を図っていききたいと思います。

なお、それに強いて加えれば、保険料の問題であります。ご承知のとおり制度上個人負担はやむを得ないわけではありますが、給付サービスのニーズが高まれば、おのずと給付全体の総額も膨れ上がり、それを被保険者が負担する仕組みですので、保険料の増減を抑えるためには介護を必要としないための予防事業も重要となります。そうしたことも含めながら向こう3カ年の介護保険事業に取り組んでまいりたいと、かように思っています。

以上です。

○教育長（豊島実文君）

1 番目の国民文化祭についてお答えいたします。

議員からもございましたように、第30回国民文化祭がごしま2015は、本年10月31日から11月15日までの期間、「文化維新は黒潮に乗って」をテーマに本県43市町村全てにおいて鹿児島らしさのあふれる事業が展開されます。

本町においては、本年11月1日に「おきのえらぶ」民謡・民舞の祭典をテーマに、鹿児島県の南の島・沖縄文化が漂う沖永良部島の姿や島に伝わる伝統芸能の魅力を全国に発信するとともに、黒潮に乗って全国各地で育まれた民謡・民舞が沖永良部に集い、その輝きを全国へ発信する絶好の機会として開催いたします。

この企画のための取り組みとして、平成25年9月に実行委員会を立ち上げ、平成26年6月には企画委員会を編成し、「おきのえらぶ」民謡・民舞の祭典の開催に向けたさまざまな取り組みを実施しているところであります。

この祭典には、地元の各団体のほか、町外からのゲスト出演や一般出演者を含め150人ほどの出演を予定しており、盛大に開催することができるものと思います。

「おきのえらぶ」民謡・民舞の祭典の舞台構成などは、ほぼ決まっておりますが、平成27年度当初予算決定後、本格的にプロデューサーを要請し、企画委員との協議を進め、プログラムの決定、パンフレットの作成などに着手して、本事業の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

次、2番目の本町の湧水施設の保全についてお答えいたします。

湧水は、周辺の環境と相まって人々に潤いと安らぎを与え、豊かな自然を育む水路や池、河川などの水源であり、時には災害時の水供給源ともなるなど貴重な存在であり、また人々の集う場所としても大切にされてきました。

湧水は、現在は上下水道も整備され、特に飲料水などに直接利用はされておきませんが、その水量を通じて地下水の量や水質を知ることでもできる地下水の指標であり、農業用水としては欠かすことのできない大切なものであります。

大切な湧水を保全し、後世につなげていくためには、地元住民による清掃や保全活動が大切であり、地域と町が連携を図りながら、湧水の調査や観察を行い、状況把握を進めていくことが大切であると思います。

以上です。

○10番（西田治利君）

それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

まず、国民文化祭についての出演依頼の件なんですけれども、地元以外の町外への依頼については、いわゆる町独自で交渉するのか、それとも県からの推薦あるい

は指示によるものなのか、それを聞かせてください。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（大郷一雄君）
お答えします。

この件については、町がコンタクトをとって他市町村にお願いをしながら、ほかの市町村が申し込む場合は、その市町村を通じて申し込むということで、お互いの間でやることはなるべく避けております。

○10番（西田治利君）

それでは、町自体がということなので、いろいろと今当たっているところだろうと思われるんですけども、本町においての出演についてはもう決まりですか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（大郷一雄君）

本町も県を通じて全国に募集をかけ、また町独自で全国沖洲会、洞窟サミットの会等に募集をかけてまいりました。その結果として、愛媛県の創流民謡会、それから沖縄県で男性舞踊家の会、沖縄民謡保存会、それから沖縄県の島唄を歌われる方とかにコンタクトがとれて、ほぼ決まってきております。この後、また名古屋のほうへも出かけて行って、まだ募集を重ねていく予定です。

○10番（西田治利君）

今言われているのは町外についての交渉の問題だろうと思いますけれども、町内での出演については、もう既に交渉済みで決まっているのか。町内での出演については1題のみならず、民謡も民舞にしても2題ずつぐらいは出られるんじゃないかというふうにも感じるわけですが、どのように今お考えなのか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（大郷一雄君）

町内の出演団体については、現在のところまだ出演交渉は進んでおりませんが、こちらのプログラムの予定として3時間の2回公演ということで計画しております。その中で、オープニングが30分ぐらい、これはほぼ決定して、西伊登子道場を中心としたものになるということで、「結い」というのがテーマにありますので、これを今計画しているところです。

そのほか、西目のイシシハカマ、上平川の大蛇踊り、瀬利覚獅子舞保存会、その中から幾つかということで、2回公演ですので、1回公演ずつ、1時から3時の間でしたら、次の例えばイシシハカマは5時からの方の公演でというような振り分けをしていこうと考えております。

それから、このテーマの中に、伝承していくということがありまして、子供たちが受け継いでいる様子をこの中で表現するというので、小中学生、高校生の出演も考えておりまして、これは時間帯を考慮して1時から部に入れるということで、

午後の部には今度は町内の民謡・民舞に携わっている方の出演に交代するという
ことで、町内からも、100名程度になると思いますけれども、出演を依頼する予定
にしております。

○10番（西田治利君）

このパンフレットによると、知名町の場合には時間帯としては1時半から6時半
までという延々5時間の予定になっていますよね。それは通しじゃなくて、今言わ
れたのは2回に分けて行うということで理解してよろしいですか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（大郷一雄君）

当初計画しまして、いろんなところを参考にしながら5時間50分程度の時間帯
でやっていこうということで考えたんですが、沖縄のほうに行きまして、プロデュ
ーサーの方、お願いしたいと思った国立劇場の監督等々にお会いして、お話を進め
る中で、余りに5時間50分は長いんじゃないかと。

それと、あしびの郷の収容人員が550ぎりぎりですので、この方々しか見られ
ないということはちょっと寂しいのではないかとということで、2回公演にしたら観
客数がその倍という可能性があるということで1,000名を超すということ。

それから、これを見ていただく時間帯を3時間程度であれば大丈夫であろうとい
うことで、ただいまのところ2回公演ということで当初の計画を変更する予定です。
1回目が13時から16時まで、午後4時までで、2回目が午後6時から9時まで
というぐらいの公演に変えたほうが、見るほう、聞くほうもそのほうがよろしいん
ではないかということで、そういう計画に変更をする予定です。

○10番（西田治利君）

そうすると、2回に分けての公演になりますと、観客も入れかえが当然あるとい
うことで理解していいわけですね。

それで、昨年、僕も一緒に同伴させてもらったんですけども、秋田まで行きま
したけれども、ぜひこの際、秋田県由利本荘市へ、できることならお礼返しの心で
出演依頼をしてみてもどうかとも思うんですけども、秋田県は民謡の宝庫だと
も聞いておりますし、どうですか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（大郷一雄君）

そのようなこともありまして、全国へ募集はいたしておりますが、何しろ予算が
伴うということで、まだ秋田のほうからは出演の返事はいただいていないので、ま
た機会を持って、6月の補正予算等でもまだ間に合うかと思っておりますので、声をかけ
てみたいと思います。

○10番（西田治利君）

先ほど言われたように独自で交渉はできるんだということのようですので、ぜひ進めていただきたいというふうに要請をしたいと思います。

それから、期間として2週間ありますよね。期間が10月31日から11月15日までありますので、その間は、この11月1日だけの行事でもう終わらせるのか。そこらの考え方はどうですか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（大郷一雄君）

本町としては、当初25年の計画の中で、民謡・民舞の祭典を取り上げておりましたので、この1回になりますが、前日、要するに島外からのお客さんが来られる日、出演する日じゃなくて来られる日の前日の夜に、ウエルカムイベントを開催するというので、今、フローラル館を押さえておまして、そこでウエルカムイベントをします。

その中では、今度は町内の、今回は民謡・民舞の祭典ですので、琉舞が中心になりますから、日舞、その他若者の芸能等、プレイメントの中でウエルカムイベントとして開催する予定にしております。

○10番（西田治利君）

わかりました。これについても要請ですけれども、昨年、秋田においては、前夜に歓迎レセプションというのをやってもらいまして、そこで最高に盛り上がりを見せて、当日になると演技に夢中になるし、済んだらもう帰る方向へ急ぎますので、やはり前日にぜひとも何か盛り上がるイベントをというふうに思ったところ、言われたようにウエルカムイベントがあるということなので、ぜひ盛り上げていただきたいというふうに思います。

次、予算の件ですけれども、県では、資料によれば事業実施と広報活動費として総額約9億円を計上して、事業主体となる市町村へ約6億円近くが充てられ、このほか3月補正でプレミアムお得旅促進事業に9億5,000万円が盛り込まれるようですが、私ども県最南端に近い本町に足を運んでもらい、最高の思い出になるよう町民一体となったおもてなしの体制づくりはどうすればよいのか。

例えば、観光関係者や商工会等との連携も含めての考えはどうなのか、ひとつ聞かせてください。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（大郷一雄君）

この件につきましては、ウエルカムイベントの中で、フローラル館でおもてなしをするというので、そのときに地元の料理、それから地酒の振る舞いをしようというような計画をしております。そういったところには県の予算も手当てがなく、今予算をどうするかということで検討しているところですが、総額800万円近く

の予算の中で、できる限りのおもてなしができるようにということと、観光協会を初め地元の商品、地産地消でできることを表現して、ウエルカムイベント等で使いたい。

それから、どうしても帰りの飛行機までの時間があきますので、それから到着してからウエルカムイベントまでの午後の時間、帰るまでの午前時間があきますので、この間を島内観光等にも充てて、いらっしゃった方が島内を見学したり、島内のいろんなものを味わえるような計画も立てていく予定です。

○10番（西田治利君）

町長、ひとつ歓迎の意味からも町長としての気概の気持ちをちょっとお聞かせください。

○町長（平安正盛君）

せっかくの大きなイベントを県でしますので、やっぱりそれに乗らない手はないと思うので、当初から担当のほうには、この国民文化祭の会場に知名町も手を挙げるということを指示して、現在の進捗状況については今課長が説明したとおりです。

したがって、今言うように、ただ何げなく、何もしないで、こういう催しがありますから参加してくださいと言ったって、来ていただけませんで、当然金もかかるし、また、はるか南ですので、旅費等がかなりかさばるので、非常に難しい環境にあると思います。

先ほど由利本荘のお話もあつたんですけれども、非常に厳しいのかなというような。もちろん県か、あるいは市町村が、地元の皆さん、市が支援していただければ、来ていただけるかと思いますが、そうでない限りは全部出演者の負担と。私どもから支援できませんので、瀬利覚が昨年由利本荘に行ったのは、県費の補助、それから行かれた皆さんの補助もあつたからできたものだと思っていますので、今回も本町でのリハーサル本番の対応については、地元でイベントをしたっていつものイベントですので、できたら大勢の皆さんがこっちに来ていただいてやっていただく。先ほど課長から申したように、できるだけ地元の出演は抑えると。

ただ、島外からの出演が少なければ、どこかの時間の穴埋めは地元が応援しなければいけないわけですが、基本的に今いろいろずっと話を聞いているのは、島外からの出演の団体も多いようですので、地元はいつでも見られるわけですので、遠来の皆さんの出演をできるだけ多くするようにと。

結果的に2回公演という状況になっておりますので、そこらを含めて町としてもやっぱり支援しないといけないのかなというふうに思って、担当と連携をいたして盛大に開催したいと思っています。

○10番（西田治利君）

心を込めた対応をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

予算についても、新しい27年度の予算書を見ますと800万円含まれていますね。その中から補助として県から476万1,000円数字としてあるようですが、これは県からの補助が少なくないですか。総予算の約8割程度は補助したいということも新聞等に載っていたと思うんですけども、8割に満たしていないんですけども、少なくないですか、県からの補助。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（大郷一雄君）

議員も瀬利覚の件で一緒に行った関係もあってご存じかと思いますが、県のほうも最初のほうはたくさん予算をつけてくれたんですが、何しろ県内43市町村全てが使うということで、奄美はテレビで本会場とつないだ会場にもなるということがあって、そういったところでたくさん予算を使っているのか、割り当てがどんどん少なくなってきました、この470万円近くについても県からの連絡ではまだ減るかもしれないからというような話です。なるべく少なくならないように、こちら県にもお願ひしていくつもりでございます。

○10番（西田治利君）

なるべくできるだけ減らされないように、ぜひとも頑張ってお願ひしたいと思います。

それから、最後にプレミアムお得旅促進事業というのをちょっと説明していただけますか。3月補正で、県の補正で、この事業もあるはずですけども。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（大郷一雄君）

ただいま手元に資料がありませんので、後でまたお答えしたいと思います。よろしくお願ひします。

○10番（西田治利君）

わかりました。ぜひこの祭典が大成功裏に終わるよう、お互いに知恵を出し合いながら期待をいたしたいというふうに思います。

それでは、次にいきたいと思います。

湧水の件ですけども、これまでたびたび取り上げられてきておりますけれども、あえて再度質問させていただきます。

ここへ来て雨は降っていますけれども、最近の降雨不足で畑作に大きな影響が出ています。湧水施設にも水が出ていない場所もあるし、水量が極端に減っているところもあります、原因は雨不足だけなのか。どうなんですか。専門的な調査を入れてみる必要はないでしょうか、お聞きします。

○耕地課長（東 哲次君）

前議会の中でも名間議員のほうからの質問がありましたけれども、湧水調査、水質調査については3年に1回ということで条例で決められておりますので、来年を予定しているんですけれども、水道関係の調査については、現在予算化もしてありませんので、調査をするという計画は今のところありません。

ただ、議員がおっしゃるように、確かに去年から干ばつの影響を受けまして、芦清良あたりがとまったり、湧水がとまっている現実はあります。たまたま降雨があつてからは一、二カ月ですぐ復旧するものですから、またもとに戻って、あの後、結構戻ってましたので、その後は確認をしていませんけれども、最近また干ばつがありましたので、そのせいで確かに湧水量が減っているのは確かです。

その原因が何かというのをちょっとこちらでまだ把握はできませんけれども、当然、大山の官有林も問題になると思いますし、その調査については、かなり予算化をしないと無理がありますので。あと、どうしても必要ということであれば、名間議員にもお答えしましたけれども、予算化をしていって調査に入りたいと思います。

○10番（西田治利君）

取り返しのつかない前に、やはり今からでも検討しておって、ぜひ実施してもらえようをお願いをしておきたいと思います。

先日、僕も屋子母から東、竿津まで十四、五カ所、湧水を見て回ったんですけれども、やはり使っていないところもたくさんありまして、のりやら濁りやら、ちょっと汚れている湧水がたくさん見受けられたんですけれども、このままでいいのかどうか、ひとつぜひともいい方向への判断をお願いしたいというふうに思います。

昨年12月に公民館で短期講座で鹿大特任講師というんですか、萩原さんという方と常磐大の准教授で元木さんという方が「沖永良部の湧き水～過去・現在・未来～」と題して講話がありました。生活形態の歴史を知り、地域資源の価値が非常に高いとのことでありました。

この方たちは、共同で沖永良部湧水地調査プロジェクトの一環とのことで、下平川小学校では湧き水授業なることも行ったようです。今でも湧水やため池から農業用散水やキビ種をつけたり、ほかにも多々活用しているところもあります。

そこで、その湧水の保全条例なるものがあるのか、ないのか。ひょっとしたら地下水保全条例にいわば併用されているのか。そこらはどういう判断でしょう。

○耕地課長（東 哲次君）

すみません、ちょっと調査をしていないんですけれども、地下水保全条例という

のは確かにありますけれども、湧水保全条例というのは聞いた覚えがありませんので、ちょっと調べてみますので、また後で回答させていただきます。

○10番（西田治利君）

湧き水保全条例が水資源保全なるものがあるのかないのかですね。地下水保全条例というのは持っているんですよ。この中の第2条に、この条例で、地下水とは、地下を流れ、または地下に滞留し、地下水面を形成する水をいい、地下から自然に、または人為的に地表に流出する水を含むものとするところがあるんです。これが要するに湧水をも意味しているのかなとも思われるんですけども、はっきりした湧水という文字が全然出てこないんです、この地下水の条例の中にも。ですので、湧水条例なるものがあるのかなと思ったりしたんですけども、後で確認をして返事をください。

そういうことがあって、そこで町内の湧水施設を調査して、審査の上で、ぜひとも有形民俗文化財に指定されてはどうかと思うんですけども、いかがですか、教育長。

○教育長（豊島実文君）

湧水を利用した教育活動も、先ほど議員から言われたように下平川小学校で授業に使われたというようなことで、水辺の生物の観察とか、または湧水と地域文化とのかかわりなど、郷土教材としても大切に保全しなければならないのかなと考えております。

そこで、教育委員会としても文化財保護審議会ですらそういうものができるのかできないのか検討してまいりたいと思います。

○10番（西田治利君）

ぜひ検討の方向で進めていただきたいというふうに思います。

文化財指定の資料によれば、水関係の文化財指定では、住吉の暗川と瀬利覚のジッキョヌホーと、この2カ所しか載っていないですけども、ほかにもたくさんの文化財に見合うような場所があると思われまので、ぜひ調査の上、指定をしてもらうようにひとつ願いをしたいと思います。

今、瀬利覚は毎日のように川を見学するお客さんがたくさんおられます。これもやはりインターネットの普及のせいだろうと思われます。ぜひこの機会に指定文化財へ向けてのご検討をお願いしたいというふうに思います。

次にいきます。

介護事業所への報酬は引き下げられ、介護職員へは1万2,000円上積みのようにですが、本町の現状はどうなのか。事業所の立場、職員数の絶対数は足りている

のですか。看護師や送迎担当者などは省かれるとのことなのですが、その金額については直接本人へ払われるのか、あるいは事業所を通してのことなのか。

例えば事業所を通してになると、運営資金に充てられるのではと心配される面もあるということが載っていましたがけれども、実情はどうか、お尋ねします。

○保健福祉課長（田宮光孝君）

今回から介護保険制度が変わったということで、本当にまだ細かい資料の持ち合わせはなかったんですけども、ちょっとその細かい回答については述べさせていただきます。

一応、今の現段階で、いろんな関係機関、それから包括、介護保険関係者と一緒に、国の制度の内容の取り組みについては、各施設、それから行政の範囲の中で検討を進めてきておりますけれども、まだ具体的なことにつきましては、先ほどの答弁については、ちょっと後ほどご答弁させていただきます。

○10番（西田治利君）

老人ホームにおいても要介護2以下の方には在宅への変更ということのようですが、切り離すことによって何か支障はないですか。

○老人ホーム園長（春日龍子君）

今、老人ホームのほうは、介護2の方じゃなくて、介護認定もなくて要支援まで行っています、自立者ということで。それで、今度、介護保険改定があるので、特別養護老人ホームのほうで対応していた方たちがどうなっていくのかなという気持ちでいるところです。

そして、現在、入所者の中に介護4とか5とか3もいますので、養護老人ホームの範囲を超えていますので、転園を勧めたりしている状態です。

介護区分で介護2とかがついている方は、一応特別養護老人ホームのほうに現在では入所をさせています。

○保健福祉課長（田宮光孝君）

今、園長のほうから報告がありましたけれども、対象が知名町の場合はさくら園ということになります。今、3、4、5については従来どおりOKだということで、1、2については特別ないろんな……。原則的には3以上に限定するというのと、要介護1、2の場合であってもやむを得ない事情等によっては手続ができるということで、今資料の中にございましたので、報告させていただきます。

○10番（西田治利君）

老人ホームにおいての相部屋の料金が今度徴収されるんだということはないですか。

○老人ホーム園長（春日龍子君）

今のところ、そういったことはありません。

○10番（西田治利君）

わかりました。僕の勘違いかもしれません。

それでは次に、今後の見通しによっては小規模多機能型居宅介護施設の増設も計画が考えられるのではないかというふうに思うんですけれども、町長、どうですか。

○町長（平安正盛君）

今の質問に答える前に、私も、町営の老人ホームは介護施設じゃないので、今議員が質問した等々の問題には絡んできません。あくまでも福祉施設ということですので、ご理解いただきたいと思います。

今の問題ですが、先般、介護保険事業計画策定委員会でも、向こう3年間の事業計画、総事業額を試算するわけですので、その中で、では果たして民間から小規模多機能あるいはその他の介護施設の参入を考えるかどうか。3年の間に民間が入ってくれば、その分当然介護保険の給付サービスが上がってきますので、最終的には経営が成り立たないという状態も生じかねないので、当初から担当が、この3年間に小規模多機能施設あるいはグループホーム等々の今言う介護施設が入ってくるかどうか、いろいろ情報をつかんでいるところです。

予定としては1カ所入ってきそうですので、その分はまだ具体的な計画は入っていないので、最終年度、29年度にその施設が入ってくるだろうということで、29年の1年間の総需要の分は加味してあります。それを最終的に加味して今回保険料を算定してありますので、今の情報の範囲だと1カ所入ってくる予定です。あくまでも町が許認可は持っていますので、やっぱり全体のバランスの問題、あるいはそのことによって1号被保険者の介護保険料が上がっていくわけですので、そこから総合的に判断して最終の施設の設置の結論を下したいというように思っています。

○10番（西田治利君）

わかりました。

次に、認知症と要介護の重複者への対応ですけれども、地域においてはその対応の仕方が難しい面も出てくるんじゃないかと思えますけれども、そういう方と地域内で出くわしたときの対応の仕方やら、どういったかかわり方をすればいいのか、少し知る範囲で教えてください。

○保健福祉課長（田宮光孝君）

その前に、先ほどの3点だけちょっと記憶しているんですけれども、ご答弁させ

てください。

介護報酬の関係について、県議会の答弁のほうでありましたので、ご報告します。

介護職員の給料アップのための処遇改善加算が拡充されるということで、1人月額1万2,000円程度の上乗せを上げているということです。

それから、介護職員の処遇改善について、今回の改定による加算を利用して賃金向上に多くの事業者が取り組むよう、説明会や集団指導を通して働きかけるとともに事業所指導にも努めてまいりますということです。

それから、介護職場の人材確保についてですが、就職希望者へのガイダンス開催による求人事業者とのマッチング、それから中高生向けのガイドブック作成、介護体験等による介護職のイメージアップといった県全体の取り組みとしてやってまいりたいということで、知名町においてもその事業の内容に取り組んでまいりますことでもあります。

それから、先ほどの認知症の関係なんですけど、今回、議案提案で20号のほうで、いろんな6期介護保険計画ということで、議員のお手元にあるかと思えますけれども、その中に大きく事業体、町長のほうからも答弁いたしましたけれども、うちの町の施策の方向として認知症支援策の推進ということがございます。その中で、箇条書き程度になりますけれども、認知症の相談窓口の充実と専門機関との連携。その中に、相談窓口の充実、専門機関との連携強化ということになります。

それから、大きい2番として、認知症についての理解の促進ということで、認知症サポーターの養成、それから認知症ケアパスの作成・普及ということで、具体的ないろんなA3の資料もございますけれども、そこまではちょっと省かせていただきたいんですけども、こちらの中で具体的に取り組んでまいりますということになります。

○10番（西田治利君）

ありがとうございます。

次にいきたいと思います。

最近、みとりという言葉をよく耳にしますよね。このことについて、みとりを行っている町内での施設があれば教えてください。

○保健福祉課長（田宮光孝君）

後ほど確認してから、また答弁させていただきます。

今回いろんな、みとりも含めて在宅介護、在宅医療という形で、この二、三年でそういった事業関係を、家庭でのみとりにつながっていくかと思うんですけども、そういった方向で一応進めるような、地域でのお題の研究会、昨年から続けており

ますけれども、それからあるいは講演会、両町一緒になって徳之島保健所の指導でやっております。お医者さんから、いろんなスタッフ、行政機関が集まって、だんだん今固めてきておりますけれども、いろんな中で、何せお医者さんが足りなかったりとか、いろんな課題がありますけれども、そこら辺を今後、また来年度も積み上げていって、そういった体制を島内ですべてつくっていくという形になります。

それから、先ほどのご質問ですが、全ての施設でやっているということです。

○10番（西田治利君）

高齢化とともに、やはりひとり暮らしの老人がふえてくるわけですので、みとりの問題も将来においては大変大きな問題じゃないかなというふうに考えられます。

次に、今回の改正内容にもあるように、費用負担の公平化というのが載せられていますけれども、去る12月の税込滞納資料などによると、1号被保険者の中での普通徴収の収入未済額というのが530万円余りの額に上っていますけれども、これは1号被保険者には特別徴収と普通徴収とがあって、特別徴収というのが年金引き落としで、これはもう確実に100%徴収ですよね。そうしますと、これは普通徴収の中での533万3,000円余りが収入未済額というふうになっています。そこらの徴収の状況等について、ちょっと説明をお願いします。

○保健福祉課長（田宮光孝君）

徴収関係につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおりやっていますが、町内で金額についてはそのような数字が一覧表の中に出てきております。これにつきましても、また課内を含めて、税務課も含めてですが、国保もあれば介護保険もありますので、その中において各種徴収についても今文書通知やいろいろな形でとってきていますけれども、何せなかなか難しいところがありますけれども、今後ともまた職員一緒になって努めてまいりたいというふうに思います。

○10番（西田治利君）

公平化から考えると、少しこの額にしては大きいんじゃないかというふうに感じられます。第2号被保険者となると、40歳から64歳までの方たちが、介護保険料というのは国保税に加算されているということのようで、その方たちにとっては余り介護保険料についての意識がないんじゃないかなというふうに思われるわけです。65歳に入ると、突然に介護保険料というのが入ってくるわけですね。そこらの関係で、未収が530万円余りにも膨れ上がってきているというふうにも考えられるわけです。

資料の収入未済額の人数ですけれども、75名ぐらいの皆さんの未済額になっていますけれども、これの年代別というのは少しわかりますかね。後でもいいですね。

わかりますか。

○保健福祉課長（田宮光孝君）

また、申しわけありませんが、22号等の補正予算もありますので、それまでに準備してお答えしたいと思います。

○10番（西田治利君）

できるだけ不公平さをなくしていただくよう努力をひとつお願いしたいと思いません。

次に、介護保険料について、新しく段階別で決められてあると思うんですけども、第5期までは6段階ですか。今回の場合には9段階ほどに分けられていますね。そこらの説明と、第5期までの基準額というのが4,500円ですか。それが6,000円にはね上がっているというところの説明ができればお願いします。

○保健福祉課長（田宮光孝君）

議員がおっしゃるとおり、保険料の標準が6段階から9段階へ見直しをされているということで、この中身につきましては、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うために、また多くの自治体で特例第3、特例第4段階の設置や本人課税所得の多段階化をしている現状を踏まえまして、標準の段階設定を現行の6段階から9段階に見直すということであります。

今回、知名町が6,000円の標準月額ということで、もしお手元に持っていらっしゃるれば計画書の82ページのほうになるんですけども、持っていらっしゃるかどうか。その中で計算表がありまして、この中で（1）の右のほうの合計欄、3カ年の合計があります。これが23億5,780万6,000円になっていますけれども、この真ん中の数字です。介護保険料の算出の、今お手元にありますか。

〔「6,000円の」と呼ぶ者あり〕

○保健福祉課長（田宮光孝君）

この議案はお持ちになっていないですか。

〔「新しいのですか」と呼ぶ者あり〕

○保健福祉課長（田宮光孝君）

議案20号は持っていらっしゃらないですか。

〔「持っていない」と呼ぶ者あり〕

○保健福祉課長（田宮光孝君）

では、一応3カ年間の必要経費の中で計算されている被保険者の必要相当分を計算して、その中で保険料の収納必要額というのが計算されます。その中に、今回、知名町でも基金を造成しておったんですけども、全額基金じゃなくて、

1, 200万円をそこから準備基金として取り崩して、まだ残り1, 500万円はあるんですけれども、それを基金に繰り入れたいまして収納必要額を出すという形で標準月額が6, 000円ということになります。

大体うちのほうが先ほどの1, 500円でよかったですかね。郡内のほかの皆さんの基準額が大体7, 000円から6, 000円、知名のほうがこんな数字の中で一番低いほうなんですけれども、そういった標準で今回議案として出してあります。

○10番（西田治利君）

わかりました。

次に、見守り体制というのがよく載ってきますけれども、これを充実させるためには各地域の小組合長さん方にもお願いするようにしたらどうかなとも思うんですけれども、総務課長、どうですか。

町会が月に2回あれば、地域に帰ってから配布物等について月に2回また小組合長さんをお願いするわけですので、その小組合長さんたちにも依頼をして、ただ配布物をポストに入れるだけじゃなくて、一声声をかけて元気ですかと言うことなどについて、小組合長さんをお願いする方法というのはどうですか。

○総務課長（栄 信一郎君）

今、お年寄り、また体のご不自由な方の見守りということ等で、非常に重要なこととなっております。

今、町のほうでは、保健福祉課を中心に、いろんな介護の計画等、また見守りの計画等も策定しているようであります。地区の民生委員の皆さん、また、うちの消防団員の皆さんとか、いろいろやっておりますので、今議員から提案がありました各小組合、また地域を巻き込んで、取り込んでいいでしょうか、そのような見守り、安否の確認というのは必要になってくるかと思っておりますので、それはまた私どものほうでは、保健福祉課のほう、あるいはまた介護支援センターのほう等々とも連携をとりながら、どのような見守りをやっていけばいいのか、また声かけをやっていいのかというのは、検討させていただいて、小組合長さんも入れるのか、いろんな方策があろうかと思っておりますので、保健福祉課と相談をさせていただきたいと思っております。

○10番（西田治利君）

最後に1点お願いします。

町長、これまでの保健福祉課の問題についてなんですけれども、業務量が結構多いんじゃないかという住民からの意見もあるようですけれども、いわゆる地域サービス、あるいはその向上、職員のやる気やいろいろな面を考慮して、保健福祉課を

2つに分けてみるということはどうですか。

○町長（平安正盛君）

先ほど行政報告でもありましたように、ことしの職員の募集について、報告したとおりの現状です。非常に職員の絶対数が足りないのが現実なので、それをどうカバーするか。それは、各課は何名欲しい、増員せいという要望が出てくるのは当たり前です。それは承知の上で、じゃ、頭数がないわけですので、どうして配分するかは、それぞれの各主管課の課長以下職員の皆さんにも理解をしていただきたい。どうしてもというのであれば、それぞれ課内で協議をし、あるいは財政とも協議して、臨職を入れるとかという話を。職員が充当できないという現実ですので、そのことはまず、議員の皆様にもですけれども、理解いただきたい。

もともと保健福祉課については業務が多岐にわたっていますので、今度4月に若干組織を見直ししようというように思ったところです。だけど、認定こども園が来年1年先送りになりましたので、ことし27年度で建築までこぎつけられればいいんですけども、いろんな手続上の問題がありますので、今の予定では財源等の問題もあり29年度オープンということですので、今回、先ほど申し上げたように職員の頭数が足りないということもありますので、29年度の早い段階に保健福祉課の機構の見直しもしたいというように思っています。

それと、きょう申し上げたように、じゃ、急場をしのげないといかんわけですので、この機会に任期付きの職員の採用について議案を提案していますので、まずはご理解いただきたいというように思います。

以上です。

○10番（西田治利君）

終わります。ありがとうございました。

○議長（今井吉男君）

これで西田治利君の一般質問を終わります。

先ほどの山崎議員の一般質問の水土里サークル活動について、耕地課長から答弁があります。

○耕地課長（東 哲次君）

先ほどの答弁の中で、市町村と各支援隊が協定を結ぶということでお答えしたんですけれども、今調べてみましたら、今回から活動組織が事業計画書を策定して、その事業計画書を市町村が認定したら協定は不要ということですので、訂正しておわびいたします。

それから、先ほどの地下水保全条例ですけれども、湧水保全条例というのはない

ということで、地下水保全条例に湧水も含まれると、議員お察しのとおりです。

ただし、この条例につきましては、取水するときには町の許可が要りますよという条例ですので、先ほど言いました調査につきましては、今、県の補助事業があるかどうか確認したんですけれども、そういうものには補助事業もないと。果たして、じゃ、一般財源をつぎ込んで原因究明ができるかどうか、非常に難しいところですので、大変厳しいと思います。

以上です。

○議長（今井吉男君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

あす11日は、午前10時から会議を開きます。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時56分

平成 27 年 第 1 回知名町議会定例会

第 2 日

平成 27 年 3 月 11 日

平成27年第1回知名町議会定例会議事日程
平成27年3月11日（水曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第2号）

○開議の宣告

○日程第 1 一般質問

① 平 秀徳君

② 名間 武忠君

③ 福井 源乃介君

○日程第 2 承認第1号 専決第1号 専決処分した事件

○平成26年度知名町一般会計補正予算（第8号）

○日程第 3 議案第1号 平成26年度知名町一般会計補正予算（第9号）

○日程第 4 議案第2号 平成26年度知名町国民健康保険特別会計補正予算
（第3号）

○日程第 5 議案第3号 平成26年度知名町介護保険特別会計補正予算（第
3号）

○日程第 6 議案第4号 平成26年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予
算（第2号）

○日程第 7 議案第5号 平成26年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第
2号）

○日程第 8 議案第6号 平成26年度知名町下水道事業特別会計補正予算
（第2号）

○日程第 9 議案第7号 平成26年度知名町農業集落排水事業特別会計補正
予算（第3号）

○日程第10 議案第8号 平成26年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補
正予算（第2号）

○日程第11 議案第9号 平成26年度知名町水道事業会計補正予算（第3
号）

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	田中 富行 君	2番	今井 宏毅 君
3番	名間 武忠 君	5番	森山 進 君
6番	山崎 賢治 君	7番	平 秀徳 君
8番	松元 道芳 君	9番	東 善一郎 君
10番	西田 治利 君	11番	奥山 直武 君
12番	福井 源乃介 君	13番	今井 吉男 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 赤地 邦男 君 議会事務局次長 東 公仁 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	平安 正盛 君	耕地課参事	山下 清則 君
副町長	宗岡 与名彦 君	会計管理者 兼会計課長	安田 輝秋 君
教育長	豊島 実文 君	税務課長	山崎 實 君
総務課長	栄 信一郎 君	町民課長	榊 憲次 君
総務課長補佐	村山 裕一郎 君	保健福祉課長	田宮 光孝 君
企画振興課長 兼支配人	高野 雄一 君	老人ホーム園長	春日 龍子 君
農林課長	安田 末広 君	水道課長	伊藤 末隆 君
農業委員会事務局長	川野 兼一 君	教育委員会事務局長 兼学校教育課長	瀬島 徳幸 君
建設課長	安田 廣一郎 君	教育委員会 事務局次長 兼生涯学習課長 兼中央公民館長 兼図書館長	大郷 一雄 君
耕地課長	東 哲次 君	給食センター所長	徳岡 秀郷 君

△開 会 午前10時00分

○議長（今井吉男君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

その前に、昨日の西田議員の一般質問の国民文化祭についての中で、プレミアムお徳旅促進事業について、詳しい説明資料を生涯学習課長よりお手元に配付されているとおりであります。

△日程第1 一般質問

○議長（今井吉男君）

日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許可します。平 秀徳君。

○7番（平 秀徳君）

おはようございます。

議席7番、平 秀徳が次の4点について質問を行います。

大きな1、大山の保全管理について。

まず①、大山は、上下水道の生活環境の整備や国営地下ダム建設による畑かん営農等水資源涵養林として沖永良部島にとって重要な機能を果たしています。最近、大山・町内全域に松くい虫の被害が多発生しているが、防除対策について伺います。

②森林の整備計画は。

大きな2、緑と水を守る基金について。

①平成13年に基金条例が制定されているが、創設後の事業実績と今後の計画は。

②今後の基金公募活動は。

大きな3、六次産業島くわ茶の振興について。

①安定供給及び生産拡大への取り組みは。

②販売戦略への取り組みは。

大きな4、県道下平川内城線道路改良について。

上平川工区道路改良が平成22年から26年度に完了となりましたが、今後の延伸計画について伺います。

これで1回目の質問を終わります。

○町長（平安正盛君）

おはようございます。

それでは、ただいまの平議員のご質問にお答えいたします。

大きな1番ですが、松くい虫の防除対策については、平成23年に新たに松くい虫による被害が確認されたため、当初は被害木全量について伐倒・薫蒸処理を松くい虫伐倒駆除事業により行ってまいりましたが、年々被害量が激増し全量の駆除が労力的にも予算的にも不可能な状況となっております。

今後も全域的に松枯れをとめることができないため、被害拡大のスピードをおくらせ、自然の広葉樹林化への手助けをするとともに、人家や道路等へ被害を及ぼすおそれのある枯れ木を優先し伐倒・除去することに重点を置いて対策をとっているところであります。

②ですが、森林整備計画については、5年ごとに10年を一期として作成されており、知名町においても平成24年4月1日付で作成されています。

その森林整備計画の内容としては、森林整備の現状と課題に対しての森林整備の基本方針が示されており、水源涵養機能、山地災害防止機能・土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能などの発揮のための森林整備計画の方向性が示されており、多面的機能保全の維持に努めているところであります。

大きな2番目ですが、緑と水を守る基金については、沖永良部の緑を守り貴重な水を保全・浄化する環境を再生し、自然環境の保護を図り、快適な生活環境を維持するために設置され、平成13年の基金造成後、役場退職者や町民の多くの方々からのご寄附により、平成27年2月末現在で基金残高が252万1,886円となっております。

基金創設後の実績については、平成18年度に町制施行60周年にあわせて、本町で奄美群島植樹祭が開催されたわけですが、その地元負担分として104万5,000円が支出されております。

今後の計画としては、大山の森林保全や環境整備について、補助事業などで対応できない部分や緊急かつ重要な案件への対応が出てきた場合に、基金からの支出を検討していきたいと思っております。

今後の基金公募ですが、これまで募金については、役場職員を中心に島民の多くの方々からの募金をいただいておりますが、現在のところ基金造成に向けた特別な公募活動は行っておりません。

今後は、町のホームページや広報等を活用し、大山の森林の大切さについて広く周知を図り、賛同者を募っていきたくと思っています。

大きな3番です。現状においては、栽培面積及び桑葉の生産量はほぼ計画どおりの値で推移しており、安定的な原料確保が図られていると思います。

ことしの7月以降、当初計画から目標としておりました桑木の安定生産に入るとあろうと思われる3年目に入ってきます。今年度の生産状況を最終的に確認した上で、次の展開に沿った取り組みを行ってまいりたいと思っています。

販路の戦略ですが、販売戦略としてはこれまで原料販売に重点をおき、健康食品関連会社などへの営業活動や取引業者へのあっせんを狙いとした各沖洲会への周知、また、各種商談会や物産展を通じた販促活動を行っております。

また、昨年9月に町独自で開発した「シマ桑」商品を島内中心に、現在、販売開始をしているところであります。

今後も「シマ桑」の優位性を訴えながら各企業のニーズを発掘するとともに商品の販売についても、島内での販売を主力に需要を伸ばすことが重要だと思っております。今後も販売促進活動を強化し、さらなる販売拡大に力を注ぐところでございます。

特に、さきの鹿児島市内で商談会があったわけですけれども、その報告も聞いております。初め、スタートして間ないころですので、商品のいろんな種類の幅が狭いのではないかと。今、スティック状のだけで販売しておりますが、商談会でいろいろ言われたことは、やはり商品の種類を、お客さんニーズはいろいろ幅広いものですから、お客さんニーズに合った商品を開発するのもまた必要じゃないかなということをお願いしておりますけれども、いかんせん、まだ事業スタートして短いものですから、生産・販売者の皆様のご理解をいただきながら、まずは原料の安定確保と販路の拡大が大事だと思っておりますので、今後もまた、そのことについて取り組んでまいります。

終わります。

それから、4番目の県道の件ですが、ご指摘の下平川内城線の歩道整備については、本年度で当初計画の500メートルの区間については工事が完了しました。引き続き、上平川から赤嶺までの歩道整備について、地元要望書を添え、県の沖永良部事務所に要望を行っているところであります。

以上です。

○7番（平 秀徳君）

それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

まず、最初に大山の現在の状況です。

かなり木が枯れております。以前に、松くい毛虫による被害が多発生し、その木

の処理の最中、さらにまた今回、松くい虫がかなり被害が広まっているような気がいたします。今のような状況を放っておきますと、その松の木というのはほぼ全滅に近いような状況になるのではないかなというふうに考えられますけれども、いかなるものでしょうか。やはり今の際に何とかこの処置をしていかないと、松は、ほとんどが全滅のような可能性にあるんじゃないかなと思っております。航空防除あたり、あるいはまた国からの補助金の拡大等などは考えられないものでしょうか。いかなるものでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

先ほども町長のほうから答弁がありましたように、全量駆除というのはもう物理的に、予算的に無理だというふうな、県としても国としても見解でございます。ですから、これから広葉樹林化に自然の林に返していく手助けをしていくというようなことで、今、松くい虫の伐倒並びに駆除もいたしております。

それから、航空防除等につきましては、やはり私たちの飲用の水資源でもありますので、そこら辺をクリアすることはかなり厳しいかなというふうに思っております。

○7番（平 秀徳君）

ということは、今現在の松くい虫の対策は、伐倒のみで終わるということですか。防除方法はほかにないんですかね。今の段階におきますと、防除するにしても、前回の松毛虫による立て枯れ木がかなりございますよね。その木、さらにまた今回の松くい虫の防除、本当に今このような予算でもって、これ伐倒処理あるいは駆除処理ができるものか。

この大山近辺のダムを見ても、山田ダムあるいは宝田ダム、奥ため池、大当ため池、雪取ため池、ほとんど水がかなり減って、畑かんに支障を来しているような現状であります。さらにまた、各地区の湧水においても、昨日、同僚議員から一般質問がございましたけれども、減っている、あるいはまた枯れている湧水もある。そういうもろもろを考えますと、大山の機能というのが今後どうなるのか危惧されるようなことでもございますけれども、やはりいかなるものでしょうか。国、県にさらに要望をし、あらゆる森林環境保全もありますよね、そういったものを利用しながら早急な対応が必要だというふうに思っておりますけれども、いかなるものでしょうか。

○町長（平安正盛君）

先ほど答弁したと重なりますが、今の、約20年前の松くい虫の段階で駆除をしているわけですがけれども、かなりの成果が上がってきたもんだと思います。

ところが、現在はその空中防除ができないということが、まず1点です。これは後で薬剤による地下水汚染、あるいは周辺の家畜等々に影響がありますので、基本的に空中防除はできないということです。であれば、1本1本伐倒するのもそれは物理的に大変ですし、森の中の全てやるというのは無理ですので、先ほど答弁したとおり、物理的にあるいは予算的に無理になりますよということをまずご理解いただきたいと思います。

たびたびこの議会でもお答えしていますが、私どもの大山は複層林ですよということです。針葉樹林とか松、杉等々の単層林の林であれば、その樹木が枯れることによってはげ山に近い状態になりますけれども、大山については、おかげさんで複層林という形態をしていますので、あってもならないと思うけれども、松が全面的になくなったにしても、先ほど課長からありましたように、広葉樹林等々があり大山の緑は守られていると。ごらんのとおり、20年前の、あるいは五、六年前の松くい虫の異常発生のおきの後、その後、枯れ葉が枯れ木が立っているのは見苦しいんですけれども、その下から次々新しい木が成長して緑が回復しているものだというふうに思われます。

以上です。

○7番（平 秀徳君）

それ以上の対策というのは、やはりこの松くい虫の伐倒以外にはないということですよ。やはりこれまで、5名の林業技師さんたちによってうっそうたるこの大山が今回築き上げてこられた。その中でやはり私も学校時代は学林に行ってそれぞれ管理し、あるいは手入れをやった覚えがあるんです。そういった樹齢何十年という木が今枯れているんです。何とかやはり早急な対応が必要ではないのか。それ以上、この被害を広めないためには何らかの防除対策というのが必要ではないかと思うんです。

今、国営地下ダムも建設されております。平成30年から島内全域に畑かん整備がなされ、畑かん営農がなされるというようになっております。そのようなことから、やはりこの大山というのは知名町だけの大山ではないと思います。沖永良部全体の水源ではないかというふうに思っておりますけれども、そういったことを考えますと、何か心が痛みます。県なり、あるいは国へ、国営の地下ダムの関係もあるし、早急な対応といっても何かそれ以上対応ないというのが、何らかの対策は考えてほしいです。

今の状態では、やはりせつかくこれまで先人たちが築き上げてきた大山の木が、本当にもう見るに見かねないような状態になっています。今、大山近辺のため池あ

たりは、これどうなっているんですか。畑かんにご利用されておりますか。

○耕地課長（東 哲次君）

今、畑かん関係につきましては、山田ダムが山田地区を中心にされています。それから、宝田ダムについては、まだ今のところは畑かんの予定はあるんですけども、まだ利用はされておられません。あとほかの池とかその辺については、当然もともと畑かんを利用していますので、その辺の、議員がおっしゃるように水量が減っているのは確かかなと思っております。

○7番（平 秀徳君）

かなり去年から、この山田ダムから雪取地区のため池に補給をしていましたね。その雪取地区のため池の水というのは、ほとんどが天水か流れ水でもってため池が満水になっていたんだけど、このため池の水というのは、下のほうにかなりもう泥が浸透しておりまして、例えばそのあたりに切り花があるんですけども、その切り花にこの畑かんを使うと、葉っぱの色が泥水みたいに何か汚れてしまうんです。それで出荷ができないようなことも聞いております。そういったもろもろを含めると、何らかの対策というのも必要ではないかなというふうに思っております。

現在、育成、天然で、事業で毎年何ヘクタールか整備がされておりますけれども、その中で樹齢45年がたつと育成天然林整備事業から外されるということでありまして、現在この育成天然林整備事業の区域内というのは、この資料を見ますと約107.52ヘクタール、今のこの現在の松が枯れてしまうと、この樹齢45年以上の木というのはどの程度残るものですか。

○農林課長（安田末広君）

森林台帳がありますけれども、その中で樹齢のほうについても記されております。今、何本と言われますと、ちょっと即答はできませんけれども、育成天然林整備事業というのは、暴れ木といいますか、木と木同士がけんかをしていて他の木の成長を妨げているようなところを、そういったのを防ぎまして緑、森をつくっていこうという事業でありますので、有用な木を残していくと、その中で広葉樹林化していくという事業でございますので、この育成天然林整備事業は、先ほど議員が言われました水源涵養の林として促進していく事業であります。

○7番（平 秀徳君）

大山の面積が約240ヘクタールですよ。その中で約100ヘクタールが育成天然林整備事業で現在整備されているというふうに聞いております。その100ヘクタールのこの育成天然林整備事業、これ大体何年かけてこの整備をするんですか。何年かければその育成天然林整備事業というのが、100ヘクタールが整備できる

ものか、いかがなものでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

現在において、約10ヘクタール内で年々整備しております。ことしについては4ヘクタールですけれども、事業ベースからいきますと、その割り算になって、また順繰り回っていくかというふうに思っています。

○7番（平 秀徳君）

育成天然林整備事業で、現在2ヘクタールから4ヘクタールですよ。それを一回りするには約十何年、十数年かかります。それとあわせて、今の松くい虫の伐倒、それを加えるとかかなりまた難航です。それ以上かかるんじゃないですかね。今の松くい虫の伐倒、あるいはそういったものを含めると。

それと今、大山の自衛隊基地、それが全体面積が18万平方メートルです。18町ございますけれども、その中に自衛隊の借地面積、借地の中に境界等がありますよね。そういったところは自衛隊にも要請をして、今の現状を把握してもらって、立ち枯れの伐倒とかあるいは下葉の刈り払いとか、小さい木のそういったものを要請するべきではないでしょうか。いかがなものでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

松くい虫の伐倒につきましては、農林課のほうで事業を持ってやっております。また、電線等そういった危険箇所につきましては、九電等のまた協力をいただいております。また、自衛隊さんについても基地にかかわる部分については、連携を持ってやっている状況であります。

○7番（平 秀徳君）

今、この整備については、年次的にやっているということでございますけれども、やはりできる限り早急な対策というものをとってもらって、以前のうっそうたるこの森林の再生を願うものであります。

それと今、林道木、枯れ木がかなり目立っております。もし、この林道を通行する際にこの枯れ木が倒れてくるような、道路に倒れてくるような危険性もある枯れ木がかなりありますけれども、そういったものは確認しておられるのか、いかがなものでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

まさに松くい虫の伐倒につきましては、森林環境促進事業というのがございまして、その事業のベースが年々の伸びてきております。その事業の主な目的としては、今、議員がおっしゃったような道路、あるいはまた公共施設等に危害を及ぼすようなおそれがあるところを中心に、事業を進めて伐倒をいたしております。

○7番（平 秀徳君）

この林道付近、やはり回ってこの道路に倒れてくる危険性のある枯れ木のほうを早急な措置を要請いたしたいと思っております。

次に参ります。

ふるさと緑と水を守る基金についてですけれども、今これまでの事業実績といいますと、大きな実績というのは奄美群島の植樹祭です。あれは町制60周年ですよ。その際に群島の植樹祭が知名町で行われたというふうに聞いておりますけれども、そのほかには大きな事業というのはなされていないんですか。

○農林課長（安田末広君）

先ほども町長が答弁したとおり、平成18年に町制施行60周年に合わせて、奄美群島植樹祭の際のみの使用でございます。

○7番（平 秀徳君）

いわゆるこのふるさと緑と水を守る基金の活用というのは、まだまだ幅広い視野で活用できるのではないかと思います。今、先ほど申し上げましたが、国営地下ダム、これはやはりこのコケラの種のこの資源のように、その緑と水を守る基金の活用というの、今、大山のこういった保全管理にも活用できないものか。そして、また今後、基金の公募活動さらにやるべきではないかというふうに思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

大山の保全については、事業等々でやっております。ただ、事業の採択上からどうしてもできない場合とか、またあるいは緊急を要する施工とかがあった場合に、議員が言われるように、幅広い利用価値がありますので、そのためにとっておこうということでもあります。

それから、公募活動については、これまでやっておりませんでしたけれども、今回を機にホームページ等、また広報等で広く周知をしていきたいと思っております。

○7番（平 秀徳君）

この基金では、やはりこの先人のインストラクター養成、それに森林の学習、小学校、中学校、さらにはまた、木のあふれるまちづくり事業等なども、これ活用できるのではないですか。それとあわせて、基盤整備地区における防風林の植栽、今、大山で苗木を育てておりますね。そういった考えはないものか、いかがなものでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

先ほど来申し上げているとおり、幅広い利用価値のある基金は自由に使えますの

で、そのときのために残しておきましょうという趣旨であります。

防風林の植栽等については、耕地課サイドのほうで事業にのせております。

○7番（平 秀徳君）

やはり幾ら募金を公募しても計画性というのがなければ、何のために基金の公募を図るんですかね。

平成16年に知名町ふるさとの緑と水を守る基金への保全・浄化の推奨が、今そこに手元にありますけれども、そういった推奨、何のための推奨なんですかね。本当これからやはり国営地下ダム工事の30年完成です。そういった中で、緑と水を守る基金へのさらなるこの公募、さらにはこの活用の計画というのはちゃんと立てるべきではないんですか。せつかくのこの基金です。もう隣町にも呼びかけて、何らかの形でこの基金の公募を図り、そしてまたちゃんとした計画をこの知名の町で組んでいかなければいかんのではないかと思うんですよね。将来、この大山を守っていく、緑と水を守っていくためには、この基金の公募活動というのは非常に大事であり、将来的な計画の策定というのは重要な課題ではないかというふうに思っております。

耕地課長、今、沖永良部土地改革区が両町で合併いたしました。その中で、今土地改革の中でも、この緑と水を守る基金の創設は必要ではないかというふうに考えております。この予算の中で、そういったこの基金の創設というのは考えられないものか、いかがなものでしょうか。

○耕地課長（東 哲次君）

基金について、今、緑と水を守る基金というのはありますので、それをさらに土地改良区が基金をつくるというのは、ちょっと矛盾している、外れているのではないかと思います。土地改良区というのは、やはりあくまでも農業のその整備を委託してそれを保全する、その機能を生かすというのがもとでありますので、基金をつくって、では何か事業をするのかということとそういうことはありませんので、これについて今、農林課のほうでやっているとおり、この基金を利用しながらいろんな、今、議員がおっしゃるようないろいろな面に利用できるようであればそのほうを伸ばしていったほうがいいと思いますので、改良区の基金増設についてはちょっと考えられないと思っております。

○7番（平 秀徳君）

要望としては、やはり国営地下ダムが建設できるのも、大山の水源涵養があり、大山の恵があって地下ダムが今回建設できます。そういった意味を含めて、やはりこの大山を守るという意味を持ちまして、基金の創設はいかがなものかなというふ

うに自分は理解しておりますけれども、もし私もいろんなこの土地改良区の会の中で、今後そういったのも創設ができればというふうに考えております。やはり町として、緑と水を守る基金というのは、活用の計画策定というのはちゃんと立てて、隣町あるいはまた、各沖州会の公募活動というのも今後やるべきではないかなというふうに思っております。早急にこれは対応するべきではないかと思っております。

ぜひ、町長含め関係機関で基金のこの計画策定、ちゃんとした作成がなければ公募活動はできません。それをぜひ実行に移して、早急にこの緑と水を守る基金の活用を図っていただきたいというふうに思っております。どちらかもう一遍、答弁お願いします。

○町長（平安正盛君）

先ほどからお答えしているとおりで、ふるさと緑と水の基金が使われていないのではないかと、したがって森林を守るための活用がされていないのではないかとというような受けとめをしているんですけれども、ではなくて、それぞれ一般会計等で、例えば大山緑の少年団の育成とか等々、さまざまな大山の森林にかかわる苗の育苗とかいろいろかかわっていますし、特にもともとこの基金については、今、議員がおっしゃるような活用をするということ、しかし、やはり大きな活用をするためには、ある程度基金を造成していかなくてはいけないので、今日の金額になってますよということです。

それから、当初この基金を使った事業として、毎年、皆さんのご協力をいただいてやっています町独自の植樹祭等に用いてもこの基金を充当しようということでしたが、多くの皆さんのご協力をいただいて、まずは緑の羽根の募金活動で年間40万円ぐらい、その羽根の販売の還元というのがありますし、そうしたもろもろのことをやっています。それから、今、鹿児島県が進めています環境税の還元のいろんな助成事業等も受けてやっておりますので、基金については、先ほど来、課長からお答えしているとおりで、急な用事でいろんな事業等が出てきたときに基金を活用して、それに対応したいというようなことで基金については造成をしていくところ です。

○7番（平 秀徳君）

まだまだその基金の活用というのは幅広く考えていただいて、そうして計画を立てることによって基金の公募活動もできるのではないかとというふうに思っております。関係者の方たち、頑張っ てその基金の計画、さらには公募活動を率先して行っていただきたいというふうに思っております。

以上で、これについては終わります。

次に、3番の六次産業のくわ茶について。

今現在、桑の加工場も整備され生産も行われておりますけれども、この生産の段階で生産者の声を聞きますと、非常に手間暇のかかる作業ということで採算に合わない、何とかして採算を合わせるためには何らかの対策はできないものかということで、買い取り単価の引き上げ、あるいはまた、何らかの形で支援ができなかつたというような要望がありますけれども、それに対して、町に対しての要望が出ていると思います。いかがなものでしょうか、それに対しての対応というのは。

○農林課長（安田末広君）

従来から申し上げていますように、桑を植栽したのが平成24年の6月だったと思います。そのころから3年をめぐりもう一回考えましょうということでスタートしております。組合の方々とも沖縄の視察等をして、そのときは理解していただいたと思っております。ただ、議員がおっしゃるとおり、収穫作業に手間を要しているのは事実でございます。

また、その中で今要望も出ております。そういったものも今検証中でございますので、その検証後にご回答申し上げたいと思っております。

○7番（平 秀徳君）

今の生産者11名ですか。

〔「11名」と呼ぶ者あり〕

○7番（平 秀徳君）

24年からスタートし、あれは成長が早く、収穫がすぐできるようなことも聞いておりますけれども、今3年目ですか、単収当たりどのくらいなんですか。全体の平均単収でどのくらい収入がもらうのか。

○農林課長（安田末広君）

平成26年の数量で11トンとなっております。ですから単収でいきますと、1トン90キロということになります。

失礼いたしました。10万9,000円になっております。ただ、そこは植えつけ期間の差がかなりございます。ことしの7月で3年目に入る方、また1年の方それぞれございますので、1番多い方で単収が24万3,000円というふうになっています。

○7番（平 秀徳君）

そのくわ茶の加工農産物の売上が3,470万円、27年度は計算されていませんね。その運営費が2,929万円の運営費というようになっておりますけれども、それを含めて組合員の補助金が約10万円、それだけはこの売り上げはあつて経費

も少ない中で、もう少しこの生産者への単収引き上げをするためには、単価あたりの引き上げというのは考えられないものなのか。

桑というのは、それぞれ人によってこの生産量は違うと思いますけれども、それでもこの生産者の意欲を高めるために、あるいはさらにまた、今後、町の六次産業化の振興を図るためにはまだまだ生産拡大を図っていかなければいけないんじゃないかと思うんです。そのためには、いかにしてその生産意欲をわかせるのか。今の段階では、生産意欲というのは落ちているような気がします。生産をやめたいという方もおられるんですよ。

これからの新しいこの町の産業力を図っていくためには、少々の町への財源を手当てしてもよろしいのではないですか。今、サトウキビをみますと、かなりこの町からの助成金、あるいはまた国からの懸念ですけれども、増産資金みたいなのが多額に支給されているんです。

今、本町のほうの耕作面積の中で、半分以上がサトウキビで埋まっています。ここのこの生産のを見てみますと、3万七、八千トンか。それを計算しても7億円にしかならないんです。面積の割にはこれはなかなか単収が上がらない品目なんです。やはりこの町の農業振興をはかるためには、六次産業というのは大事ではないかと思うんです。そのためには、いかにしてこの生産者に生産意欲を持って安定した生産の確保を図り、生産拡大というのが必要ではないかなというように思っておりますけれども、何らかの形で、この単価の引き上げか助成はできないものか、いかがなものでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

ですから、答弁にもありますように、今、組合のほうから要望もいただきまして、3月31日までに回答をとということでございますので、その辺のところを十分に綿密に検証しているところでございます。

○7番（平 秀徳君）

では、3月31日にいい結果としてあらわれることを期待いたします。

それから、販売戦略においては、やはり何と言っても安定供給、そしてまた生産拡大を図り、さらにはまたいろんな種類の商品を開発することが先決ではないかというように思っております。生産意欲を沸かして、そしてまた生産拡大が図られることによって六次産業の振興も図られるというように思っておりますので、やはりこの町の新たな産業として、この振興を大きな期待をかけてこの質問を終わりたいというように思っております。

次に参ります。

県道下平川内城線ですけれども、この上平川地区の事業の測量設計が平成22年度に始まっております。それでその完成が26年度で完成いたしました。工事の着工から完成まで、かなり期間がかかっていますね。ということは、地域関係の登記で、かなりこの工期が延びたようなふうに思われますけれども、この登記の関係でかなり工期がおくれるということで、やはり早い時期にこの次期の延伸を図っていただければというふうに思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

○建設課長（安田廣一郎君）

下平川内城線の歩道の延伸については、県のほうに地元の要望書を添えてお願いしたところでございます。県のほうでは、土木部の予算がピーク時の32%程度で推移しているということで、要望に全てお応えすることはできないということで、今、優先順位等をつけたりして整備計画をつくっているそうです。

議員おっしゃるとおり、その中でこれは26年度で終わった500メートルについて時間がかかったのが、地籍調査とかの不備と用地交渉の難航とかそういうところでございますので、今後の延伸区間については、地元の受け入れ態勢の整備、この中には要望書もちろんそうでございますが、相続関係とか用地買収がスムーズにいくようなそういう整備を、私ども町でできる、そして地元でできるところを整備して早期に着工していただくようまた要望してまいる所存でございます。

○7番（平 秀徳君）

やはり課長もおわかりいただけているというふうに思っておりますけれども、今現在、田皆地区の県道工事が、改良工事が着手されておりますけれども、あの工事の工期はいつごろまでですか。工期。

○建設課長（安田廣一郎君）

田皆と正名の間の線形不良区間の工事、全体では30年度までとなっております。現在行っているところにつきましては、バイパス部分の用地交渉が全て終わりましたので、バイパス部分の盛土までと排水溝まで行いまして、次年度からその土盤、それから現道部分の用地交渉に入っていくということを伺っております。

○7番（平 秀徳君）

やはりこの県道ですから、最も重要な路線でありますので、私のこの上平川から久志検赤嶺線の通学路であって、そしてまた産業道路でもありますので、早急な測量設計をすることによって地元としても対応できますので、この測量、設計まで、計画が早期に進むように要望したいというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（今井吉男君）

これで平 秀徳君の一般質問を終わります。

次に、名間武忠君の発言を許可します。

○3番（名間武忠君）

こんにちは。質問の前に、きょう3月11日東日本大震災から4年目となります。2万人を超える犠牲者のご冥福と23万人の避難者、被災地の早い復旧・復興をお祈りいたします。

それでは、議席番号3番、名間武忠が4項目について質問をいたします。

1、平成27年度より学校規模適正化委員会（仮称）の設置及び新たに始まる土曜授業に学校間の交流授業の実施について。

小・中学校の統廃合については、文部科学省から公立小・中学校の統廃合に関する手引案が公表されており、統廃合と存続のいずれもメリット・デメリットがあり、手引を参考にしてほしいとされている。

本町において一段と進む少子化、児童・生徒の減少で複式学級や少人数学級が増加している。一方、地域活動の拠点となる学校の存在など将来を見据えた検討が必要と考えられる。

今後、本町の教育環境について、学校規模適正化委員会（仮称）を設置し、全町の議論する必要はないか。また、本年4月から始まる土曜授業を複式・少人数が級の改善に各学校間の交流授業として実施が可能なのか伺います。

2、地方創生について。

国は地域活性化と人口減少克服のため、まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年度から5カ年間の施策を定めるとされている。次の点について伺います。

①本町の人口減少についてどのような考えなのか。また、婚活、結婚、保育・教育に対し、官民での支援はできないのか。

②若者の滞留のために雇用の場をふやす施策が必要と思うが、どのような考えなのか伺います。

③市町村は国の戦略を勘案し、地方版総合戦略を定めるよう努めることとされているが、本町は策定について、時期はいつごろ、どのような内容を想定されているのか。

3、小米商店街の駐車場の改善について。

商店街は町の活性化のバロメーターとも言われ、整備された駐車場は不可欠と思われれます。小米商店街の駐車場は、個人や数名の商店主が借用して利用者に提供されているが、商店街の中央に位置する美屋ストアの東側駐車場は、砂利ででこぼこ箇所も多く、雨天時の水たまりや町道への砂利流出等で駐車通行の安全性にも

支障を来している。当駐車場は、面積の広さ、利用度の高さ等、今後、町内商店街の利用促進を図る上から改善は必要であり、商工会と連携して整備する考えはないか伺います。

4、通学路の安全対策について。

知名小学校児童の通学する次の箇所について、安心・安全な通学路として改善が図れないか、伺います。

①正門に通じる町道に手動信号が設置されているが、ボタンが道路側にあり児童が押すたびに道路へ出ることにより危険を感じる。ボタンの取り付け箇所の変更、または2カ所に取り付けができないか。

②町道小米部落内線は、幅員が1車線3メートルほどと狭く、車両の通行時には危険を感じる。瀬利覚から入る起点に、通学時に時間指定の進入禁止標識があるが、入口から遠くわかりづらい。入口近くの町道中央通線に設置変更はできないか。

また、路線名の「部落」の変更についても伺います。

以上。

○町長（平安正盛君）

それでは、名間議員のご質問にお答えいたします。

大きな1番は、教育委員会所管事項ですので、教育長から答弁いたします。

なお、4番にも、通学路関係のご質問ですけれども、内容が町道あるいは交通信号等に関する案件ですので、私のほうからお答えをいたします。

まず、地方創生についてです。

昨日もお話しいたしましたとおり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、本町の2040年の総人口が5,000人を切り、4,948人となっております。さらに、政策提言であります日本創成会議が独自の推計人口をもとに消滅可能自治体を発表し、本町は消滅可能性が高い自治体とされたところです。他の自治体と同様に、本町におきましても人口減少問題は大きな課題であり、直ちに手だてを講じなければならないと認識しております。

このようなことから本町におきましても、地方総合戦略の策定に先立ち、地方人口ビジョンを策定し、人口の現状分析を行い、人口に関する町民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示していきたいと思っております。

ご質問にあります婚活、結婚、保育・教育等の具体的な取り組みについては、地方版の総合戦略の策定の中で検討してまいります。

②若者の雇用の関係については、昨日の山崎議員のご質問を受けて答弁してありますが、そのほかにありましたら、また再質問でお願いいたします。

③ですが、いわゆる地方版の総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法の第10条に基づき、遅くとも平成27年度中に策定することが義務づけられております。

本町におきましては、まずは庁内にプロジェクトチームを設置し、来年度から取り組みを加速させるため、できるだけ早い段階に策定できるよう努力してまいりたいと思います。内容については、国、県の総合戦略を勘案の上、策定してまいりたいと思います。

大きな3番です。

小米商店街の駐車場は、地権者と市場通り会の駐車場管理組合との間で土地賃貸借契約を平成11年9月に締結し、現在に至っております。

当駐車場の契約条項に、地権者の意向で現状変更の制限があり、地権者の承諾がなければ整備できない状況となっているため、市場通り駐車場管理組合や商工会ともに苦慮しているようでありましたが、その管理組合としては地権者の承諾が得られたら整備を実施したい旨の相談があり、地権者に相談した結果、大筋で了解が得られましたので、具体的な詰めを今後いたしたいと思います。

先般、その地権者が別件で帰郷されましたので、直接私もお会いしてその旨伝えてあります。結果は、本人は私に一任しますというような返事ですので、後は先ほどもお答えしたとおり、具体的な内容はその管理組合とどんな形であるかを協議してまいり、できるだけ早い段階に、今のご指摘の部分については改善を図りたいと思っております。

大きな4番です。押しボタン式の信号機のボタン設置個所の変更についてですが、知名小学校から危険箇所として対策要望があった箇所であります。去る10月2日に、警察を含め関係機関で現場確認、対策等の検討を行い、2月27日の知名町通学路交通安全推進協議会において……。

ちょっと失礼します。

○議長（今井吉男君）

しばらく休憩します。

休 憩 午前11時03分

再 開 午前11時04分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○町長（平安正盛君）

先ほど、知名町通学路交通安全推進会議において再度協議を行ったところであり、

その際に、沖永良部警察署交通課長から次のような回答をいただいております。

まず、設置箇所及び設置数については、沖永良部警察署の判断だけでは変更を行えないということであり、県警本部に協議、確認を行っているところであります。警察の見解としましては、児童・生徒だけが利用するものではなく一般の歩行者も利用することから、現在の道路側に押しボタンを設置してあるということでした。

また、横断歩道の知名小学校側にある押しボタンについては、取りつけ支柱の腐食が激しいということで、3月中に支柱を取りかえる予定としております。

知名町交通安全推進協議会では、年間を通した交通安全対策を計画しておりますので、今後とも児童生徒が安心・安全に登下校できるよう本町としても対策をとっていきたいと思います。

大きな4番の②です。

小米字内の町道小米部落内線は小学校、中学校の通学時間帯の午前7時から午前8時30分までは歩行者専用道路となり、車両等は通行できないよう規制されています。この道路の瀬川覚側から進行してくる車両へ規制を示す標識は、名村モータース前の交差点から農協前交差点の間の町道に2カ所設置してあります。また役場前から農協前交差点へ進行していく車両へ規制を示す標識も2カ所設置されています。ご指摘の歩行者専用の標識は町道中央通線から約13メートルの地点の道路左側に設置されています。

ご指摘の件については警察署と標識の位置について確認を行いました。交通標識については、第一に運転手の皆さんが理解し見落としがないようにしなければなりません。ご指摘の標識については、警察署に移設できるかどうか調整いたしますが、町としても町道の小米部落内線の通学時間帯の交通規制について、広報等を通じて町民の皆さんへ周知していただきたいというように言われております。

町道には小米部落内線のように路線名の一部に「部落」の文字が使用されている路線が現在11路線あります。これらの路線は、昭和56年の町道認定後30年以上経過し、地元でもその呼称が定着しているものと思われまことからして、路線名の変更については地元区長等関係者の意見を参考にして決めさせていただきたいと考えています。

なお、路線名は町道認定時の議決要件となっておりますので、変更時に新たな路線として認定することとなります。

以上です。

○教育長（豊島実文君）

名間議員の質問の大きな1番についてお答えいたします。

まず、（仮称）学校規模適正化委員会の設置についての質問にお答えします。

この件については、これまでの議会においても同様の質問をお受けし、お答えしてきたところでありますが、少子化により町内の小中学校の児童生徒数は減少しており、今後も大幅な増加が見込めない現状においては、学校の適正規模や適正配置は重要な課題であると考えており、そのような委員会を設置し幅広い立場から、学校の適正規模・配置に関して検討することは有意義なことだと思います。

教育委員会としましては、幼稚園のこども園への移行後に教育・地域振興・福祉・財政面などを含めた役場庁舎内での検討や意見集約をした上で、どのように進めていくべきかを判断したいと考えております。

次に、土曜授業での交流授業に関する質問についてお答えします。

現在、小規模校のデメリットをなくす取り組みの一つとして、教育課程の中に住吉小、田皆小、上城小を対象に3校での合同学習を学期2回程度取り入れるよう指導を行っており、議員ご質問の交流授業についても、土曜授業の趣旨からして実施可能であり、複式学級、少人数学級のデメリットを軽減するさまざまな取り組みを推進していきたいと思っております。

以上です。

○3番（名間武忠君）

教育は、いつの時代でも大変重要なことであり、役割は何ら変わっていないと思います。そして、教育を受ける子供さんにとっては、どこに学校があろうが、どこに住もうが、均等に教育が受けられるようになる必要があるかと思っています。これが基本だと思いますので、これを、基本に基づいて次の質問をいたしたいと思っています。

現在、町内の小学校の複式学級の数、各学年の最も少ない数、あわせて適正な学級の人数とは、文科省はどのような数値を言われているのかお尋ねいたします。

○教育長（豊島実文君）

それでは、平成27年度の学級数についてお答えします。

まず、知名小学校が、6学級プラス特別支援学級で7学級177名の予定であります。住吉小学校が、1年生・2年生単式、3・4年生、5・6年生の複式の4学級で41名。田皆小学校が、1年生・2年生は単式で、3・4年生複式、5・6年生が単式で5学級の37名。上城小学校が、1・2年生が単式で、3・4年生、5・6年生の複式で4学級28名。下平川小学校が、1年生から6年生までが単式で、それに特別支援学級が2学級ありますので合計8学級で99名の児童を予定しています。それから田皆中学校が1学級ずつで39名。知名中学校が2学級ずつの

6学級プラス特別支援学級で7学級、143名が平成27年度の学級数及び児童の予定数であります。

それから、どのぐらいの規模が適当であるかというようなことですが、文科省では12学級以上、小・中学校では12学級以上18学級以下を標準とすると、適正規模であるというようなことを言っております。そして5学級以下については合併が進められているところは合併を進めるというようなことのようにあります。

以上です。

○3番（名間武忠君）

文科省では今、先ほど12から18が適正だろうというようなことのようにですが、そうしますと先ほど町内の各学校の学級数を見るとほとんどが、全てがこの数字に当てはまらないというようなことになるわけなんです。そうしますと、先ほどありましたように、文科省からは統廃合を含めたことに検討委員会を持ちなさいよというような通知が出してあるというようなことのようにですが、これに現在、知名町ではその通知が来ておるのか、これに対する答えはどのような答えをなされているのか、お聞きいたします。

○教育長（豊島実文君）

通知としては現在来ていませんので、ホームページなどに、案としてそのような公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引ということで案としてホームページ等には載っております。

○3番（名間武忠君）

通知として来ていないというようなことで。ただ、新聞等の情報では各市町村の教育委員会には出されているようなことでしたけれども、これはホームページで見ているということですね。

そうしますと、先ほどの教育長の答弁で、これから統廃合等に向けた検討委員会については、庁舎内の協議を経て改めて設置をするというようなことのようにですが、これは近々あるということの理解でよろしいですか。

○教育長（豊島実文君）

先ほどの答弁でもお答えしましたように、現在、幼稚園のこども園への移行ということでこの事業は進められていますので、幼稚園のこども園への移行を終えた時点で、先ほど言ったように庁舎内で検討して、どういう方向に進んでいくかということを決めたいというような考えであります。

○3番（名間武忠君）

どちらにしても子供たちのためになるような、そういう教育環境をつくるという

ことが最も大事だと思いますので、他の自治体も含めてこれから取り組むということになっておるわけでありますので、そこら付近とも見ながら、ぜひ知名町に合った学校規模にしていだければと思いますし、世は子供たちのためになるというような教育環境づくりに努力していただきたいなど、これは要請で終わりたいと思います。

それから、各学校間の授業についてであります、現在既に住吉、田皆、上城では交流事業としてされておるといことでありますので、この時間帯はどのぐらいかわかりませんが土曜授業についても検討されるということではありますが、これは将来、教育長としてはふやしていく考えがおりますか。

○教育長（豊島実文君）

土曜授業をふやしていくということですか。

○3番（名間武忠君）

交流事業。

○教育長（豊島実文君）

交流事業ですか。平成26年度は、上城、田皆、住吉の3校が11月に中学年、3・4年生が集まって合同学習を実施しております。また、遠足についてもその3校が2月に実施をしていると。1学期では田皆小、上城小が合同で同じ場所で遠足を行うというようなことを26年度は進めていました。

そこで、やはり本町でも小規模校のデメリットをなくす取り組みを推進するようという通達があるという見解がありましたので、本町でも、先ほど申し上げましたように、1学期に2回程度、複式学級を有する学校では合同学習を実施するように教育課程に組み入れてほしいということを指導してあります。そしてまた今後土曜授業が軌道に乗った場合に授業時数にゆとりが出てきますので、そのような取り組み、デメリットをなくす、軽減するような取り組みも進めていきたいと、こう考えております。

○3番（名間武忠君）

本町において、小学校・中学校の統廃合については近い将来、まだ厳しいだろうというような感を受けるわけなんですけれども、そのようなとき、文科省としてはこの合同授業についてはやるようにと、検討するようというふうなことでありますので、小規模学級のデメリットの解消にはぜひこれをする必要があると思っています。ですから、今後、各学校との話し合いあろうと思いますが、小さい学校の子供たちが通常の数で受けるようなメリットをぜひやっていただきたいと、そのためにはそれぞれの学校の都合もありますし、町内全体の均等する教育を

受ける機会をぜひ各学校間でやっていただきたいと、これは要請をしておきたいと思います。

学校の統廃合については、現在すごく町内では郡内においてされておるところもありますが、厳しいと思いますので、それらについては地域あるいは学校に関する関係者の皆さんの理解と協力なくしてはできないと思うわけなんです。最終的にはやっぱり行政の責務だと思っておりますので、子供たちにすばらしい教育環境をつくっていただきたいとこのように要請をして、これで終わりたいと思います。

2番の地方創生についてですが、地方創生は本町にとって昭和30年をピークに現在まで、町内の人口減少は進んでおります。先ほど町長の話がありましたように、40年には5,000人を切ってしまうというようなことで、昭和30年代の国調を見ますと、1万4,000人ということから考えますと3分の1強まで人口が減少するというようなことになります。今回の地方創生については、本町にとっては人口減少の歯どめ、あるいは雇用の場、特に若者の働く場の確保、あるいはそれをひいては町の活性化だと思われま。

というようなことで、国は将来1億人が適正だ、国としての運営に必要な人口だろうというようなことでされておるようであります。町としては、これから減るでありましょう、先ほど町長の話に出ました4,000人規模という数字が出ましたが、一体どのぐらいの規模が知名町として健全な町政運営等に必要な数字だと思われま。

○町長（平安正盛君）

今、どの規模かというのも非常に難しい問題で、多けりゃ多いなりの課題も出てくるし、少なきゃ少ない課題も出てきますんで、どの程度かということは非常に難しい問題だと思います。ただ、地域経済というんですか、農業あるいは農業の担い手あるいは商工業の購買力等々、いろいろな問題を考えますと、やはりもう少しふえないとそれがゆえに地域経済に及ぼす影響は大きいものだと思います。ただそれが何千人なんかというのはやはりいろんな問題が出てきて、欲を言えば1万と言いたいですけども、じゃ1万の雇用の場ができるかといったらまたそれも難しいわけですので、そこはもうそれぞれの状況でいくんです。

ただ、今回の問題が出て、平成20年から24年の5カ年の本町の合計特殊出生率を見ますと2.02ですので、以前の2.4に比べれば、なだらかになっているのかなと思っています。隣は2.0ですので、若干回復しているのかなというふうには思いますけれども、いずれにしましてもこのまま推移すると確かに人口減少は目に見えていると。

ただ、今回の地方自治体の消滅数とか云々というのは、ショッキングな過激な言葉に惑わされる、あれはあくまでも何の手だてもしなければの結果がこうなりますということですので、その言葉に惑わされなくてやっぱりそのことがあって、それで自分の住むふるさとに自信を持ってなくなったとか、あるいは惨めな思いをするというふうに言われて、ふるさとに対する誇りをなくすとかいうようなことも出ていますので、決してそうじゃないわけです。何もしなかったらという前提ですので、今後のいろいろな状況、手だてをやっていって、いかに人口減少の率を、減少率をどうするか、縮めていくかというのが大事なことだと思いますので、少なくとも今回の地方版の総合戦略ではそうしたことも含めて総合的に計画をしていかなければ、その前提に人口ビジョン等をしなきゃいけないわけなので、過去のデータ等の推移を見ながら人口ビジョンも検討してまいりたいというふうに思います。

○3番（名間武忠君）

人口が減っていることは紛れもなく事実でありますし、その減っていく理由が次のようなことになっておるようであります。生まれる出生と死亡される皆さんとの年間の差が、広報等で見ますと50人近くの生まれている子がある反面、110名近い皆さんがお亡くなりになっていると、そこで60名の差が出てくると。そして、高校が卒業式96名ありましたが、両町で約50名ずつの数字ではなかろうかという思いがするわけです。それから中学校を卒業して高校、島外へ出られる皆さんが毎年10名から20名近くいらっしゃるというようなことで、合わせますと125名ほどの人口減になっていくというようなことになっておるわけです。ですから先ほどのように10年もたつと1,000人を超える人口減になっていくというようなことでもありますので、どうしてもそれについては人口減の幅を縮小する必要がありますかと思っております。

そこでですが、以前からいろいろ議会でも出ました住民をふやす、町民をふやすというようなことで、県がことし27年度は、国が以前行っておりました地域おこし協力隊について知事の談話が載っておりましたが、積極的に支援するというようなことがありました。町としては、以前から検討するというようなことでずっと議会答弁がなされておりますが、平成27年度は載っていないようですけれども、27年度以降どのようなお考えかお聞きいたします。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

この地域おこし協力隊につきましては、昨日、山崎議員の質問のほうでもお答えいたしました。平成26年度の補正がありまして、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、要するに地方創生先行型という事業がありまして、その中で知名

に住み隊育成事業ということで現在この事業を提出してあります。国・県のほうにも提出してありますので、この事業を進めていきたいというふうに考えております。

○3番（名間武忠君）

ぜひ目に見えるような具体策でこの事業を取り入れていただきたいと思います。ですから、27年度以降も隣町もそれをもう既にやっておりますので、郡内でもまだほかにもやっているというような状況ですから、ぜひ取り入れていただきたい。これからまた入ってくる皆さんの定住にもつながりかねませんので、積極的な対応をしていただきたいと思います。

それから、支援についてですが、国の、先ほど町長のお話しされた推計あるいはアンケート等によると、結婚を望んでいる適齢者の皆さんが90%だというような数字が出ておりましたが、永良部では残念ながら出会いの場が少ないということですので、そこに民間人のサポーターを委嘱して、あるいはその出会いの場をつくるようなことができないのかどうか、その点いかがでしょうか。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

これにつきましても、先ほど言いました地方創生先行型26の補正がありますけれども、その事業の中で地域住民との交流の場等をつくるという事業がありますので、その中で進めていきたいというふうに考えております。

○3番（名間武忠君）

先日、尼崎市に行く機会がありまして、そこの公共施設の前にこのような文章が、標語が書いてあったんです。尼崎中小企業センターというところでしたけれども、県があなたの出会いと結婚を応援しますというようなことで、標語で書いてあるわけなんです。例えば尼崎市ですので、尼崎市の人口は45万人ほどなんです。そのようなところが出会いと結婚を促進すると、支援するというようなことです。

一番、人口減にこれから対応していかなければならない本町ですので、そこら付近も、例えば安心と安全なまちづくり、大変結構なことだと思っております。このようなことも含めて標語をつくって、町自体が行政自体からそれぞれ結婚の……

○議長（今井吉男君）

しばらく休憩します。

休 憩 午前11時32分

再 開 午前11時33分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○3番（名間武忠君）

やっていただきたいと思うわけです。よく日ごろは私どもが結婚について、あなた、見合いですか、恋愛ですかというようなことをよく聞いたり、私は見合いで結婚しましたとか、あるいは恋愛でしましたというような話を聞くわけなんですけれども、このようなことが出会いをセットすることに、場を提供することによって結婚が促進されるだろうという気がするわけなんです。

先ほど町長の答弁で2.02というような数字が、合計特殊出生率の数字が出ましたけれども、やっぱり結婚することによって2人の新たな町民が出てくるという試算ということになるわけなんですけれども、そのようなことですので、ぜひ結婚、その前の見合いをするとか、あるいは若者が集う場所の提供等については何らかの工夫を凝らして設定していただきたいと、これは要請にしたいと思います。

それから、あと1点、結婚祝い金についてお尋ねいたしますが、現在、出産手当金と昨年から増額され、ことしも同じように3子から5万円、以降ふえることによって最高10万円までの支給があるわけなんですけれども、結婚をして初めて出産ということもなり得るというような気がするわけなんですけれども、結婚祝い金の支給制度は新たに考えていないですか。

○町長（平安正盛君）

私がこういうことを申し上げていいかわかりませんが、今お話がありました出産のことは、もう結果が出てくるわけですので、その分に対する祝いをしましょうと。ただし、結婚の場合はやっぱり先がわかりませんので、それをどうするのかということもありますので、そこはやっぱり十分検討しないといけないと思っています。

○3番（名間武忠君）

そのようなことも考えられるとは思いますがけれども、ただ、現時点で結婚したという現実を、町行政あるいは町民こぞってお祝いだよというようなことになりまして、子供が生まれるものと同じじゃないかなと。まず、子供が生まれる前の前提だという気がしますので、いかなもんかなと思いますけれども、これはぜひ町民の啓蒙を参考にさせていただいて、町内全部でそれぞれの結婚を祝うというような立場になれば同じじゃないかなというような気がしますので、ご検討いただきたいと思っています。

それから、③の地方版の総合戦略ですけれども、先ほどの答弁で、役場内にプロジェクトを組織してそこで次の段階に進むというようなことですので、要望だけ申し上げたいと思います。

行政側で当然されるわけですので、これ以降について、民間を含め幅広い各層か

らいろいろな意見を集約していただきたいと思います。地方創生の主となる本町の人口の減少対策あるいは雇用の創出等については、効果のある実効性のある計画をぜひ策定していただきたいと、このように思います。ぜひすばらしい計画策定ができることを要請いたしたいと思います。それで2番を終わります。

3番ですけれども、商店街の駐車場の改善については、大変いい話を聞くことができましたのでほっとすると同時に、一町民として、あるいは利用する者として、大変喜びだと思っております。

以前、このようなことも聞かれました。知名町は、なぜ町の真ん中にある駐車場があのような状況なのかという、当然町が全て管理している、だから町の利用させている施設だというような考え方のとり方が多いような気がしたわけなんですけれども、今回、先ほど町長の話でありますと、話がついているというようなことで本当によかったなと思います。

そこでですけれども、整備の方法ですが、駐車場について、当然原形のままというようなことでさっきあったわけですが、町長一任というようなことのようにありますので、現在、町長はその整備の方法についてどのようなお考えですか。

○町長（平安正盛君）

地権者とは以前からいろんな形で接点を設けて、あの場所の利用方法等についていろいろ協議してきたところですが、基本的には工作物はだめですよということがあります。したがって、あの場所に建物をつくるとかいろんな工作物はだめですけども、今回みたいに舗装等については了解しますよと。そのことについてはもうお任せしますというようなことを言われていますので。

現在、関係者の皆さんから要望されているのは、原因は結局、駐車場内の石ころが道路側に行ってオートバイや自転車のハンドルをとられる危険性がありますのでそれを防ぐ方法を何とかしてくださいと。それがその境界自体の舗装だというふうに聞かされていますので、そのことについては二、三メートル幅で今の道路と駐車場の境の付近を舗装して石ころが外に飛び出さないような段階、今、現段階では話していますし、またそのことは商会長や関係者の皆さんからその要望を受けていますので、そのことについては先般、直接本人とお会いしたときにそのことは伝えて了解はいただいています。あと全面舗装するかどうかについて、また改めて本人とは協議したいなと思っています。

○3番（名間武忠君）

先ほど、一任というふうな言葉を聞きましたので大変いいことだなと思いがしたわけなんですけれども、今のお話だとちょっとニュアンスが違うのかなという感じ

がするわけなんですけれども。

何はともあれ、どこら付近までの位置になるか、今後詰めることになろうと思いますが、早急に整備をしていただきたいと思うし、この当初予算にはのっていないわけですので、状況から見ると利用者は一刻も早い整備を願っておるわけでありますので、もし先ほどの一任が取りつけられてちゃんとしたある程度の整備ができるということになれば、6月の補正等でもやっていけるのかどうか。ぜひ6月補正等に上げていただきたい。あるいは現在の事業費でできるようなことがあれば、他の事業に優先して整備をしていただきたい、このように考えますがいかがでしょうか。

○町長（平安正盛君）

ちょっと誤解を与えたかもわかりませんが、確認しておきます。私が一任をいただいたということは、現在、商工会の皆さんから要望されている部分について、あなたに任せますかということの一任を受けたということですので、要するに二、三メートルの幅で舗装する程度の範囲だったらあなたに任せますと言われているだけで、あれ全体をどうするかについては私は一任を受けておりません。また現実には、本人には商工会から、二、三メートルの舗装をしていただける場合、それを本人と、地権者と相談してくれないかなという話があったのでそのことについては一任を受けましたということです。全体については、また改めて、先ほどお答えしたとおり、また話をしていきたいなと思っています。

○3番（名間武忠君）

取り違えをしておりました。私はまた、地主の方から一任を取りつけたのかなという思いがして、取り違えいたしました。ぜひ駐車場の置かれている状況あるいは利用等含めて町の顔になると思っております。そのようなことで、これから地主さんと話されることも出てくると思いますが、商工会からの一任ということのようでもありますので、行政側も前面に出て、あるいは商工会と連携を保ちながら、早い時期の整備を要請いたしたいと思います。

4番のほうに移ります。

先ほどの説明で、手動の信号については県警本部との確認等が必要だというようなことでありますが、また3月中に支柱の取りかえがなされるというようなことで、それについては、あそこはごらんのとおり信号機がつけられたのは子供、知名小学校に通う児童の皆さんにつけられた信号機だと思うわけなんです。決して一般町民の皆さんがあそこを利用するからというようなことではないような状況なんです。ですから、あの信号機については子供が対象だよというようなことで私は認識をしておりますけれども、教育長はいかがですか。

○教育長（豊島実文君）

2月21日の知名町通学路安全対策協議会に私も出席しましたがけれども、そのときの警察からの説明では児童の横断に供するとともに一般の方も利用しているのだというようなことでしたので、子供たちだけのためではないというようなことでしたので、そういう回答が出たと思います。

○3番（名間武忠君）

通常あそこで見ますと、決して一般の大人が手動で信号を使っているというのはほぼ見たことないんです。あくまでも子供が対象で設置されたと思うわけなんです。ですから、対象は小学校でするので、その対象となる子供たちへのことを考えた設置が必要であって、それ以外はどうかなという感じがするわけなんです。ですから警察との話し合いなどについて、あそこですっと見ていただければわかりますけれども、子供たちが飛び出して、道路へ飛び出して、道路側に設置されているボタンを押すと、これが大変危険であるから何らかの方法をとっていただきたいということの要請なんです。もう一度、警察の皆さん、あるいは学校側と話をしていただきたいと思う。私もこの間、見たものですから、飛び出してくるんですよ、子供たちは。大人はまずしないですよ、飛び出してこないです。子供はもちろん交通安全のルールを教えなさいということは、学校で教えておると思うんですけども、なかなかそれができないのがまた子供なのかなという感じがするわけですので、もう一度、そこを変えなければならぬ理由をぜひ現場で確認をしていただきたいと、これは強く要請をしておきたいと思います。

それから、先ほどの3月中にその支柱の取りかえ等の話がありましたので、これがいい機会だと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。それは関係者の皆さんとも強く要望を、学校側から、特にこの問題は学校評議員会に出たことですので、その点を踏まえて、教育長、学校教育課として取り組んでいただきたいと強く要望いたします。

それから、次の標識の件ですが、建設課長、標識とは当然見やすいところがないといけないわけなんです。見づらいんですよ。1つは今、石油店の壁ができておりますので、それで見づらいというのが1つと、あと1点は、部落内線に入ろうとする気持ちがあるわけですので、常に右側のほうにしか視点は行っていないわけなんです。先ほどからありました直進は確かにあるわけなんですけれども、なかなか気づかないと。気づかない人は悪いということになるかもしれないんですけども、通常気づかなかつた。私もこれを出すまでは中がわかっていなかったわけなんですけれども、ほかの通行する運転手、ドライバーもそうだと思いますので、改めてそこ

に入っていけないというような標識の目的があるわけですので、それは目的がある標識は当然ドライバーに見やすいようなところに設置されるのが通常だと思うわけなんです。

改めてお尋ねしたいと思います。総務課長、標識を手前に変えられないのかどうか。今言った、今、町道になりました、町道線になるわけなんですけれども、個人の所有地がありますのでそこら付近についても交渉次第は設置が可能だと思いますけれども、そこら付近についていかがでしょうか。

○総務課長（栄 信一郎君）

私のほうもまた交通の担当かつ、また知名の駐在等、港湾等においても、現場の確認はしてございます。今ご指摘がありました道路の少し入ったところにあるということで、県道から、町道から入ってくる車両等については、標識に気づかないドライバーもいるということ等がございますので、今後とも警察署のほうと話し合いをして、見やすい位置に道路標識が移動といたしましょうか、変えることができますればその方向で検討してまいりたいと考えております。

○3番（名間武忠君）

実際そこを通過していきますと幅員が全く狭いというような状況なんです。入ってきてからバックというのは大変難しいわけなんです。そんなとき子供たちが通っているのを見ると大変危険だなという感じを日ごろ受けていますので、子供の、大人もですけれども大切な命ですのでぜひ起こる前に確認をして改善していただきたいなと思っております。先ほど教育長のほうから通学路の交通安全推進協議会があって、そこでいろんな問題が出されたというようなことでありますが、それについて、例えば改善点が出たら、その処置といたしましょうか、例えば危険な場所等が指定されたら、そこについての改善対策はどのようにしていくとかいうことも話されるわけですか。

○教育長（豊島実文君）

例えば、この会議では8月中に各学校からの危険箇所を点検して、ここが危険箇所であるというようなことが出てきました。それをもとに10月2日に、また警察、建設課と学校教育課、スクールガードリーダーが出席して、その場所を確認して、どのような対策が必要であるかということを取りまとめて、そして2月27日に、じゃ、どういうぐあいに対策をしましょうということで話し合いを持っております。

ちなみに、各学校から出された危険箇所というのが15カ所ありまして、今年度に関することについては今年度に何カ所か対策を立てて、また改善をしております。そして、予算を伴うものに関しては27年度の予算で対応するというところで協議を

進めました。

以上です。

○3番（名間武忠君）

交通事故で死亡事故の後、道路診断等がされておりますが、当然その事故等が起きる可能性のあるところについては前もって改善をしていくことが事故防止にもつながると思いますので、そこについては行政全般で取り組んでいただきたいなという思いであります。

それから、さっき、教育委員会の土曜授業開始とそれから先ほどの標識については、当然、標識の内容も変わってくるというような気がするわけなんですけれども、総務課長、その点はどうですか。教育委員会ですか。小米部落内線の標識に今、土曜・日曜・祝日を除く7時から8時半までの進入禁止となっておりますが、土曜日が今度、授業再開になるとどのようなことになりますか。

○総務課長（栄 信一郎君）

私のところでは答弁は非常に難しいと思いますので、警察署との打ち合わせでどのような対応が必要なのかは検討させていただきます。

○3番（名間武忠君）

事故の起こらないように、あるいはそういう起こる可能性のあるところについては早い改善を望みたいと思います。部落内線の部落ということについて、以前私どもの小さいときは部落というのがもう当たり前で、いまだに愛着も感じておりますが、なかなか現在これが文書として残る、あるいは事業等の申請等にもこの名称でやるということになったときに、果たして今、不適切かどうかちょっとわかりませんが、使われないというようなことの表現のようでありますので、11路線にあるということのようですが、それについては今、集落やあるいは関係者との話し合いというようなことでありますが、いい方向で検討していただきたいなど。現在の社会状況からして、いろいろ指摘があることについてはわかった時点で、あるいはやれるときにやっておくほうがいいかなという気がいたしておりますので、改めて話し合いを持って早急に結論していただきたいなと思っております。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井吉男君）

これで名間武忠君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。次の会議は午後1時から再開します。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

今日は婦人会の皆様、議会を傍聴していただきありがとうございます。

昨日の西田議員の一般質問の中で、介護保険の滞納状況について、保健福祉課長から答弁があります。

○保健福祉課長（田宮光孝君）

ただいま申しあげました昨日の西田議員のご質問にお答えいたします。

介護保険料ですけれども、全体で65歳から90歳ですけれども、滞納者の人数を申しあげます。

まず65から69歳、34名。70から74歳、21名。75から79歳、12名。80から84歳、4名。85から89歳、1名。90歳以上が1名。以上となっております、計73名となっております。

以上です。

○議長（今井吉男君）

福井源乃介君の一般質問を許可します。

○12番（福井源乃介君）

多くの傍聴をいただき、ありがとうございます。

それでは、議席12番、福井源乃介が一般質問を行います。

まず1点目は、シマ桑の振興対策についてであります。

本町の特産品開発・6次産業化を図るため、シマ桑の生産・加工・販売が行われておりますが、シマ桑生産組合から改善の要望書が町長宛てに提出をされております。

そこで、①要望書が提出をされて1カ月以上が経過をしておりますが、早急に対処して課題解決をすべきではないのか。なぜ話し合いで解決を図ろうとしないのか伺います。

②現在、生葉でキロ当たり150円で買い取りをしておりますが、収穫の際にシルバー等人手を雇用しますと、人件費が出ない状況にあります。組合としては、キロ当たり300円を要求しておりますが、値上げする考えはないのか。

③機械トラブルにより2カ月以上の間加工ができなかった。これにより収穫が滞り、収量減になっております。一部補償を求める声もありますが、町としてどのように対処をするのか。

④販路拡大のために、やはり飲料メーカー、食品メーカー、菓子メーカー、さら

には化粧品、健康食品、サプリメント、特に地元、島内企業への売り込みが必要だと思いますが、計画はどうなっているのか。また、お土産物の開発計画はどうなっているのか伺います。

2点目は、JTたばこ産業取引所跡地についてであります。

①再三にわたって機械銀行設置を求める声や今後の老朽化した公共施設の建設予定地としても利用が可能だと考えておりますが、町として取得する考えはないのか。

②葉たばこの振興方策はどうなっているのか伺います。

特に、きょうは多くの傍聴者もおりますので、明確な答弁を求めたいと思います。

○町長（平安正盛君）

それでは、ただいまの福井議員の質問にお答えいたします。

まず1番目ですが、総合的には先ほどの質問、先の議員にも説明したとおりでありますので、まずそのことを念頭に置いていただきたいと思います。

まず①ですが、1月15日付で、生産組合の組合長名義でいただいております。その中で幾つかありますが、27年、本年3月末までに回答してくださいということです。先ほど午前中の課長からの答弁がありましたとおり、3月末までに、これまでの状況を踏まえて回答したいということでもありますので、ご了承いただきたいと思ひます。

なお、今日に至るまで何度か、組合とは、向こうから呼ばれたり、あるいはこちらから相談したりしているわけですので、そのことについては、お互い共通理解を図られているものだと私どもは思っていますので、今日まで来ているわけです。

何と云っても、やはり生産組合がいらっしゃるから、この産業の事業が成り立つわけですので、そのことを私どもとしても生産、栽培していただいている農家の皆さんの事情も察しをしておりますし、厳しい部分は十分認識をしております。

当初から話していますように、桑というのは、ご存じのように、単年作の作物でないということをまず前提にいただきたいと思います。株が大きくなればなるほど生産性が高まるわけですので、そのことを当初からシミュレーションを描いて、課長が答弁したように、3年あるいは5年をめどにというようなこともして、政策面では当初の段階でそのことを話してあるものとして、その旨話してあるというように聞いていますので、やはり将来的に桑の木が五、六年過ぎたら、やはりその分、収量も上がるわけですので、そのことをまずご理解いただきたいなど。

もちろん、生産組合の皆さんが現在の状況の厳しさというのは十分認識しております。だからといって、じゃ、今、議員からも質問があったとおり、また要望がキロ150円を300円にしてくださいということについては、状況からしたら十分

理解できますけれども、じゃ、すんなりそのとおりにいくのかどうかということは、またしばらく検討させていただきたいというふうに思っております。

また、収穫時の作業員の声についても、いろいろ生産者の皆さんの労働の過重等もありますので、収穫スケジュールを調整しながら、無理をしない量を処理できるような施設は施設としてありますので、そこをまた双方円滑に稼働できるように、手だてを講じていきたいと思っております。

また、以前その葉をはさぐことも、かなり手間取っているのも事実です。その葉をはさぐ機械を何とか開発できないかなということで、担当レベルで、指宿市等々、何カ所か回って、はさぐ機械を開発できないかということ相談しているんですけども、なかなか簡単に開発できない、また、開発しても需要がないわけですので、その分の研究開発にかなりの金額が要するというのを聞いておりますし、先般、鹿児島事務所で島の出身の県の鹿屋の大村君、今、農業開発総合センターに勤めていますが、彼がいろいろ聞いて、どうしても需要がそれだけ見込めれば開発しますけれども、そんなにも見込める機械じゃないですので非常に難しいということですので、何とか葉をはさぐ機械が容易にできればなというふうに期待を持ちますが、しばらくの間は現在の手作業でせざるを得ないのかなと。そうなりますとおのずと手作業ですので、それぞれ省力化できない部分があって、経費等も問題があるかなと思っておりますので、そのことについては生産者の組合の皆さんにもご理解いただきたいというふうに思っています。

それから、③ですけれども、確かに昨年11月に機器のトラブルで稼働を停止しました。結局それ、原因究明をし、その補修を対応したときにかかなりの期間稼働ができなかったんですけども、そのこと自体はやはり不測の事態でして、また私どもとして想像もしていなかったことですので、機器のぐあいが悪くてやったので、そのことは生産者の組合の皆さんにもご理解いただきたいというふうに思っているところです。

それから、④については、現在、シマ桑商品の出荷安定がほぼ実現できましたので、製品化に取り組んでいるところですが、現在先行している商品であるスティック状の60本入りの箱型の製品としては順調に伸びているものだと思いますし、昨年からは島内販売キャンペーンということで販売をしておるところですので、その分も予想外に伸びているというような状況ですので、今後、島内はもちろん、島内外に販路を広げていく予定とし、午前中も報告したように、今、商談会も進めているし、担当のほうから全国の100社、飲料食品メーカー等も含めて、私どもから見本とダイレクトメールを送って、活用できないかどうかといったような手探りもし

ています。それがぼちぼち出て、今2件、ちょっと脈のある問い合わせが来ておりますので、そこらあたりからさらに詰めていって、最終的に販路の拡大が必要かなと思っています。

同時に、午前中も申し上げましたが、製品の幅が少ないので、今1種類しかないわけですので、製品の幅をもう少し広げていけば、いろんなニーズが多様化していますので、そこらに対応することも必要だと思っています。

ただし、やはり製品をいろんな種類つくっていきますと、その製品に合う製造ラインを設備投資しないといけないので、やっとならそこで設備整備依頼をした場合に、費用対効果、売上げが出るかどうか、そこから考えないといけないので、いましばらく検討させていただきたいと思っております。

それから、大きな2番ですが、日本たばこ産業株式会社では、国内葉たばこの事業における事業環境の変化に適切に対応するとともに、持続的成長を図る観点から、課題を先送りすることなく、施設の整理、縮小を行っていくこととし、その結果、平成27年の見直しの一環として、ここ沖永良部の葉たばこ取引所を廃止することとなり、本年度から都城の南九州リーフセンターでたばこの引き取りをやるというふうなことになっているのは、既にご承知のとおりだと思います。

今後、あの施設をどのような形にするかということについては、今申し上げました昨年の取引の移転の段階にも、JTの皆さんにお話をし、何とか町として、あるいは、場合によっては農協とも考えられるわけですが、払い下げできないかというようなお話はしてありますし、その後いろんな場で先般JTの皆さんもお見えになったのでお話をしています。

ただ、何といたっても今現在は、あの施設が系統の違うJTの不動産部門に管理が行っているため、その鑑定作業を含めて、まだその結果は来ておりませんが、売却等を含めた鑑定の結果を踏まえて、また、その時点ではJT側からも連絡があると思いますが、適当な価格であれば、町として購入することも可能であるというふうに思っています。そのことは再三、JTと機会があるごとに協議はしていきたいというふうに思います。ただ、私どもの財政の規模として、金額が折り合いがつく数字が出るかどうか、私どもが買えるような数字が出ることを期待しております。

②については、近年のたばこの喫煙や販売を巡る情勢は、喫煙に対する社会環境の変化に加え、たばこ税の増税、がん対策推進基本計画における成人喫煙や受動喫煙防止に関する数値目標の設定など、依然として厳しい環境にあります。葉たばこ生産においては、平成24年度の廃作希望により、耕作者数や耕作面積が半減し、また、先ほど申し上げたように、地元で行われていました買い入れも本年度から宮

崎の南九州リーフセンターに移ることになるなど、生産構造が大きく変わってきております。

これらの情勢を反映し、今後とも葉たばこ農家が意欲をもって生産に取り組み、産地の維持を図るため、鹿児島県葉たばこ生産振興基本方針に基づき、1番目に、葉たばこ生産農家の経営改善や後継者等への技術指導などによる担い手農家の育成、2つ目に、栽培基本技術の向上や適切な乾燥・貯蔵管理による高単収・高品質の葉たばこ生産、3つ目に、機械化や圃場の集団化、あるいは共同利用施設の円滑な運営などによる効率的な生産体制の構築、4つ目に、農薬の適正使用や廃プラスチック類の適正処理などによる環境に配慮した葉たばこの生産を、以上の4項目について、日本たばこ産業やたばこ耕作組合など関係機関、団体と一体となり取り組んで、農家経営の安定や産地体制の強化に努めてまいります。

なお、26年度から、私が県の葉たばこ生産振興対策協議会のメンバーに入りました。委員として初めてであります。そういった会合等を通じて、情報の収集並びに意見交換、あるいは私どもの地元としての利用が申し上げられる機会ができたものだと思っています。そうした機会を捉えて、常にまた、私どもも情報発信していきたいというふうに思っています。

終わります。

○12番（福井源乃介君）

どうも何かどこかで若干違うのかなと。相互理解ができているというような答弁でありましたけれども、確かにすばらしい加工場ができて、そして雇用も生まれて、これからというときにこういった要望書が文書で出てきたということは、ちょっと私は危機感的に感じておりますので、ある意味、団体交渉になっていくのかなという気がしております。やはりお互いに話し合いを持って、早目早目に解決をすべきじゃないかなと思いますし、これまでも何度かしてきたということではありますが、やはり今後も組合側ときっちり話をすべきじゃないのでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

確かに、議員が言われるように、要望書が出ておりますので、これからは連携を密にとれるように、あるいはまた気軽に私たちと話し合っ、また私たちも常に現場に向かうような、そういうような連携のとれた体制をもっていきたいというふうに思っています。

○12番（福井源乃介君）

以前、西組合長さんから話を伺ったときに、町も我々も初めての事業であるし、3年間は、我慢すべきは我慢して何とか物にしたいということで、生産組合が非常

に意欲を持って、安定生産に向けて取り組みを進めきたわけですよ。しかしながら、ここに来て若干問題があったのかなど。その引き金になったのは機械のトラブルではないかなという気がしているわけですが、そういった中で、やっぱり信頼関係をもう一回構築するためには、僕はもう協議しかない、話し合いしかないというふうに考えていますが、限られた期間内にそれができるのかどうか、今後のスケジュールはどうなっていますか。

○農林課長（安田末広君）

冒頭町長からも言われましたように、今月末の回答ということでございまして、私どものほう、内部のほうでは数回検討も重ねております。

また、他の作物等との実証データ等も比較しながら慎重に進めているところでございますけれども、期限までにはご回答は申し上げます。

○12番（福井源乃介君）

もうやがて2カ月ですよ。1月の10日に組合が臨時総会をして、そして15日に要望書が上がってきた。やはりこの間、放置しておいたというのは、僕はまずいんじゃないかなという気がしておりますし、要望書の回答期限が今月末、3月末までにとということなんで、そうなったのかわかりませんが、何月何日にどういう形で回答する考えなのか。何時何分までは言いません。

○農林課長（安田末広君）

何月何日までとは申し上げられませんが、私どもの資料が調った段階で起案をいたしまして、関係機関とも話し合っ、できる限り早く回答はしたいと思っております。

これまでどうしてかというような、今質問もございましたけれども、先ほど町長から言われましたように、出口戦略のほうも力を入れておりまして、その辺のところのダイレクトメールの発送、それから、その後の問い合わせ等の対応等々、それから現在、今12店舗に販売店を置いていますけれども、その方々とどういうところが必要なんですかと、そういう意見等々の徴収、それからその改善等に時間がかかりましてまだ回答ができない状態ではありますけれども、もろもろ、そういう出口戦略に向けて対策をとっているということでご理解いただければというふうに思います。

○12番（福井源乃介君）

何で話し合いにこだわるのかといいますと、来月、4月になりますとシマ桑生産組合の皆さんの総会があります。ぜひ、にこにこして総会を迎えてもらいたい。6項目ありますけれども、この全てについて、それは確かに難しいところもあろう

かと思いますが、やはり総会で、もちろん議論の場ではありますが、にこにこして総会を迎えてもらう、そして意欲的に安定生産に取り組むという意思統一をする機会だと思いますので、3月末までにとということではありますが、ぜひ、全員を集めて、組合員を集めて、そこで誠意ある対応をしてもらいたいと思います。

○農林課長（安田末広君）

先ほども町長言われましたように、生産組合があつての桑加工ですので、その辺のところは私たちも十分理解いたしております。

○12番（福井源乃介君）

ぜひそういった形で、一人一人やっぱり話が違う部分があるんですね。組合員のトラブルに関して、あるいは生産に向けての取り組みにしても、やっぱり11名ですので、何百人も集めるわけじゃありませんので、11人をきっちり集めて、そこできちんと説明をして協議をするという形をとらないと、全てがどうもうまくいっていないなど、意思疎通が図られていないというのが素直な気持ち、感想なんですよ。ですから、その辺からもう一回、ただ文書で組合長宛てに回答するのか、11人全員を集めてきちんと説明をして話をしてやるのか。その辺はどうですか。

○農林課長（安田末広君）

先ほど来申し上げていますように、私どもとしても、話し合いの場というのは門戸を閉ざしているというようなことは全然ございませんし、連携を密に、また気楽に来れるような体制でいきたいと思っておりますので、とりあえずは回答を申し上げて、また組合のほうでお話し合いもあるかと思っておりますので、その辺のところは柔軟にやわらかく対応したいと思っております。

○12番（福井源乃介君）

考え過ぎなのかなという気がしないでもないですが、しかし現実には、その辺の本当の相互理解というものがまだできていないのかな、信頼回復に向けた取り組みが必要なのかなという気がしております。

産業の振興というのは、やはりまず生産者に利益が出て、そして意欲的に生産活動をすることによって産業振興が図られていくわけですので、現状では厳しい状況だということは要望書の中にもありますし、また先ほど答弁の中でもある程度理解はしているというような形になっておりますが、現状の形では人件費が出ない、利益が出ないということが言われておりますので、ぜひその辺はもう一回検証をして、どういった方向に持っていくのか、買入れ価格の現在の150円を300円ということに対してどのように対応するのか。

○農林課長（安田末広君）

価格については、先ほど申しましたように、まだ検討中、検証中ということでございますので、先ほど来言われているように、相互理解という中で、お互い膝を交えて話し合う場が必要だったのではないかというふうに思っています。

昨年の忘年会も、我々行く気満々で行ったんですけれども、ちょっと来てくれないということもありましたので、その辺のところから私どもも反省すればよかったですけれども、今、議員が言われるように、お互いの相互理解を含めていくというような姿勢で我々も臨んでいきたいと、反省するべきところは反省して、お互い意思疎通をもっと軽快にしていきたいと思っています。

○12番（福井源乃介君）

午前中の答弁で、生産面積が150アール、生産量が11トンということで、おむね平均しますと720キロぐらいですかね。それで10万9,000円という単収単価が出ていますよね。単価が。もちろん、ことし始めた、あるいは去年始めた方もいらっしゃると思いますが、以前にも提案をさせていただいたのが、3年間で一人前になるのであれば、やっぱり初年度、あるいは2年目、3年目という形での手当てを考えるべきではなかったかなと思いますが、その点はどうですか。

○農林課長（安田末広君）

議員がおっしゃる意味もわかりますが、例えて言うならば、ユリの切り花でありますと鱗片から始まって種木を養成して、そして金をかけた施設のハウスに植えて、それで収穫を得るといような、さまざまな、私どもの知名町には作物がございます。その中で、生産者11名いらっしゃるって沖縄へ行ったり、3年後にこうしましようという目標を持ってやったわけですので、とりあえずのところは当初の意志というか、計画というか、その辺のところを大事にして今やっているところがあります。

○12番（福井源乃介君）

組合の皆さんもある程度覚悟を持って、300円という要求をしているわけですよ。桑の葉というのは非常に足が早いというか、鮮度落ちが早いという部分がありますので、どうしても鮮度落ちが早いということで、シルバー人材センターの皆さんなり、あるいは親戚、近隣の皆さんなりを収穫のときにどうしても頼まざるを得ないということ、それと、3年あるいは5年すれば収量がふえるというのは間違いありませんけれども、収量がふえた分、やっぱりその人手がかかるし人件費がかさむわけですよ。ですから、組合の皆さんから話を聞けば、何年しても一緒じゃないかというような感覚であるもので、どうしても300円というのは譲れないと

いう意見なんですよね。ですから、その辺でどう折り合いをつけるのか。回答は後日ですけれども、今、回答できないものかどうか。

○町長（平安正盛君）

このことについては結果的に水かけになるかと思いますが、先ほど来申し上げているとおり、確かに3年のシミュレーションの中で設定してきて今日に至っているわけですが、3年といえ、初年度には台風でなかなか採れなかった時期もありますので、もう少しその経緯を検証しないとなかなかできないんじゃないかと。

今おっしゃったとおり、単収がふえようが減ろうが、かかる人件費というか省力は一緒じゃないかということは、確かにそれはそうです。ただ、今始まったばかりで、ましてや出口の部分の販路の部分がまだ不確定な部分がありますので、どうしてもまずは販路を開拓しながらすれば、原料の加工場の稼働率もよくなるわけですので、その分販路が確保されていれば当然、加工場の稼働率もよくなるわけですので、そこはそこでいいと思う。

今の作業場云々じゃなくて、むしろ出口の部分がまだ不確定の分がありますので、そのことについて生産者の皆さんにはご理解いただいて、私どもとしてまた出口を当然、私ども行政側が責任を持ってやらないといけないなと思いますので、そこらあたりのことをご理解いただければなというふうに思います。

○12番（福井源乃介君）

今答弁していただきましたし、また農林課長からもお話がありましたけれども、やっぱりそれは組合ときちんと説明する場を持って、もとに戻りますけれども、協議をしてお互いの相互理解を深めていくしかないのかなというふうに思っていますので、ぜひその辺の意を込めた回答をしてもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○町長（平安正盛君）

今おっしゃるように、意のあるところが今私が、あるいは課長が答弁したことで、そのことを含めながら改めて検討して、最終的にももちろん回答と、ただ、その回答がどういう形になるかはまだ今後詰めないといけないわけなので、そこはしっかり、ただ、今月中にと課長も段取りしていますので、そのことはしっかり守ります。

○12番（福井源乃介君）

回答を待つしかないのかなという気がしますが、これまでもスタート当初は100円でありましたけれども、今年度から50円アップで150円にさせていただきました。やはり、そういった形で年度ごとに実証、検証して見直すというスタン

スは変わらないのでしょうか。

○町長（平安正盛君）

先ほど来申し上げているとおり、あくまでも、1つのものをつくるときには、入り口の分、中の分、出口の分、3つがそろって1つの事業ができるので、今の段階では出口の部分がまだいろんな部分がありますので問題があります。課題がありますので待ってくださいと。

ただ、昨年100円から150円に上げたときには、今現状を買っていただいているメーカーがはっきり確保できましたので、その分の売り上げのめどがついたので、じゃ150円でもという思いで150円にしたわけです。

今後、今300円の要望が来ているわけです。これは組合の要望として数字として理解していますけれども、出口の部分はもう少し検証していただかないとちょっと厳しいのかなというふうに思っています。

○12番（福井源乃介君）

大変なのはよくわかります。入り口戦略と出口の戦略ということで、安定生産に努めながら販路を拡大していくということで、また、非常に新しい取り組み事業がありますので、やはりあと1年、組合の皆さんとも再三、くどくなりますけれども、話をしてきっちり不振興、発展につなげていただきたいということを要請したいと思います。

ところで今、国の目玉政策でありますけれども、地方創生ということで、その桑の事業が、例えば地方創生に関する事業、あるいは、地方創生交付金等がうまく活用できるような方法、あるいは計画、考えはないのかどうか。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

地方創生の先行型と、先ほど来から26年度補正、これは明許繰越になりますけれども、桑の販路拡大の事業をこの事業のほうに取り組んであります。

○12番（福井源乃介君）

出口の部分ですね。具体的な内容は。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

大変申しわけありません。資料が手元に……。

簡潔に言いますと、シマ桑の認知度を高める宣伝広告と、それから販路開拓、その費用に使う予定になっております。

○12番（福井源乃介君）

これは、莫大な事業費ですか。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

もともと、この交付金が全体で2,800万円ほどなんですが、この事業に約8事業出ていまして、390万円ほどの事業費であります。

○12番（福井源乃介君）

ありがたいなというふうに思いますし、この販売戦略、広告と販路開拓ということで、大変頼もしい事業、予算になっていると思いますが、その特産品開発までのそういった自由に使える交付金というのではないのでしょうかね。ひもがついていないやつ。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

今、議員おっしゃった事業につきましては検証してみたいと思いますけれども、今、地域住民型の交付金の中に、消費喚起型と今言う先行型とありまして……

〔「何、何」と呼ぶ者あり〕

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

消費喚起型、要するにプレミアム付き商品券ですね、その種類と、今私が言った先行型と、この2種類があります。自由につける交付金となりますと、私の手元に資料がありませんので、また後ほどでもお答えしたいなと思います。

○12番（福井源乃介君）

町長、その地方創生交付金のみでなく、奄振なり、あるいはいろんな6次産業化に向けた取り組みに対する、ある程度使えるそういう交付金等はないものなのかどうか。

○町長（平安正盛君）

補助事業にいろいろあって、特に最近、交付金が出ていますので、6次産業につながる事業等の個別のメニューもあります。ただ、私どもとしてそれを取り入れていけるかどうか、あるいは当然、6次産業として導入した以上は費用対効果のことも当然ですし、今後のこの地方創生に係る事業等については、PDCAのサイクルの原則が課せられていますので、当然それが負担の大きな事業になっていますと、そのPDCAのサイクルがどこかで途切れてきますので厳しいのかなと思います。

やはりそういったことを検討しながら、最終的にはPDCAのサイクルをどのように持っていくかの事業を検討しないといけないというふうに思っています。

○12番（福井源乃介君）

地方創生交付金なり、あるいはもろもろ特別交付金等もあろうかと思しますので、ぜひ入り口の部分と出口の部分は先ほど話がありましたので、元来、桑を進めてきたのは、やはり永良部の土産物は何かと言われても、やっぱりなかなか答えられなかった部分もありますので、桑を使って、空港なり、あるいは港の売店なり、ある

いはお土産店なりに置けるような商品開発が、まず重要だというふうに思いますし、先ほど西組合長のお話をしましたけれども、組合自体も町内に流してくれと、流通させてくれというようなことがありまして、昨年度、生産量、粉末で2,600キロのうちの600キロは町内にという形で来た経緯もありますので、ぜひ、町内業者等にも出していただいて、特産品の開発の推進を図るべきじゃないんでしょうか。お土産品として。

○農林課長（安田末広君）

いわゆる提案営業のことだと思いますけれども、島内企業さんからアップがあった分については、親切に懇切にご説明申し上げているような状況です。

それから、お土産品ということなんですけれども、きのうもホテルの客室に云々という話がありましたけれども、旅行をしまして部屋に入ってほっと一息、お茶ということなんでしょう。これは、私どもとしては健康食品というふうな認識を持っています、この桑の効能のよさを島内に広めていくことが、まずその企業さんもこれを使って何かをつくらうというような発端になるかと思いますので、まずは町内、島内でその桑の効能、よさというのを広く知らしめるというようなことがまず先かと思えます。

その辺については、先ほど来申し上げていますように、広報活動、周知活動のほうが行き届いていないというような点もあります。そしてまた、新規商品をつくらなければならないという点もあります。時間的に追われてはおりますけれども、時間のある限り、許す限り、またそこら辺は追求していきたいと思っています。

○12番（福井源乃介君）

おもしろいと思いますよ。やはり桑入りのケーキであるとか、あるいはアイスクリームであるとか、ソフトクリームであるとか、とにかく粉末の強みというのは何にでも使えるということなんですよね。それをただ、健康食品的な1本だけじゃなくて、やはり多様化する消費者ニーズに応えていくためにも、ここに挙げてあります飲料を初め、食品、菓子メーカー等々ありますけれども、やはりその辺の売り込みも進めていけるものだと思っておりますが、その辺の経過等は怎么样了か。

○農林課長（安田末広君）

よく商品開発という言葉がありますけれども、各企業さんでも商品開発のところには多くのスタッフないし、いろいろな設備等があるかと思えます。また、何かにまけて科学的根拠がどうなのか、狙いは何なのか、その商品自体のコンセプトは何なのか、どの辺をターゲットにするのか、やはりその辺のところは島内企業さんと

連携を持ってというか、共有してやらないと商品というのはつukれないと思いますので、まずは、先ほども申し上げましたように、桑のよき、効能、そのこと自体を島内企業さんと言われる方々に知っていただく。そこからまた島内の企業さんが、じゃ何に使っていこうと、狙いはこうしようと、そういうようなコンセプトが生まれると思いますので、先ほど申し上げましたように、やはり島内の認知からと、そこからまず発信させていただきたいと思っています。

○ 1 2 番 (福井源乃介君)

組合の要望にも、現在の箱の中にそういった、薬じゃありませんので効能はうたえないと思いますが、やはり健康増進にという形のパンフレットも入れてほしいというような声もありますし、実際にこの桑を始めたのは、農学博士であるとか、あるいは医学博士であるとか、大学教授であるとか、京都繊維工芸大学の方々であるとか、その辺からスタートをしておりますので、我々素人がDNJ、デオキシノジリマイシンが血糖を抑える働きがありますよといってもなかなかうまくいくものじゃないと思うんですよ。ですから、医学博士が推奨している商品だというような形の売り込みもどうかと、必要かなと思います、その辺の対応は。

○ 農林課長 (安田末広君)

今、新聞紙上等でごらんになったかと思いますが、機能性表示食品ということが出ています。これが3月2日だったと思いますが、国のほうからガイドラインが示されました。ですから、今まではある意味健康食品といいますと、言葉は悪いんですけども、ほのめかし表示とか、暗示表示とかそういうのがあるんですけども、今回この法律が施行されますと、科学的根拠があれば書けるというふうになります。ですから科学的根拠がないものについては、これから科学的根拠がないというふうな表示がされると思います。我々の部分に関しては、先ほど言われた多くの研究論文がございますので、その辺のところ、これが施行になった折には書けるかなというふうな気がしていますので、この手続についてどのような手続が必要かまだ示されておりませんが、そのほうのところも出口戦略としてまた進めていくという計画であります。

○ 1 2 番 (福井源乃介君)

ぜひそうして販路拡大、出口の部分と安定生産に大変でしょうが取り組んでいただき、何回も言いますが、最後は組合員の皆さんがにこにこして総会が迎えられますように、しっかりと実証、検証をした上で、誠意ある対応をしていただきたいと思いますので、桑のほうは、答弁はもう変わらないと思いますので、またじっくり回答を待ちたいと思いますので、お願いをしたいと思っています。

それでは、2番のJTの関係ですが、先ほどありましたように、日本たばこ産業の組織図を見ますと、経理部の中に不動産室がありますので、今後はそことの交渉になろうかというふうに思っておりますし、先ほどの答弁で、適当な価格でという話があれば対応したいというようなことでありました。

同僚議員からも機械銀行等を求める声もありますし、農業関連施設の整備、それから、特に中央公民館が平成30年の建てかえが計画をされておりますが、現在地よりも、今のたばこのところは立地もよくて、非常に高台にありますので海にも近くないし、防災拠点施設としての公民館に防災拠点施設的な機能を持ったものも、ある程度、将来的には可能かなという感じがしておりますが、ぜひ立地がいい、それから、昭和50年からJTとのたばこを通しての縁もありますし、もろもろ、公共施設の代替地としても、僕は利用が将来的には可能かなというふうに考えておりますので、今後の交渉、町長の手腕にかかっていると思いますので、適切な価格での交渉を進めていただきたいというふうに考えていますが、どうでしょうか。

○町長（平安正盛君）

今、議員のご指摘のように、立地状況はいいものだと思っておりますし、ただ、議員の場合は、建物を主とした捉え方と同時に土地の問題で、今私どもが考えたのは、あの建物がもったいないわけですので、建物をどう利用できるか、利活用できるかという観点から、JT側にできたら私どもが買いやすい価格で設定していただきたい。用地についてはいろんなものがありますので、現段階の建物の利活用を図る意味で、JTさんをお願いしているわけです。

今後どうするかについてはいろんな方法がありますし、公用車の保管場所とか、あるいはよく事務課から相談があるんですけども、差し押さえ物件の保管とか等々、各課から要望が出ていますので、そこらを利用する方法がもっと適当かなということもありまして、9月の段階で閉鎖が決まったので、その段階からJTさんにはその旨を伝えてあるところです。

先般、都城でもお会いしたときに、何とか例の話、ちょっと私どものための話を進めてくださいという話もしてきたところです。ただ、今、議員がおっしゃるように不動産部に移っていますのでちょっと難しくなったのかなというように思いますが、議員の同僚にたばこに関係の深い方もいらっしゃるのので、そこらの知恵をいただきながら、またできるものだったら、価格が納得できる価格であれば、いいのかなと思っています。いかんせん、私も想像だけで作業を進められませんので、現にもう鑑定に入っていると思いますので、その数字いかんによっての対応だと思っています。

○ 1 2 番（福井源乃介君）

わかりました。いい条件で取得できれば、ぜひまた取得を検討していただきたいと思います。

それから、葉たばこの振興であります。町長が委員にもなられたということで大変心強く思っていますし、また群島内でたばこを生産しているのは本町だけなんですよね。ですから、そういった意味でもやはり、持続的に生産者が意欲を持って耕作ができるプランづくりといいたいまいしょうか、していかなければならないと思います。

しかしながら、J Tがこの前発表した2014年の日本の喫煙率が19.7%ということで、20%を切りました。一番のピークが1966年、49.4%がピークでしたが、1983年に40%を割り込み、2004年には30%を割り込み、2014年には20%を割り込んだという数字が出て、たばこ離れが進んでいるのかなと思います。

しかしながら、やはり国産という強みがあるわけですので、どうにかして本町も、J Tが手厚く指導・助成等をしておりますが、今後は町もただ10万円の事務所費助成をするだけじゃなくて、何らかの町単独事業で半減、あるいは面積も、農家、面積とも半分になっておりますので、もう一回盛り返すような、町独自の事業ができないものかどうか。

○ 農林課長（安田末広君）

たばこ産業関係につきましては、皆さん、議員もご存じのとおり、県の耕作組合、それからJ T等々から、厚いというか、指導また助成等もごございます。その辺のところ、現状のところでは、町のたばこ振興会から、今のところはありませんけれども、もし今後、振興会等からそういう要請がありましたら、柔軟に対応できるかと思っています。

○ 1 2 番（福井源乃介君）

ぜひ、本町の5大品目、サトウキビ・花卉・野菜・畜産・たばこと、やはり主要部門ですので、持続的に少しでも発展して、過去の7億円、8億円という時代もありましたので、そういったところに、また町も力を入れていただきたいなと思います。

一つ、私なりの何かできるのかなというところで、例えば、今J Tの指導員さんが順繰りで回ってきてという状態なんです。例えば、J Tの指導員のOBを、3月から6月までの4カ月ぐらい招聘をすとか、あるいは期間的に雇用して、やっぱり町ができるのは人的支援しかないんだらうというふうにも考えるんですが、

そういう検討をされたことはないのでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

先ほども申しましたように、町の振興組合、また耕作組合等からのそういった要請なり何なりがあった場合は検討もあったかもしれませんが、今のところ、昨年、おとしからですので、そのような要請・要望がありませんでしたので、もしそういうのがあったら、また協議は、検討はしてみたいと思っています。

○12番（福井源乃介君）

終わりに、町長、畜産技師の採用が決まりました。大変にありがたいし、評価をしたいと思いますが、今後、たばこ振興、人的支援という形で、たばこ技師の採用というのはあり得ないものかどうか。

○町長（平安正盛君）

特定作物の担当採用とかいうことじゃなくて、今回、今ご指摘のように、やっと数年来の願いがかなって畜産技師が1人応募がありまして、採用予定として決まったわけですが、作物については、やっぱり全体の技術者としての指導者が必要でしょうから、それは今現に、農林課を含め、職員の者がいろいろいますので、たばこの指導員ということじゃなくて、やはり作物は作物としての指導者の立場としては、今後採用もできるかなど。ただ、いかんせん、募集は一般行政職として募集していますので、それにこだわってしまうと、職員の専門家イコール固定化になっていきますので、そうすると職員の人事管理上いろんな問題が出てきます。そこはもう一般行政職として採用せざるを得なくなる。特殊な専門職は、どうしても高度な専門が要求されるものについては専門職としての指定をして募集をかけますけれども、一般行政等々については、幅広く採用していきたいというふうに思っています。

○12番（福井源乃介君）

農業総生産額が三十二、三億円という形で低迷しております。以前と比べれば十数億円やっぱり落ちていきますので、農業振興に力を入れて、人的支援しかできないのかなという気がしておりますので、また検討していただいて、意欲を持って生産・耕作ができるように、農業再生に向けてまた頑張っていただきたいと思っています。

これで一般質問を終わります。

○議長（今井吉男君）

福井源乃介君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

執行部当局におかれましては、これらの質問や要請事項等を真摯に受けとめ、適切なる対処をお願いいたします。

昨日の3名、本日の3名、計6名の議員の皆さん、ご苦労さまでした。

△日程第2 承認第1号 平成26年度知名町一般会計補正予算
(第8号)

○議長（今井吉男君）

日程第2、承認第1号、専決処分について承認を求める件、平成26年度知名町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本件について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました承認第1号、平成26年度知名町一般会計補正予算（第8号）に関する案件であります。

歳入歳出それぞれ2億395万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億1,766万3,000円と決めました。

主な補正内容は、歳入については、田皆中学校屋内運動場建設費国庫交付金、防災拠点施設整備事業費補助金を新規計上しました。

歳出については、防災拠点施設整備事業費、田皆中学校屋内運動場新增改築事業費を新規計上しました。

地方債は、防災拠点施設整備事業債を新規計上し、民生安定施設整備事業費債、消防救急デジタル無線整備事業費債を並びに田皆中学校屋内運動場新增改築事業債を増額計上し、社会資本整備総合交付金事業費債を減額いたしました。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正、1ページ。

2ページ。

第2表地方債補正、3ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、6 ページ。

歳出、7 ページ。

○10番（西田治利君）

26目の防災拠点施設整備事業費の字公民館の防災拠点施設と機能向上とあるが、こういった設備をなさるのか、説明をお願いします。

○総務課長（栄 信一郎君）

この事業につきましては、来年度の平成27年度の予算を計上するところで準備をいたしておりましたが、国の補正予算のスケールということで、国・県等からごいまして、急遽、今回の国の補正予算でお願いをしたところであります。

各集落の公民館が台風時等、災害時等の避難場所となっているために、そこに各集落の区長さんから、雨戸をつけてほしい、それから、体の不自由な方が入れるようにということで車椅子が入れるようなのも考えてほしい、それと、男女のトイレ、大きい施設は男女のトイレをわけてもらいたいとか、そういういろいろ防災時の避難の拠点施設としての整備をしてほしいというようなこと等がありましたので、今回補正に計上して、そのように施設の整備を進めてまいりたいと考えております。

○10番（西田治利君）

発電機等の設置のほうも考えられていますか。

○総務課長（栄 信一郎君）

発電機のほうも補正予算等で皆さんにご審議をお願いいたしまして、各集落、21集落に同じ容量というようなこと等もありましたが、本事業において、少しは大きな集落は大きな電力を要するところの施設と、また、電力を余り要しないところ等々もあるんじゃないかというようなことで、町長のほうから、奄美群島の振興開発事業関係の予算で、できればなるべく補助金がある事業で整備ということで、常用発電機も必要なところ、要望するところ等、なるべくは全集落と考えておりますが、整備をいたしたいと考えております。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○5番（森山 進君）

総務課長、関連で、各施設の拠点施設として、こういうのが補正として27年度分が前倒しでこう補正として出てきたわけですけれども、各字では前もってした地区もあるような気がするわけですよね。結局、トイレが一緒だった場所も女性のトイレも別にして、前もってしたところにはこの事業はもう使えないということですか。

○総務課長（栄 信一郎君）

整備をしてあって、当然これで整備が終わっているところについて、またほかの防災の拠点として整備ができるような箇所といいたいでしょうか、その集会施設においてほかの施設の改修をしてほしいとか、そういうところはやっていくことにしておりますが、既に整備が終わっているところについて、またその施設内の中で安全・安心のための施設ができればというように考えております。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○8番（松元道芳君）

16目の婦人センター運営費で134万円、補正をつけていますけれども、説明書では蒸気ボイラーということですが、これ、ふぐあいがあるんでしょうかね。

○農林課長（安田末広君）

ボイラーなんですけれども、12月にボイラーの石灰除去を行ったんですけれども、その際点検しましたが、異常な音とそれから水漏れがありまして、これはもう早急にかえないといけないということでしたので、今回専決で処理させていただきました。

○8番（松元道芳君）

これ、修理不可能ということで今回取り組んだわけですね。これについて134万円、かなりの金額ですが、これは見積もりをとったと思いますが、いかがですか。

○農林課長（安田末広君）

見積もりをいただきまして、5社で入札してそういうことになっています。

○議長（今井吉男君）

松元君、よろしいですか。

○2番（今井宏毅君）

先ほどの発電機の件についてちょっとお伺いしますが、田皆公民館建設が予定されております。その中で、今現在のところにもこれは配置をされるわけですかね。建設が始まるそれまでに、今の今現在のところに取りつけていただけるものかどうか、これをちょっと。

○総務課長（栄 信一郎君）

田皆の公民館は来年度予算で整備するということになっておりますので、それと一体とした整備を考えております。

○2番（今井宏毅君）

一体のほうが非常にいいとは思いますが、やはり1年1年大きな台風がありますし、先にこの事業を導入することはできませんか。

○総務課長（栄 信一郎君）

田皆地区においては、現在の台風時の避難場所はふれあい館が主に使われておりますので、新しい施設ができますまではふれあい館のほうに避難をしていただいて、その間はひとつ辛抱していただいて、新しい施設の中で導入をさせていただきたいと思えます。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○3番（名間武忠君）

今の件なんですけど、この事業については、既に各字から事業導入に向けた聞き取りが終わっているのか、あるいはまたこれからでいいのか。それと、これは繰越事業としても可能なのか、その2点。

○総務課長（栄 信一郎君）

当然、国の補正予算でございますので、明許繰り越しになります。繰越事業で執行をいたしていきます。詳細については、今回の予算が通過した後にもろもろの設計委託等についても話し合いますし、あわせて、詳細については詰めを各字の区長さん方と行っていきたくと思えます。

○3番（名間武忠君）

今のこの防災関係の事業については、各字からの希望聴取はとれていないというふうな理解で、じゃこれから改めてとるのか、あるいはまた、既に決まっておるのか、そのところですが。

○総務課長（栄 信一郎君）

雨戸の整備等については、強い要望が今年度の早い時期からございまして、うちの担当のほうでは、大まかではありますが寸法をとったり、かつ町のOBの資格を持っている方と、隣の町がそれぞれの防災拠点施設ということで雨戸の整備等々を行ってありますのでそういうところも調査をさせていただきますし、これまで概要的な要望はとってありますが、詳細に予算との絡み等についての詳細な要望はとっておりませんが、おおむね区長さん方からあったのは、風が吹き込まないように雨戸と、非常用の発電機ということで、町単でも計上してございましたが、この事業でも行えるということでもありますので、この事業でも行っていきたくですし、かつ配線、いくつか非常用の発電機をつけた場合に使える電気の設定等、そういうのも含めてですが、そのような要望等もございまして、なお詳細な打ち合わせ行いたいとい

うことであります。

○3番（名間武忠君）

そうすると、今まで要望書がとれているというふうな認識ですけれども、これからも要望書を提出して構わないということでもありますか。

○総務課長（栄 信一郎君）

要望書は出て、大まかな概算で、私どもは来年度予算に奄美群島振興開発事業の概算で手を挙げてございますので、うちの担当のもとには要望等あるかと思いますが、再度、詳細な要望等の調整は図る必要があると思います。図っていきます。

○議長（今井吉男君）

進めます。最後。

○3番（名間武忠君）

そうしますと、これから要望書を提出しても構わないということの認識でよろしいわけですね。

○総務課長（栄 信一郎君）

事業費も定まっておりますので、事業費の範囲内で調整がつく点については、また各区長さん方と調整を図られるものと思っております。

○議長（今井吉男君）

進めます。8ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで、事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから承認第1号、専決処分について承認を求める件、平成26年度知名町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、専決処分について承認を求める件、平成26年度知名

町一般会計補正予算（第8号）は、承認することに決定しました。

しばらく休憩します。

次の会議は、午後2時30分から再開します。

休 憩 午後 2時16分

再 開 午後 2時30分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中に火災発生のサイレン放送がありましたが、わかりづらい点が多々あり、総務課長より説明があります。

○総務課長（栄 信一郎君）

先ほど午前中11時4分に消防署からのサイレンがございました。かつまた出動の要請がかかりましたが、これまでとサイレンの音、声明音が変わっていましたので、どうしてかというのを簡単に説明をさせていただきます。

これまでは消防署への119番通報の内容を署員が聞き取った後で、各町の防災無線を使用してサイレンを鳴らし、署員が放送を行っていました。両町の操作卓を消防署に置いてあって、それぞれ操作しておりました。

今回の通信指令設備の更新により、沖永良部、与論両島の119番通報体制は通報を本署で受けつけることが可能となっております。発信者の位置情報の確認、現場の特定、出動指令、防災行政無線の放送を自動で行うことで、通報から出動、防災放送までの時間を短縮しております。

119番通報の受け付けを、署員は通報の内容を聞き取りながら通信指令台を操作します。救急火災のボタンがあって、どちらかを選択、出火場所、出動分団など必要な情報を指令台に入力することで、防災行政無線放送を合成音により自動で行います。生放送でなく合成の音声による放送であるためにイントネーション等調整がしてありますが、どうしても少しずつ違うところがあって違和感が残っているということです。現在は音の反響等を考慮して、少し早目のスピードで放送しているということであります。全て自動で放送しております。

うちの防災無線も可能であります。皆さんへの朝の放送、夕方の放送についてはアナウンサーをつけて放送しております。万が一、うちのほうではなかなかないかと思いますが、緊急放送はこのような選択をできて、うちの防災行政無線からも可能であります。消防署は早目の出動ということで、現場に向かう署員を出しながら、もうコンピューターで音声をつくって流しているということで、このような

音声になっていることです。これからも少々改善を加えていけば、また聞き取りやすい放送になるかと思っておりますので、また皆さんもお聞きになりますれば、あそこは機械でつくっている放送だということで説明をしていただければと思っておりますので、お願いをいたします。

〔「今月からですか」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（栄 信一郎君）

はい、もうついこの間から運用を開始しております。

〔「今回初めて」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

それから、本日は東日本大震災により犠牲者となられた方々に黙祷を捧げますので、防災行政無線放送で、その場所で休憩をとりたいと思います。午後2時46分に黙祷をする予定ですので、ご協力をお願いします。

△日程第3 議案第1号 平成26年度知名町一般会計補正予算 (第9号)

○議長（今井吉男君）

日程第3、議案第1号、平成26年度知名町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第1号は、平成26年度知名町一般会計補正予算（第9号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ179万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億1,586万5,000円と定めました。

主な補正内容は、歳入については新規に鹿児島県後期高齢者医療広域連合派遣職員人件費返戻金を計上し、交付決定等により地方交付税及び国県支出金などの増減を行い、財政調整基金繰入金を増額計上しました。

歳出では、事業費の確定に伴う増減を行い、県交流人事人件費負担金、開発組合運営費補助金を新規計上しました。また、農業集落排水事業特別会計繰出金、知名中学校パソコン教室空調補修費用を増額計上しました。

繰越明許費は、総務費の防災拠点施設整備事業費、民生費の知名認定こども園園舎新築事業費、農林水産業では奄美農業創出支援事業費、それから畜産基盤再生総

合整備事業費、土木費では知名正名海岸線改良工事費、黒貫大堂線改良工事費、知名シャ原線舗装工事費を計上しました。

債務負担行為は、滞納徴収支援システムリース料、印刷機リース料、農業近代化資金等利子補給を追加しました。

町債では、知名こども園園舎新築事業費債、県営畑地帯総合整備事業費債、下平川小学校空調設備更新事業費債、知名中学校屋内運動場新增改築事業費債の変更を行いました。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正、1ページ。

2ページ。

3ページ。

4ページ。

5ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

第2表繰越明許費、6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

第3表債務負担行為補正、7ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

第4表地方債補正、8ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、11ページから。

12ページ。

13ページ。

14ページ。

○10番（西田治利君）

14ページの雑入の中で、町村有建物災害共済金過年度収入分869万8,000円とありますが、ちょっと説明をお願いします。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

この建物共済の過年度収入、これは平成25年度の光ファイバーの台風災害のお金であります。

〔「建物」と呼ぶ者あり〕

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

光ファイバーです。

〔「ああ、そう」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

次に、歳出、15ページから。

16ページ。

17ページ。

18ページ。

○10番（西田治利君）

18ページの18目知名認定こども園園舎新築事業費の300万円余り、敷地面積変更によりとありますが、これの説明をお願いします。

○町民課長（榎 憲次君）

知名認定こども園につきましては、今、敷地造成等について設計を進めておりますけれども、当初、敷地面積を5,000平米ということでやっておりましたけれども、その後、造成面積がふえまして、道路、それから駐車場とか、今現在でもう申請段階の面積ですけれども、1万960.9平米と倍以上になりまして、その面積増に伴いまして、その設計の変更をするということでございます。

その変更額が216万円の変更ということとなっております。面積の増に伴う変更でございます。

それから建築につきましても、当初1,300平米で予定しておりましたけれども、入所定員等の面積等の関係もありまして、これも既に決まっておりますけれども、1,560.67平米ということで、260平米ほどふえまして、それに伴いまして委託料の増額ということになっております。これにつきましては、97万2,000円の増額で変更しなければなりませんので、今回の補正でお願いすると

いうことをごさいます。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

19ページ。

20ページ。

○2番（今井宏毅君）

開発組合の補正の1、100万円、この内訳をお願いします。

○農林課長（安田末広君）

これは毎年行っております開発組合の運営費補助でございます。予算の都合上、毎年度3月補正で提出させていただいております。

○2番（今井宏毅君）

ことは7万5,000トンと、昨年は4万8,000トン幾らということの中で、これは一律ですか。それとも今回約7万5,000トン、この中ではこの補正は上下してくるわけですか。

○農林課長（安田末広君）

これは開発組合が平成18年度に施設の増ということで借り入れいたしました分を両町で補助している分です。直接的な。

○2番（今井宏毅君）

はい、了解。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

進めます。21ページ。

22ページ。

23ページ。

24ページ。

○8番（松元道芳君）

6目の商工費、その10節、沖永良部観光地拠点設備事業、これ1,062万1,000円となっておりますけれども、これはどこでしょうか。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

現在、地域振興推進事業で進めています住吉に公衆用トイレを建築中ありますが、その場所です。

○ 8 番（松元道芳君）

ちょっと場所がよくわかりませんが。

○ 企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

住吉です。暗川の近くに現在、公衆用トイレを建築しております。

○ 8 番（松元道芳君）

はい、わかりました。

○ 議長（今井吉男君）

よろしいですか。

進めます。25ページ。

26ページ。

27ページ。

○ 3 番（名間武忠君）

9目の田皆小学校の耐震工事なんですけれども、大幅な減額ですので過大見積もりでされたのかなという思いはするわけなんですけれども、現在どのように利用されていますか、その耐震工事をされた既存校舎は。

○ 議長（今井吉男君）

しばらく休憩をします。

休 憩 午後 2時45分

再 開 午後 2時47分

○ 議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○ 教育委員会事務局長兼学校教育課長（瀬島徳幸君）

ただいまの名間議員の質問にお答えいたします。

田皆小学校の既存校舎の耐震改修工事ですが、ただいま現在改修工事中でございます。なお、その前にトイレというのを改修してございまして、一部供用を開始しておりましたが、耐震改修の今工事の最中でありまして、それが終わったら全て使用可能となります。

〔「減額の理由」と呼ぶ者あり〕

○ 教育委員会事務局長兼学校教育課長（瀬島徳幸君）

減額の理由については、当初設計の段階で壁を4方向からそういう設計を考えておりましたが、補強の関係で、その設計をした段階で専門家が見たときに、耐震壁を2カ所でこれは補強が可能だという判定をいただきまして、その額が減額になっ

ております。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

進めます。28ページ。

29ページ。

30ページ。

31ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第1号、平成26年度知名町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、平成26年度知名町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

このまましばらく休憩します。そのままでお願いします。

休 憩 午後 2時49分

再 開 午後 2時51分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第4 議案第2号 平成26年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（今井吉男君）

日程第4、議案第2号、平成26年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案申しあげました議案第2号は、平成26年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,859万円を増額し、歳入歳出予算の総額を11億4,111万円と決めました。

主な補正の内容は、歳入では国庫支出金、共同事業交付金、繰入金の増額、歳出では、保険給付費、共同事業拠出金、諸支出金の増額が主なものであります。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正、1ページ。

○8番（松元道芳君）

本年度もあと20日余りで終わりですが、本年度の出生者数と死亡者数を。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。課が違うようですが、よろしいですか。

〔「はい、いいです」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

では進めます。2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

歳出、6ページ。

7ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。
これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから、議案第2号、平成26年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、平成26年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第3号 平成26年度知名町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（今井吉男君）

日程第5、議案第3号、平成26年度知名町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第3号は、平成26年度知名町介護保険特別会計補正予算（第3号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ18万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億360万8,000円と定めました。

主な補正の内容は、平成27年度の介護保険制度抜本改正に向けて介護保険システム改修の必要が生じたことから、歳入では、国庫補助金でシステム改修事業費補助金を新規計上し、町負担分の一般会計繰入金を増額計上しました。

歳出については、鹿児島県市町村情報センターが行う介護保険システム改修に要する費用を新規計上しました。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正、1ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入歳出、3ページ。

○10番（西田治利君）

介護保険については、きのうもいろいろ教えていただきましたけれども、先ほど年齢別の数値もいただきましたけれども、きのう言いましたように、65歳から69歳までの新しく介護保険料として支払うべき年齢になった方たちが約半数近くおられるということは、40歳から64歳までの国保に合算されている皆さんとは、また別に介護保険料を払う立場になりますので、65歳から以上は、その辺の年齢差に対しての周知徹底みたいなのはやったほうがいいんじゃないかなと思うんです。

ちなみに国保で未済額が5,300万円ほどあります。この中にやはり介護料の未納者も含まれているだろうと思うんですけれども、合わせると相当額の未済額になるんじゃないかなと思われるんですけれども、そこらの判断はどうですか。

40歳から64歳までは国保税に合算されているわけでしょう、介護保険料も。65歳になったら別途に今度は介護保険料として徴収されるのが、特別徴収と普通徴収というのがあるわけで、その普通徴収がたまっているわけですよ、未済額に530万円余りも。だから、そこらをちょっと考慮してほしいと思うんですけども、どうですかと言ってるわけです。

〔「考慮、考慮」と呼ぶ者あり〕

○10番（西田治利君）

徴収について、だから払っていないからこれだけたまっているじゃない。

○保健福祉課長（田宮光孝君）

議員がおっしゃるような要望として、一応、町の中でも所管課として町民にそのような対応等、啓発に防災無線等もまた使って皆さんに周知徹底したいというふうに思います。

○10番（西田治利君）

ぜひお願いしたいと思っております。

ところで、この527万3,000円余りの未済額の中には、多分死亡された方、

あるいはもう永良部におられない方とかも含まれているんじゃないかなと思います。その不納額についてはどのぐらいあるか、数字がわかれば教えてください。

○保健福祉課長（田宮光孝君）

今ちょっと探していますので、後ほど報告します。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。後ほど。

進めます。これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第3号、平成26年度知名町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、平成26年度知名町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第4号 平成26年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（今井吉男君）

日程第6、議案第4号、平成26年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第4号は、平成26年度知名町後期高齢者医療特別補正予算（第2号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ144万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,180万6,000円と決めました。

主な補正の内容は、歳入では、後期高齢者医療保険料、繰入金の増額補正、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金並びに予備費の増額補正に伴うものであります。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正、1ページ。

2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

歳出、6ページ。

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第4号、平成26年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、平成26年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第5号 平成26年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第2号）

○議長（今井吉男君）

日程第7、議案第5号、平成26年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第5号は、平成26年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第2号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ21万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,117万8,000円と決めました。

補正の内容は、歳入については、繰越金2万円、繰上償還による貸付金元金収入19万1,000円を増額補正したところです。

歳出については、繰上償還などにより基金積立金を21万1,000円を増額しました。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正、1ページ。

○2番（今井宏毅君）

総括でお願いします。元金収入の繰上償還について教えてください。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（瀬島徳幸君）

19万1,000円ですが、来年度、27年度で償還を得る予定の人が、今年度中に来年度分を繰上償還してございます。

以上です。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○3番（名間武忠君）

奨学資金で貸し付け状況がどのようになっているのか。以前、借り受けが少ないというようなことがあったわけですがけれども、まだこの状況が続いているのかどうかということと、借り受けをして卒業した学生が就職難だったというようなことで、ここ数年は職につけないというような状況、あるいは初任給等の問題で、償還が大変厳しいというようなことで償還が滞っているというような状況等がマスコミで報

じられましたけれども、このように滞納者が本町は出ておるのかどうか。

それとあと1点、近いうち私立の大学の合格発表等もあって、あるいは国立も今出てきておるわけなんですけれども、奨学資金自体が学校に入学以降に奨学生として受けるということになっておるようであります。それが入学金ということで、これも奨学生の対象になるのかどうか、その3点について伺います。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（瀬島徳幸君）

まず、1点目です。奨学金の貸し付け状況でございます。

この3年間の新規貸付者について、ちょっと述べたいと思います。24年度が6名採用してございます。新規の方です。25年が8名、そして26年度13名の新規の方を貸し付けしてございます。26年度は特別に多かったわけなんですけど、この三、四年間の農業不振が響いたということで、そういう申し込み状況だったと思います。

あと滞納については、今現在ございません。全員の方が償還していただいております。滞納は発生してございません。

あと入学金に使えるかどうかということなんですけど、これについては私どもの貸付金が1,800万円程度で運用してございます。試算したところなんですけど、このままの人数で貸していきましても、平成30年度ぐらいには、その貸し付ける原資がなくなってしまうとそういう状況もありまして、入学時の費用等については、他の手段でぜひ工面していただきたいと。なるべく就学期間についての学生期間の学業に励むという意味で奨学金を貸与したいということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○3番（名間武忠君）

現実的な問題として、今言った就学時期の費用については、1年平準化して使うわけなんですけれども、入学時は大変な金を使うというようなことがあって、親にとっては大変高額な負担を強いられるということなるわけなんです。

今の状況、学生を見ても、学校入学後はアルバイトをしたり、あるいは自分のように金銭の工面もできるわけなんですけれども、高校卒業直後はそれは不可能だというようなことがあって、この入学金の準備には大変苦勞されているというような状況もあるわけなんです。ですから、それが可能としてならないのか。

あわせて、教育については町長も日ごろから言われている大変重要なことだということで、将来の教育の重要性は、誰が見ても大変重要なことだということは認識されておると思っていたんです。町長にお聞きいたしますが、将来のこの島を背負って立つような子供たちの奨学金制度をさらに活用させるために、一般会計からの

繰り出しということについてはできないのかどうか。

○町長（平安正盛君）

これまでの私ども町の奨学金の借り入れの状況を見ますと、まさに世の中の経済の流れを反映しているというか、これまで厳しい状況でないときは、希望者が少なく困った時期もありましたが、つい最近には希望者が多いと。やっぱりこれは今、課長からもありましたように、地域経済の疲弊によるものだというように理解をしているところですよ。

先般も27年度の奨学生の決定に加わっていろいろ議論したところですよ。今ありましたように、基金で今非常に厳しい資金状況です。人数がふえたものですよから、先ほど、ここ二、三年厳しい、場合によっては破綻ということもあり得る状況で、ただ人数がふえたから、それを基金の範囲内でしょうということ、またこれはいかなものかと思っています。

当然、じゃ不足分はどうするかということになりますと、一般会計からの支援、あるいは神川ふるさと財団の基金、今私ども管理していますので、そこからの支援等を考え、検討していかないといけないというふうに思います。

それから、そういうことも含めて地方創生にも絡んできますけれども、先般の奨学生の委員会の中でこういうお話をして、議員の皆さんの理解をいただいたと思います。

以前からも、その話はあったんですけども、今回やっぱりこれ真剣に取り組まないといけないのかなというような。ここ3年ぐらい、貧困の連鎖という言葉がよく使われます。やっぱり親の世代、その時代からやっぱり貧しい家庭に育っている子供が、それがゆえに教育も受けられない、向学心燃ゆる若者がおってもできない。どこかでそれを支援してあげて、やっぱり向学心燃ゆる若者を育てないといけないというようなことがあって、今、その貧困の連鎖をどこかで断ち切らなければいかんということで、昨年12月、国の法律ができました、貧困家庭の解消に向けての。

そういうことになりますと、じゃ私どもというとなんができるかということになると、ふるさとに帰った皆さんは、奨学支援を受けた学生で帰る子供たちには、やっぱり何らかの減免措置をするような方法も一つの手だてかなと。ふるさとに呼び戻せるということですよから、それがまさにいわゆる地方創生の一つの趣旨にもなると思っていますし、それがまた定着していけば活性化にもなりますので、先般の奨学資金の改良、議員の皆さんにご理解をいただいて、すぐできたらことしからしたいと思ったんですけども、なかなか準備もあるし、また募集によっては、そのこと

があるかないかで、また違ってきますので、27年度中に検討して、28年度募集についてはそのような手だてをしたいというふうに思っています。

ただ、具体的にじゃ帰ってきて、すぐまたリタイヤして都会へ行くとかいう子供がいると思いますので、そこらはやっぱりいろいろパターンが考えられますので、そのパターンをどうするか、減免率をどうするかということについては検討しますけれども、基本的に奨学資金を受けた若者が知名町に帰ってくる場合には、何らかの支援を、減免をしていく方法を、担当のほうにも今回指示をしていきたいと。

もちろん制度上のもあるし、今回ご存じだと思いますけれども、県もそのことを対応するというので県としても取り組んでいますので、私どもとしてもそれをやっていきたいと。制度的な財源の内訳は、昭和五十何年か、町一円に区長を通じて募集した経緯もありますけれども、今の現状はほとんどそれです。経営的にも今こういう状況じゃないので、篤志家の皆さんにご協力いただくか、もう一般会計からの支援、あるいは先ほど申し上げた神川の基金を活用するという方法を考えていきたいと思っています。

○3番（名間武忠君）

今、町長が親の貧困、保護者の貧困が連鎖ということで、これはよく報じられてきておるところであります。そうした中で子供たちは、向学心に燃えてやっている子供たちもたくさんおると思うわけなんです。知名町のスローガン、キャッチフレーズが、教育と文化の町というようなことになっておるわけですので、町としては一般財源を使って、これぐらい教育のほうに理解をしているんだと。教育者をつくるんだというようなことで、教育費に投入する財源等については、もちろん一般財源もありましょうが、先ほど町長のお話がありましたように、特支給等についてもあろうと思いますけれども、何とかして今言った30年には枯渇するというような話がありますが、それがまだ続くように、さらに先ほど申し上げました入学生のとき、あるいは今特別奨学生については帰ってきたらそれなりの恩恵があるわけなんですけれども、普通奨学生については何らないというようなことなんですけれども、先ほどの説明ですと、普通奨学生についても、この何年か知名町で勤務するということについては奨学生の減免があるというような理解でよろしいわけですか。

○町長（平安正盛君）

先ほど申し上げたのは、奨学資金を貸与を受けて、ふるさとに戻って勤務していただく、地元に残る皆さんに減免してあげましょうと。もちろん島外でやっている皆さんには、やっぱり基本どおり返還をしていただくということです。

ただ、じゃどうして違うのかといえば、やっぱり今申し上げたように、人口の減

とかいろいろあって、若者を島に、ふるさとに回帰させるという一つの対策として、帰ってくる方には減免をしましょうということで、年内に検討して、28年の制度からそういった制度を適用していきたいというように思っています。

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

〔「議長、今のに関連して」と呼ぶ者あり〕

○10番（西田治利君）

27年度のこの申請者の審査がもう終わっているだろうと思うんですけども、ちょっと報告をお願いしたいと。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（瀬島徳幸君）

審査会については、3月2日の日に開催してございます。町長を初め、ほか9名の委員、10名で審査を行っております。

10名の応募がございました。奨学生の選考基準に当たっては、まず、学業の基準というのがございます。そして家族構成、健康についての基準、あとはその子供の属する家庭の基準、それらを総合的に判断して決定を行っております。

27年度奨学生は、10名の応募がございまして、審査会の中では8名を決定しております。そして、その決定の通知については、本日発送してございます。

以上でございます。

○10番（西田治利君）

ありがとう。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入歳出、3ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第5号、平成26年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成26年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第6号 平成26年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（今井吉男君）

日程第8、議案第6号、平成26年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第6号は、平成26年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第2号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,582万8,000円と定めました。

主な補正の内容についてですが、歳入は、排水設備登録手数料を9万6,000円増額計上しました。

歳出は、一般管理費の職員手当等、今後支出見込みのないものについて27万9,000円を減額し、知名漁港臨港道路改良工事に伴う下水管布設がえにかかわる費用として、使用料及び賃借料130万円を増額計上しました。

また、公債費については利子の財源充当がえを行っております。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正、1ページ。

○12番（福井源乃介君）

登録手数料が計上されているわけですが、17工事店からということで6,000円を掛けますと10万2,000円と、その辺はどういうことでしょうか。16件、17件。

○建設課長（安田廣一郎君）

5年に1回、排水設備登録店の更新が行われております。1件当たり6,000円いただいております。これまで23件といたしますか、23事業者が登録しておりましたが、今のところ17店程度ということで、この程度は守備範囲に入るんじゃないかということでやっております。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。2ページ。

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

歳出、6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第6号、平成26年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成26年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第7号 平成26年度知名町農業集落排水事業特別
会計補正予算（第3号）

○議長（今井吉男君）

日程第9、議案第7号、平成26年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第7号は、平成26年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ85万円減額計上し、歳入歳出予算の総額を1億7,428万7,000円と決めました。

主な補正内容は、歳入については農業集落排水事業加入金を660万円減額計上し、一般会計繰入金を575万円増額計上しました。

また、歳出については、農業集落排水費は作業員賃金と重機使用料を合わせて39万円増額計上し、印刷製本費と通信運搬費合わせて11万円を減額計上しました。浄化センター維持管理費は、薬品代と汚泥運搬用車両借上料合わせて13万円増額計上をしました。環境センター維持管理費は、光熱水費を80万円減額計上しました。浄化センター維持管理費や光熱費、車検手数料、自動車自賠責保険料、自動車重量税を合わせて46万円減額を計上しました。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正、1ページ。

2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

○3番（名間武忠君）

加入の状況ですが、95名ほどの加入見積もりをして、そのうちの3分の1の29名の皆さんが加入者と、3分の2は加入できなかったということですが、

今、加入状況としては大変このように厳しい状況なのか。もし、そのような厳しい状況は原因はどこにあるのか、要因は、その点お尋ねいたします。

○耕地課長（東 哲次君）

これは毎回のことですけれども、加入についてはことしの2月末現在の加入率ですけれども、田皆が85.7%、そして下平川が45.18%、住吉が27.57%と、かなり新しくできた、住吉はことし4年目になりますけれども、4年目でも27.5%ですので、かなり厳しいと。下平川地区についても9年目に入りましてもまだ50%満たないということで、これかなり厳しいのはこれまでも何回もいろんな議会のたびに答弁をしておりますけれども、やはり高齢化が進んでいるところは確かです。その中のこれまでポットン式だったのを、どうしても水洗にかえるとなるとかなりの金額が要ると。安くても80万から100万円ぐらいの金額が要るということで、年寄りの皆さんがなかなかその辺の予算的な措置ができないということで、多分進まないんじゃないかというのが理解できます。

加入促進につきましては、各戸にそれぞれチラシを配布してお願いをしております。それと同時に、また広報ちなにおいても広報しているんですけれども、なかなか進まない状況という、これが現実であります。

加入金の当初見積につきましては、若干多く見積もってあるんですけれども、これについてはやはり期待を込めて、ぜひ入ってほしいなという思いを含めて少し多く見積もったのかなという考えです。

○3番（名間武忠君）

加入も大変なんです。加入がないと、ただ懸念されるのが、これの維持管理費なんです。今言った3割にも満たない。あるいはもう下平川については、時間が大分たつのにまだ4割だという、なかなか大変厳しい数字が並んでいますが、先ほど課長からありましたように、これからの推移については、厳しいあるいはさっき言った高齢化がというようなことがありますけれども、ほかにこのような推進月間とか、推進何とかかんとかいうようなことを設けて、町全体的な取り組みも必要かと思いますが、そのような考えはございませんか。

○耕地課長（東 哲次君）

ぜひ加入促進のためには期待をしながら、なかなか進みませんので、今後やはりそれぞれの地区の職員を動員しながらでもぜひ促進しながら、また区長会を通じて、その辺を含めながら加入促進を進めていきたいと思えます。

○議長（今井吉男君）

はい、進めます。

歳出、6 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号、平成26年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成26年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第8号 平成26年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（今井吉男君）

日程第10、議案第8号、平成26年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第8号は、平成26年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ464万2,000円減額計上し、歳入歳出予算の総額を2,251万6,000円と決めました。

主な補正の内容は、歳入については、加入金を20万円減額計上し、浄化槽整備事業費国庫補助金が平成26年度事業実績による補助金額の確定に伴い、214万2,000円、総事業費の減により、浄化槽整備事業費債を230万円それぞれ減

額計上しました。また、歳出については、市町村設置型浄化槽整備事業費は、浄化槽設置工事費用440万円、浄化槽維持管理費は、法定検査手数料と浄化槽維持管理委託料の不用額を合わせて127万円を減額計上しました。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正、1ページ。

2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

歳出、6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号、平成26年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成26年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第11 議案第9号 平成26年度知名町水道事業会計補正
予算（第3号）

○議長（今井吉男君）

日程第11、議案第9号、平成26年度知名町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第9号は、平成26年度知名町水道事業会計補正予算（第3号）に関する案件であります。

今回の補正は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出についての補正であります。

収益的収入及び支出については、主な補正の内容は、給水収益を800万円減額計上し、営業費用として予備費を800万円減額計上いたしました。

資本的収入及び支出については、主な補正の内容が消火栓を2基増設するに伴い一般会計負担金を70万円増額計上し、支出も同様に70万円増額計上いたしました。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。

補正予算、1ページ。

○10番（西田治利君）

この営業収益の800万円の減についての説明をお願いします。

○水道課長（伊藤末隆君）

お答えいたします。

この原因といたしまして5点ほどあります。

まず、第1は人口の減少、第2に少子高齢化、これはやはり子供たちが減ってきたということで、子供たちがいる家庭については、ほとんど大分多くの量を使いますが、高齢者になるとほとんど使わないという状況が出ております。その辺

や大口給水使用者の減少、これは自衛隊とホテルが自己水源を使うようになってきまして大分減っております。4番目には、昨年消費税の5%から8%に上がった状況で町民の節水志向が強くなり、大分減っていると思います。5番目には、やはり水が若い方々がおいしくないと言って、市販の水を買う人が非常にふえております。

その5点があつて大分減っているかと思ひます。

○10番（西田治利君）

水を現金で求めて使用している量はわかりますか。水を買っている。

○水道課長（伊藤末隆君）

すみません、約2年ほど前に1回調査したんですが、手元にちょっと資料がありませんので、後でまた教えてあげます。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

次に、実施計画書、3ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

次に、見積もり基礎、4ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号、平成26年度知名町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、平成26年度知名町水道事業会計補正予算（第3号）

は、原案のとおり可決されました。

先ほど、西田議員の質問の中で介護保険補正の滞納状況について、保健福祉課長から答弁があります。

○保健福祉課長（田宮光孝君）

失礼します。

先ほど西田議員からありました滞納者の関係で、おっしゃる26年年度、今は末なんですけれども、527万3,000円余りの滞納があります。

介護保険制度以来、25年度末に一度、不納欠損処分をやっておりまして、その内容として、死後行方不明14名、それから転出でもう年数がたった方、なかなかもらえない方、それが4名、それから生活保護10名の28名、その合計が148万9,153円の不納欠損処分をしてあります。

26年度についてはこれからなんですけれども、現在、滞納者の中に死亡・行方不明者が3名、それから転出でなかなかこれは不可能だと思われる方が1名おるんですけれども、この不納欠損につきましては、昨年度やったばかりで、今後また検討することありますけれども、そういった状況になっています。

以上報告いたします。

〔「はい、ありがとう」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

お諮りします。

あす12日は、知名、田皆両中学校の卒業式のため休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、あす12日は休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、あさって13日午前10時から会議を開きます。

お疲れさまでした。

散 会 午後 3時45分

平成 27 年 第 1 回知名町議会定例会

第 3 日

平成 27 年 3 月 13 日

平成27年第1回知名町議会定例会議事日程
平成27年3月13日（金曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第3号）

○開議の宣告

- 日程第 1 議案第10号 知名町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第12号 知名町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第13号 知名町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第14号 知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第15号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第16号 知名町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第17号 知名町子ども・子育て支援事業計画について
- 日程第 8 議案第18号 知名町立認定こども園条例の全部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第19号 知名町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第20号 知名町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画について
- 日程第11 議案第21号 知名町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第22号 知名町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第23号 知名町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に

- 係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る
基準に関する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 25 号 知名町フローラル館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 15 議案第 26 号 知名町自然環境保全条例の全部を改正する条例について
 - 日程第 16 議案第 27 号 知名町過疎地域自立促進計画の変更について
 - 日程第 17 議案第 28 号 知名辺地総合整備計画の変更について
 - 日程第 18 平成 27 年度 各会計当初予算一括提案（議案第 29 号から議案第 39 号）
 - 日程第 19 平成 27 年度 予算審査特別委員会の設置（議案 11 件を付託）
 - 散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	田中 富行 君	2番	今井 宏毅 君
3番	名間 武忠 君	5番	森山 進 君
6番	山崎 賢治 君	7番	平 秀徳 君
8番	松元 道芳 君	9番	東 善一郎 君
10番	西田 治利 君	11番	奥山 直武 君
12番	福井 源乃介 君	13番	今井 吉男 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 赤地 邦男 君 議会事務局次長 東 公仁 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員 of 職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	平安 正盛 君	会計管理者兼会計課長	安田 輝秋 君
副町長	宗岡 与名彦 君	税務課長	山崎 實 君
教育長	豊島 実文 君	町民課長	榊 憲次 君
総務課長	栄 信一郎 君	保健福祉課長	田宮 光孝 君
総務課長補佐	村山 裕一郎 君	老人ホーム園長	春日 龍子 君
企画振興課長兼支配人	高野 雄一 君	水道課長	伊藤 末隆 君
農林課長	安田 末広 君	教育委員会事務局長兼学校教育課長	瀬島 徳幸 君
農業委員会事務局長	川野 兼一 君	教育委員会会長	
		事務局次長	大郷 一雄 君
		兼生涯学習課長	
		兼中央公民館長	
		兼図書館長	
建設課長	安田 廣一郎 君	給食センター所長	徳岡 秀郷 君
耕地課長	東 哲次 君	保健福祉課長補佐	迫田 昭三 君
耕地課参事	山下 清則 君	地域包括支援センター所長	松岡 親子 君

△開 会 午前 10 時 00 分

○議長（今井吉男君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

会議の前に、去る 10 日の西田議員の一般質問での町内の市販の水の販売量の調査について、水道課長より答弁があります。

○水道課長（伊藤末隆君）

おはようございます。

おとといの水道事業補助予算審議時に西田議員のほうから、町内の市販の水の販売量の調査をということでしたので、19年度と25年度に2回ほど調査してあります。19年度中の水の町内の売り上げ17万2,053リットル、トン数にしますと約17万トンになります。1リットル50円で計算しますと約860万円になっております。25年、おととしに町内を調査した結果、年間売り上げ39万143リットル、トン数にしますと39万トン、1リットル50円で計算しますと約1,950万円、約2,000万円ほどになります。これは和泊からの売り上げとか、そういったのは一切入っておりませんので、町内だけです。

以上です。

△日程第1 議案第10号 知名町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（今井吉男君）

日程第1、議案第10号、知名町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

おはようございます。

ただいまご提案いたしました議案第10号は、知名町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

当該施設については、現在、社会福祉法人社会福祉協議会に管理委託しておりますが、より効果的・効率的に管理し、福祉サービスの充実を図るためにも、民間の能力を活用し、住民サービスの向上や経費の節減等に努めていく必要があります。

こうした趣旨から、本案件は指定管理者による管理が行えるように、本条例を一部改正するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案について総括的質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

1 ページ、第 1 条中から第 6 条ただし書きまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

2 ページ、第 6 条から附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで、改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第 10 号、知名町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、知名町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第12号 知名町行政手続条例の一部を改正する
条例について

○議長（今井吉男君）

日程第2、議案第12号、知名町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第12号は、知名町行政手続条例の一部を改正する条例についての案件であります。

行政手続法の一部改正に伴い、法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができる「処分等の求め」の手続や、法令の要件に適合しない行政指導の中止などを求めることができる「行政指導の中止等の求め」の手続を新設することなどにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって町民の権利・利益の保護に資することを目的とし、条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

1ページ、目次中、第4章から第34条の2第1項まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

2ページ、第34条の2第2項から附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号、知名町行政手続条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、知名町行政手続条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第13号 知名町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（今井吉男君）

日程第3、議案第13号、知名町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第13号は、知名町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

平成26年人事院勧告による給与制度の総合的な見直しにより、平均2%の給料表の引き下げ、単身赴任手当の引き上げ、災害への対処その他の臨時または緊急の必要により管理監督職員が平日深夜に勤務を行った場合の管理職員特別勤務手当の支給、55歳を超える職員に対する俸給等の1.5%減額など、支給措置の廃止を行うものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

1ページ、第5条の2から別表第1給料表まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

同じく2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

3ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

4ページの給料表まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

次に、5ページ、附則。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号、知名町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、知名町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第14号 知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

○議長（今井吉男君）

日程第4、議案第14号、知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制

定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第14号は、知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についての案件であります。

任期付職員制度は、組織として最適な採用、勤務形態の人員構成を実現するための1つの手段であり、本町においても事務の種類や性質に応じて同制度を弾力的に活用するため、一般職の任期付職員の採用等に関し、新たに条例を制定するものであります。

なお、先般来、皆様にご報告しておるとおり、現在、本町として正規職員の必要数確保が非常に困難な状態にあるので、そういった状況に鑑み、応急的にこの条例を制定するものであります。

第1条、第2条は、条例の趣旨、条例における用語の定義について定めたものであります。

第3条から第5条までは、それぞれ専門的知識などを有する者の採用、時限的な業務による採用、短時間勤務職員の採用といった任期付職員の採用の根拠について定めたものであります。

第6条並びに第7条は、特例による任期の延長、任期の更新について定めたものであります。

第8条は、高度の専門的知識等を有する者として採用された職員の給与の特例について定めたものであります。

第9条は、時限的な業務により採用された職員及び短時間勤務職員として採用された職員の給与の特例について定めたものであります。

第10条及び第11条は、給与条例の任期付職員への適用除外等について定めたものであります。

第12条は、規則への委任について定めたものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○10番（西田治利君）

今、説明がありましたけれども、第8条の特定任期付職員というのは、例えて言えばどういった職を指しているのか。等級の差が大分あるみたいですけども、ちょっと説明をお願いします。

○総務課長（栄 信一郎君）

任期付職員のただいま町長の提案理由にもございましたが、幾つかに分けられるかと思います。高度な専門的知識経験等を有する者、あるいは先ほど言いました一定の期間に就業することが見込まれる業務ということ等がございます。

県内の状況です。これはまだ公表の資料じゃございませんので、具体的な市町村名は除きますが、弁護士、それから病院の看護師長、医師、政策フォーム専門員は政策の専門の職員、それから政策調整監ということで、県内では4市1町でそれぞれ専門的な知識を有する職員を任期付職員として採用をしているようであります。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○12番（福井源乃介君）

今年度の退職予定者数、確定しているようですね、予定者数。それから、新採用者数、いいですか。あと期限付で何人採用するのか。今のこの任期付、期限付で何人をとるのか。それと、今回、1次募集、2次募集に当たっての総受験者数。それから、再任用予定の数までわかれば教えてください。

○総務課長（栄 信一郎君）

まず、退職者数です。定年退職が6、早期退職が4、再任用職員の退職が3となっております。新規採用については、12名となっております。ただいま提案してございます任期付採用職員については検討中でございますので、何名採用するかということはまだ決まっておりません。受験者が年々減っておりまして、手元に1次、2次の具体的な人数はございませんが、約20人から25人だったと思います。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○12番（福井源乃介君）

再任用はないんですか、退職者の今年度の。

○5番（森山 進君）

任期付の職員、例えば、これからも試験を受ける職員が少なくても足りなかったときに、その方たちがそのまま採用されることはあり得ないものか。今度のこの年数で1年、2年とか、この期限がなかったね。自主的にこれからも役場を受ける皆さんが少なくなったときに、どうしてもこの課が必要な職員であれば、そのまま採用する可能性もあるもんか、その辺をちょっとお尋ねしたいなと思います。

○町長（平安正盛君）

今の議員の質問は多分再任用だと思って。現在の職員でやめる方、退職でやめて、

新たにまたもう一回というのは、今の制度で既にもうありまして再任用ということで、ことし3名再任用を希望したので、そのまま採用にさせていただきます。

あくまでも、この提出する条例については、全く別の採用でございます。まず、例えば先ほどいろんな例が、職種が出たんですけれども、そういった高度な、あるいは専門的な知識を、その場、例えば2年なら2年どうしても必要な時期があるので採用させていただきます。あるいは、今の仮にですけれども、例えば役場の職種にもいろんな職種がありますので、特に専門的な技術者の皆さんがやめられたときに、後任が立てられない場合、そういった場合にその人じゃなく、その人が希望すれば再任用で対応できるんですけれども、それができない場合は外部から、その技術を持っている次の後継者というんですか、後任が見つかる期間を採用して、2年なら2年、期限が切れたら終わって新たな後任が引き継ぐといったような、行政の連続性というんですか、中断させないために、行政サービスを中断させないためにこの制度を利用したい。

かつ、以前からも先ほどもお答えした応急的な対応ということを申し上げておるんですけれども、今後どういう形になるかわからんですけれども、恐らくこの一、二年の状況の採用が厳しい状況になるのかなということになれば、どうしても何らかの手だてをしないと。業務量はふえる、職員は減る。じゃ住民や町民への行政サービスがそこで滞ったらいかないわけですので、そこらの問題を解消するためには、応急的に任期付で対応して、次の後継、要するに所要人員が確保できるまで、この制度を使って採用をさせていただきたいということです。

特に、今、過去、建築技師、それから畜産技師、保健師、それから保育士、看護師、資格を有する者の採用をどうしてもしなきゃいけなくなります。そうした募集をしてきたんですけれども、現実には、今回たまたま畜産技師が入りましたので、それは解消できるわけです。あと建築技師とか保育士、保健師等々が、もう今後、応募してこれなければどうしようもできないというその分は、逆に地元にいる潜在有資格者というんですか、資格を持っているんだけど仕事についてない皆さん、あるいはどこかのほかの職場においてやめられた方といった皆さんを、しばらくの間、町の職員として頑張っていたきたいというような制度でこの制度持ってきてありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○3番（名間武忠君）

大変いい制度だなという気はいたしております。ただ、気になるのが、これと定

年制の問題と、それからさっき出ました再任用との問題、それにかかわる定年再任用については当然年齢が制限されるわけで、新規採用についても制限されるわけなんですけれども、これは年齢は全く関係ないのかどうか。

それと、ここに書いてありますように、一定の期間で終了することが見込まれる業務であるとか、あるいはどうしてもその期間じゃなきゃならないというようなことが決められてあるわけなんですけれども、そうしますと期間については、今どのぐらいの期間を考えておられるのか。そうしますと、例えば60の定年の延長がなければ、60を超えた皆さんには特殊能力を持っておっても、これで任期付職員として採用が可能になるのか。まず、その2点について。

○町長（平安正盛君）

基本的に、今あります再任用制度が、ことしの退職が再任用3年の期間があるんです、できる範囲が。要するに年金の支給が1年1年上がっていきますので、その年金支給前の年度の年まで、再任用を本人が希望すればできるわけですので。今、ご指摘のような問題もあるし、また年度当初に再任用を希望するのかしないのか、希望をとっておりますので、その段階でその次の年の採用計画が決まってくるので、今言うような心配だし、また、この任期付職員制度ができたからといって、それをやみくもに使って職員をふやすということじゃなくて、あくまでも応急的にどうしても絶対数が足りないと、特に去年、ことし、年度途中でやめられる職員がかなり出てきましたので。

職員の4月の辞令交付に言っているんですけども、それはいろいろな都合で、突然やめるかどうかわからない人もいますけれども、少なくとも退職希望があれば早目に言ってくださいと。それをしないと、9月に採用試験をしますので、採用試験の時点まで、次の秋の退職者数がわからないと採用の枠を決められませんので、早目に。だけれども、今回5名も出ましたので。去年は3名、ことしは5名出ていますので、そういった枠の中で、今、現実に135名ですか。もともと139名の職員でしたのが、今135名でやっている状態で、かつ保健師も退職者わかる、希望している保健師と保育士等々の資格者が要るので、どうしても採用できない。そうであれば、任期付で2年の間にはいろんな状況も変わるだろうと、希望者も出てくるだろうと。

そういう意味で、これには第4条に書かれているし、基本的に今2年をめどにして、改めてまたその2年後に、そういった募集、例えば保健師、保育士等々の専門的な知識を持つ職種に応募がなかった場合、次々退職も出てきますので、そういった場合によっては、更新延長もあり得るわけなんですけれども、基本的には2年の打ち

切りでやります。私はいいんですけれども、これは任意的条項ですので、基本的には2年というふうに決まっています。あとは更新、延長で対応するという。

特に、年齢は、制度の趣旨からして、専門的な職種、資格を持っているということで、特に極端に年齢がいくわけにいきませんけれども、ある程度、年齢に幅を持たせたいなというふうに思っています。

○3番（名間武忠君）

今、その幅の問題なんですけれども、例えば再任用と、それから任期付職員との給与待遇は、こちらのほうがはるかにいいわけなんです。そうしますと、今言った、あとことしまでは61でないと年金受給資格に達していないわけです。2年刻みでそれぞれ1年ずつ延びていくわけなんですから。そうしますと、再任用を希望する職員と、それから任期付職員というのが両方に出たときに、今言った条件としては再任用職員のほうがいいというようなことで、職員から、あるいは職員外の人とのバランスが欠けてくるような気がするんです。その点はないですか。任期付職員のほうがいいわけですので。現在の職員が、先ほどは、私どもはことしの再任用については新たな人が見つからないと思いましたが、先ほどの町長の話では3名をとというようなことでありますが、そこについてまで説明いただければと思います。

○町長（平安正盛君）

再任用の場合には全く職員と一緒にしますので、ただ給料が抑えられていますので。要は、再任用の制度の趣旨からして、年金受給までのつなぎですよという性格です。ただ、この期限付は、やはりあくまでも臨時的、短期間の雇用契約みたいになりますので、若干優遇はされますけれども。

この条例をごらんになっていただければわかりますけれども、まず基本的には、ここに条例に示している給料表に加えて、任期付の場合には通勤手当のみ、扶養手当、住居手当はなし。それから、特殊勤務手当、あるいは管理職手当等がありますけれども、基本的に管理職にはつけないわけですので。時間外はもちろんありますけれども、期末手当、3条の場合には勤勉手当はつかないといったような状況で、必ずしも、それはそれぞれあくまでも最終的には職員本人の選択ですので。

ただ、退職して、先ほど森山議員にお答えしたように、退職のときは既にわかるわけですので、再任用を希望するのかしないのかをとるわけですので、その者がやめて、自分は期限付でいいということ、まずこれは制度の運用の仕方としてはおかしいわけです。あくまでも職員外で専門的な知識を一時的に役場の仕事をお手伝いしていただきたいという趣旨が、この期限付の条例だというふうに理解していただきたいと思います。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

これで総括的質疑を終わり、次に逐条ごとによる質疑を行います。

1 ページ、第 1 条。

第 2 条。

第 3 条。

第 4 条まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

2 ページ、第 5 条。

第 6 条。

第 7 条。

第 8 条まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

3 ページ、第 9 条。

第 10 条。

第 11 条。

第 12 条。

附則。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

次のページの別紙給料表まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで逐条ごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第 14 号、知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定は、原案のとおり可決されました。

総務課長より、先ほどの採用の人数の答弁があります。

○総務課長（栄 信一郎君）

先ほど、福井議員から受験者の何名かということでありましたので。1回目の試験が、一般行政職が申込者が12、幼稚園・保育士が4で、計16名の申し込みがありました。実際に受験したのが、一般が10、幼稚園・保育園教諭等が3、合格者が一般が6、幼保が2ということで8名です。受験者が13名に対して、合格者が8名です。2回目の試験が、一般が申し込みが8、畜産が2で10名の申し込みがございました。実際に受験した受験者数は、一般が7、畜産が2、計9、合格者が一般が3、畜産が1。合計で申しますと、申込者数が26、受験者が22、合格者が12となっております。

参考までに、合格者の12名のうち、男性が7、女性が5。もう一つの受験者の内訳ですが、12名中11名が社会人、1名が現役の学生でありました。

以上です。

○町長（平安正盛君）

これで報告してご理解いただきたいと思います。

これも先ほど1次、2次の応募者、あるいは採用内定者の数字を申し上げていますが、結局、27年度4月1日発令が12名。対前年、26年の4月1日で18名、マイナスになっています。したがって、今度、今言った12名採用しても、もう6名マイナスの状況です。だから、その6名が25年度の年度途中の採用の人と、26年度の中途採用の皆さんの分の枠が採用されていないということで、今回このような条例を検討したところです。

今、もちろんふるさと地方創生と地方回帰というような話ありますので、先般、試験採用の皆さんには今の状況を説明して理解をいただいたところですが、現在、採用年齢の上限を30歳未満にしています、今まで。だから、ことしは若干対応年齢上限を引き上げて、都会でばりばり頑張っている皆さんもやっぱり地方に行きたいという方もいらっしゃるし、特に保育士とか看護師とか特殊な仕事については、やっぱりふるさとがいいと、いろんな意味でいいという方もいらっしゃる

るので。しかし、ここで試験受けなきゃどうしようもできないわけですので、ことし、最終的にはもちろん再度詰めますけれども、35歳未満ぐらいまで引き上げて、ふるさとに帰ってもらおうと。そのことは、また、ある意味で地方創生にもつながっているし、今、若いのは都会に行くんです。一度は都会で経験して帰ってくるという方もいらっしゃると思いますので、できたらそういうことも含めて年齢を引き上げたいなというふうに思っています。

○議長（今井吉男君）

しばらく休憩します。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時41分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第5 議案第15号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

○議長（今井吉男君）

日程第5、議案第15号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第15号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての案件であります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律などが改正され、教育委員会委員長と教育長を一本化した新たな教育長の設置、市町村長が議会の同意を得て教育長を直接任命・罷免するといった教育行政の責任の明確化のほか、首長と教育委員会により構成される総合教育会議の設置、大綱の策定など、制度の抜本的な改革が行われる

ことに伴い、知名町教育長の給与等に関する条例の廃止と、知名町特別職報酬等審議会設置条例外3件の条例について、所要の改正を行いものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○3番（名間武忠君）

教育委員の任期は4年ですね。教育長は3年という、何かそれについて、4年と3年はこうだからという理由づけというのか、その年数の違いについて特にあれば、こういうような理由だということの説明いただければと思います。

○教育長（豊島実文君）

首長の任期が4年で教育長も4年となると、一度にかわるというようなことにもなるので、そこで継続ということで首長が4年、新教育長が3年というのが主な理由のようです。

○3番（名間武忠君）

そうしますと、町長に任命権と、またその反対の罷免の権利が属するということになるわけですか。

○教育長（豊島実文君）

先ほど町長からの説明もございましたように、議会の同意を得て首長が任命するというようなことですので、もちろん何かあった場合には罷免の権限もあると思います。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○6番（山崎賢治君）

首長が教育行政にかかわることができるということですね。となると、学校の統廃合問題で、例えば教育長と首長が反対、お互いのかわった意見を持っておった場合は、どちらを優先するわけか。首長が統廃合を進めることができるという解釈でいいんですか。

○町長（平安正盛君）

基本的に首長、行政機関と教育委員会、あくまでも教育委員会は合議制ですので、そこで学校統合するどうのこうの議論が出てくると思うんですけども。あくまでも首長はそれを、合議間をまとめる教育長を指名するわけですので、当然そこで不一致があったらおかしくなりますので、そういうことがないように責任の明確化を図るために今回この改善になっていますので、まずやはり最終的には首長の意向が

反映されるだろうというふうに思います。

それから、もう一つは、その中のために教育委員会と連携をして町の教育大綱を定めなさいと、あるいは総合教育会議を設置しなさいと。そこで議論をするわけですので、ある意味では一方的に行政サイドが強くなるのか、あるいは教育委員会サイドが強くなるかというのは、そのあつれきは出てこないと思います。あとは、やっぱりそれ以前に至るまでのいろんな組織がありますので、そこはやっぱり調整はできると思います。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に逐条ごとによる質疑を行います。

1 ページ、第 1 条。

第 2 条。

第 3 条まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

2 ページ、第 4 条。

第 5 条。

附則。附則は 3 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで逐条ごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第 15 号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定は、原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第16号 知名町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

○議長（今井吉男君）

日程第6、議案第16号、知名町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第16号は、知名町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての案件であります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、新たな教育長の職務専念義務が追加され、条例により職務専念義務の特例を定めることができることとされたため、その内容について新たに条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に逐条ごとによる質疑を行います。

1 ページ、第1条。

2条。

附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで逐条ごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号、知名町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、知名町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時10分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第7 議案第17号 知名町子ども・子育て支援事業計画について

○議長（今井吉男君）

日程第7、議案第17号、知名町子ども・子育て支援事業計画についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました知名町子ども・子育て支援事業計画について説明をいたします。

知名町子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て支援法第61条第1項により、5年を一期とする教育保育及び、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保並びにその他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとされており、平成27年度から5年間の計画を定めるものでありますが、知名町議会基本条例第8条第1項第4号において、議会の議決を経て定めることとされて

おり、この規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、事業計画の提出までは過去5回、知名町子ども・子育て支援事業計画策定委員会を経て提案したものであります。さまざまな意見が出ましたが、最終5回目の策定委員会で、委員のご了承をいただきましたので提案することとなりましたので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

○11番（奥山直武君）

放課後児童健全育成事業、要するに放課後児童クラブのことについてなんですけれども、先般、知名町には、はなしぐあとていだっ子の学童保育、放課後クラブがありますけれども、先般、嘆願書が出ていると思いますけれども、はなしぐあから家賃助成の、その1点と。

もう一つ、下平川のていだっ子、その代表者がやめるみたいな話をしていたんですよ。その場合、その代表者を、今回この事業計画を進めていく中で、町のほうで代表者を探すのか、その現在おる代表者が自分で探すのか。

その2点お願いいたします。

○保健福祉課長（田宮光孝君）

今井先生というか、知名のほうから嘆願書を受けております。それについては今回いろんな学童クラブの総合的な学童教室、それらもあわせて新年度にまた改正があります。それとあわせながら今後検討中ではありますけれども、今回の当初予算の中には、まだそういった対策費は入れてありません。今後検討する中で、両クラブのそういった家賃の関係も考慮しながら、今後検討したいというふうに思っています。

それから、下平川のほうですけれども、その点につきましては、今回いろんな幼稚園の関係とか、入園の関係とか、そういったことで話し合いがありまして、その中で指導者から、そういった1年間は何とか続けられるけれども、後は個人的にはまだ総指導者としてはできるかどうかはわからないということがありまして、その後のことについてはまだ正式に内部でどうしようかということはまだ決めておりません。1年間は一応やるということでしたので、その後のことについては、行政指導ということじゃなくて、やっぱり地域の子供さん方、小学生の保護者、そういった要望をまた確認しないといけないので、その後の対応になるかと思えます。

以上です。

○11番（奥山直武君）

わかりましたけれども、それともう一つ、はなしぐあ、その場所が今、知名小学校から遠いために学童クラブに帰るときに危険性があるけれども、その代替の家とかそういうのは探したことはありますか。また、知名小学校周辺にないですかね。

○保健福祉課長（田宮光孝君）

昨年から、やはりそういった家賃が5万円ほどかかるということで、家賃対策も含めて、先生と一緒に知名字内を一緒に回ったりしながら、また空き家等を一緒に探した経緯もあります。いいところについてはなかなか貸してもらえないということもあったりして、確かにできるだけ今後の対策としては、全国的には学校の敷地内でできるような体制づくりということで指導されてきております。そのことも含めまして今後やっていかなければいけないというふうに考えておりますけれども、とりあえず救急的なことについては、現状では、今の場所に対応しながら、今後とも先生と話ししながら空き家対策を含めて、また先ほどの家賃の件も含めて、検討してまいりたいと思います。

○11番（奥山直武君）

今度はいだっ子に変わります。ていだっ子は、最初、始めたのが2人体制で始めたんですね、それを今、1人体制で頑張っております。というのは、1人では無理が出てくるんですよ。だから、その分もう1人補助員として、行政のほうで誰か探されるか、役場職員を、いまさっき出ました任期つき職員として派遣できないか。それを考えて、今後考えていただければありがたいです。これは要望です。

○議長（今井吉男君）

要望ですね。

これで総括的質疑を終わり、次に章ごとによる質疑を行います。

第1章「計画の策定にあたって」、1ページから4ページまで。

第2章「知名町を取り巻く状況」、5ページから21ページまで。

第3章「計画の基本的な考え方」、22ページから28ページまで。

第4章「施策目標ごとの取り組み」、29ページから44ページまで。

第5章「事業計画」、45ページから64ページまで。

第6章「推進体制」、65ページから67ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第17号、知名町子ども・子育て支援事業計画についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、知名町子ども・子育て支援事業計画は、原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第18号 知名町立認定こども園条例の全部を改正する条例について

○議長（今井吉男君）

日程第8、議案第18号、知名町立認定こども園条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第18号は、知名町立認定こども園条例の全部を改正する条例の案件であります。

知名町立認定こども園条例の全部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援新制度施行に伴い、認定子ども園きらきらを1つの施設として設置となることから、関係条例の改正について提案いたしましたものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に逐条ごとによる質疑を行います。

1 ページ、第1条。

第2条。

第3条。

第4条。
第5条。
第6条。
第7条まで。
2ページ、第8条。
第9条。
第10条。
附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで逐条ごとによる質疑を終わります。
これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第18号、知名町立認定こども園条例の全部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、知名町立認定こども園条例の全部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第19号 知名町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について

○議長（今井吉男君）

日程第9、議案第19号、知名町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第19号は、知名町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定の案件であります。

子供のための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例については、子ども・子育て支援新制度に伴い、利用者負担額が保育標準時間と保育時間の区分に分かれることから、条例の制定について議会の同意を求めるものであります。

概要を申し上げますれば、これまでの保育所のいわゆる保育料が、認定こども園に変わることによって規準額が変わり、またその保育時間によって2通り出てくるわけですけれども、金額が国から示された基準があるわけですが、従来の保育所どおり、国の基準は変わったとはいえ、やはり町としては、それは右へ倣えというわけにはいきませんので、従来の保育所の基準、国に示された基準の6割を徴収しておったわけですけれども、基本的にはいろんな細かい点はありますけれども、保育料の額は従来どおり国に示された基準の6割ということで。なお、保育標準時間、あるいは保育短時間区分されるだけで大きな違いはないと、引き上げにはならないということであります。

以上です。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に逐条ごとによる質疑を行います。

1 ページ、第1条。

第2条。

第3条。

第4条。

附則。

○5番（森山 進君）

附則のほうの3条です。保育料は知名町教育会が特別の理由があると認めるときは減額し、また免除することができるということになってはいますけれども、この特別な理由というのが、大体どのようなのが特別な理由でこの減額や免除ができるか、ちょっとその辺。

○町民課長（榎 憲次君）

きょう朝、規則のほうをお配りしたと思うんですけれども、その規則の中の2ペ

一にございますけれども、生活保護世帯、これにつきましては保育料を免除するというように定めております。それから、あとは所得階層で、ひとり親世帯とかをそれぞれこの標準額から町が定めた額から減額して保育料になるということがございます。

○5番（森山 進君）

所得とは別ということ。

○町民課長（榎 憲次君）

所得割ももちろんこっちに定めておりますけれども、生活保護世帯につきましては保育料を免除するというように、ここに定めてございます。規則の中で。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

次のページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで逐条ごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第19号、知名町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、知名町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定は、原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第20号 知名町高齢者保健福祉計画・第6期 介護保険事業計画について

○議長（今井吉男君）

日程第10、議案第20号、知名町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第20号は、知名町高齢者保健福祉計画並びに第6期介護保険事業計画についての案件であります。

市町村は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとされており、また介護保険法第117条の規定に基づき、3年を一期とする当該市町村の行う介護保険事業にかかわる保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとされております。

今回、平成27年度から平成29年度を計画期間とする第6期介護保険事業計画の策定に当たり、高齢者福祉事業全般の円滑な運営を図るため、市町村老人福祉計画と市町村介護保険事業計画を一体とした知名町高齢者保健福祉計画並びに第6期介護保険福祉事業計画として策定するものであります。知名町議会基本条例第8条第1項第3号において、議会の議決を経て定めることとされており、この規定に基づき議会に議決を求めるものであります。

なお、今回の計画に当たっては、過去3回、事業計画の策定委員会を経て、3回目の策定委員会で委員の皆さんのご了承をいただきましたので、今回の提出の運びとなりました。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に章ごとによる質疑を行います。

第1章「計画の策定に当たって」、1ページから7ページまで。

○10番（西田治利君）

3ページに載っていますように、今回の第6期目の主な改正内容というふうに記載されていますけれども、できましたらこれをちょっと解説しながら説明をお願いしたいんです。

○保健福祉課長（田宮光孝君）

3ページの概要が、31ページを開いていただいたほうが早いかなと思います。

この中にいろんな基本方針を幾つか並べてあります。それから、基本方針に基づいて施策の方向、それぞれ5項目に分けてありますけれども、その内容の具体的事例が、あと32ページ以降、その括弧書きの1、2、3、4とかいうのが具体的に事例としてそれぞれ載せてありますけれども、概要としてはいろんな事業項目が載せてあります。

それと大きくは、西田議員から質問のあったとおり、負担金です。その項目が大きいかと思います。その項目につきましては、82ページ、これまで審議されてきてまして、結果として一番下、標準月額、それが6,000円ということの結果を出してありますが、先ほどの資料説明資料がございまして、その中の7ページ、そのほうに一応6,000円、第5段階が6,000円として、それに6,000円掛ける、上に上がりますと1.2%を掛けるというパーセンテージで下のほうに載せてあります。それがそれぞれの6段階から9段階の個人の負担金という形のこういった内容が主なものになっているというふうに理解しております。

以上です。

○10番（西田治利君）

今回の基準、負担金みたいなのが、先ほど言われました月額6,000円の1年で7万2,000円。これまででしたら4,500円でしたかね。約3割程度はね上がっているということになっていきますけれども、これは恐らくやはり、給付費の増大によるものだと思うんですけども、今後についてもやはりこのような給付費の増大が見込まれることなのか、そこら辺のちょっと見込みなども説明をお願いします。

○保健福祉課長補佐（迫田昭三君）

保険料の関係ですけれども、先ほどお配りしたこの資料で説明をさせていただきたいと思います。

まず、3ページをお願いします。

介護保険制度が始まった平成12年度から、直近の決算でございます平成25年度までの一般会計では、保険福祉課の関係する3款の民生費と4款の衛生費、それから特別会計で国保から後期までということで載せてございます。

介護保険制度が始まった平成12年度の決算を見ますと、一般会計の民生費、衛生費で約11億円、それから国保から介護までの特別会計で23億円、合わせて約34億円です。

下のほうを見ていただきますと、下のほうの表です。知名町全会計の総合計とい

うことで載せてございますが、一般会計から特別会計までの合計で約93億円となっております。先ほどの上の合計額34億円を割合で見ますと、約36.6%ということになっております。

それから、直近の決算でございます平成25年度を見ていただきますと、一般会計から、国保、介護、後期まで合わせて約33億円。下のほうの表を見ていただきますと、一般会計から9つの特別会計までで約73億円ということになっております。

途中といいますか、平成20年度に後期高齢者医療制度が始まっておりますが、平成12年度当時の34億円と、平成25年度の決算33億円、ほとんど変わっておりません。

ところが、下のほうの知名町の全会計、一般会計から特別会計まで含めると、平成12年度は約93億円、平成25年度で73億円、約20億円ほど減ってきております。割合といたしますと約45.6%ということになっております。

国において社会保障関連費用がふえているということで、消費税の税率が上がってきていると。地方財政においても同じように、社会保障関連の予算は割合が多いということが言えると思います。

次に、4ページをお願いします。

一番上の保険料の推移ですが、第1期が2,973円。第5期が4,500円。下のほうに県の平均と全国の平均をお示ししてございますが、ほとんど県の平均、全国平均よりも下回ってきておるといところでございます。

その次の介護給付費の推移でございますが、介護保険制度が始まった平成12年度、3億9,200万円。直近の決算でございます平成25年度で7億300万円になっております。その間の高齢化率の推移を示してございますが、グラフのほうで点線が高齢化率、それから水色の実線が介護給付費、高齢化率の伸びに比例して給付費も伸びてきているという状況でございます。

この中で、平成18年度に、これまでの身体的な介護に重点を置いた制度から介護予防に重点を置いた制度に転換が図られております。そこで包括支援センターが設置され、地域支援事業が創設されたといところでございます。

グラフを見ていただきますと、平成17年度から19年度にかけて、高齢化率は伸びておりますが、給付費はほぼ横ばいということで、包括支援センターを中心とした介護予防の結果がこのデータからもうかがえるんじゃないかと思っております。

5ページですが、先ほど町長の説明でございましたが、主な改正の内容でございますが、1点目が地域包括ケアシステムの構築ということで、2点目が費用負担の

公平化というふうになっております。

6 ページに、新しい地域支援事業の全体像がございますが、これについては後もって包括支援センターの松岡所長のほうで説明をいたします。

7 ページをお願いします。

国の考え方ですけれども、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うということで、これまでの6段階から9段階に見直しがされたというところがございます。

右下のほうに赤で示した部分、別枠公費による経費軽減ということになっております。この公費の軽減について、8 ページのほうで説明をいたします。

8 ページの上のほうに①で平成27年4月、当初は3段階まで一気にということでしたけれども、消費税の引き上げが8%で段階的ということ、まず第1段として、第1段階の方について、0.5から0.45の引き下げを公費で行うということです。その下の図のダイダイ色の①の部分です。右のほうに行きまして、②で平成29年4月、消費税を10%に上げた段階で第1段階から第3段階まで総じて保険料の引き下げを行うというところがございます。その公費負担の割合ですが、国が2分の1、都道府県と市町村で4分の1ずつということになっております。

下の図ですけれども、第1段階から第3段階まで、市町村民税、世帯全員が非課税ということで、国のほうでは65歳以上全体の約3割と見込んでおりますが、本町の状況でいきますと約59%、約6割の方はその公費による軽減を受けられるというところがございます。

一番最後のページ、9 ページをお願いします。

先ほど、4,500円から一気に6,000円ということで上がり幅が大きいのかなというご質問でございましたが、上のほうが第5期の介護保険料算定に当たった計画書からの抜粋でございます。

2段目の表で5,249円、これが国の示したワークシートで算定された額でございます。これから介護給付費準備基金取り崩しの影響額645円、その時点で6,500万円の基金がございましたので、国のほうからは市町村の持っている基金を最大限取り入れて低減化を図りなさいということで、3,800万円の基金導入ということで645円引き下げでございます。それから、県の持っている基金、これも市町村に配って低減化を図りなさいということで、これによって104円軽減したということで、実際、5,249円が算出された額でしたけれども、これらの軽減で4,500円になったというところがございます。

このときの他の町村の状況ですけれども、一番高いのが伊仙町が5,800円。二番目が瀬戸内町で5,700円。知名町は下から二番目で4,500円というところ

ころでした。これは先ほど申しました6,500万円の基金があったからというところでございます。

下のほうに、第6期計画の保険料の関係を示してございますが、今回は先ほど言った県の基金もございません。町の基金が先ほど言った6,500万円から3,800万円を引いた2,700万円残る予定ですので、そのうちの1,200万円を基金に繰り入れて、実際に算出された額は6,198円ですけれども6,000円に抑えるということでございます。

この6,000円ですが、保険料は議会の議決事項ということで、まだほかの町村から聞こえてきませんが、担当レベルで聞いた話では奄美市が6,400円、伊仙町が6,200円、和泊町が6,110円、与論町が6,200円ということで、どの市町村も前回の第5期で基金を繰り入れたりして下げておりましたが、今回については県の基金もございませんので、町の基金を入れてある程度下げているという状況になっております。

以上です。

あと、包括センター長のほうで、先ほどの6ページの新しい地域支援事業の全体像についてご説明をいたします。

○地域包括支援センター所長（松岡親子君）

私のほうからは、新しい地域支援事業の全体像について説明させていただきます。資料については6ページです。

その前に、説明の前に、皆様よく地域包括ケアシステムといった言葉を最近よく耳にすることがあるかと思えます。先般、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の中で、この包括ケアシステムについて新たに第2条の中で定義づけられました。それによりますと、地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制をいうというふうに定義づけられました。平たく言いますと、住みなれた地域でいつまでも住み続けることができる環境をつくることだと思います。この包括ケアの実現のために、地域支援事業の充実と予防給付の見直しが行われることとなります。

それでは、資料について説明いたします。

介護給付なんですけれども、介護給付についてはそのまま現行のとおりです。予防給付なんですけれども、左側が現行、右側のほうが見直し後となっております。介護予防給付の訪問看護、福祉用具等のサービスを希望する場合は、そのまま現行

と同様、予防給付のほうで利用することになります。

そして訪問介護、通所介護のほうが右側の地域支援事業の中の介護予防、生活支援サービス事業に移行することになります。この介護予防、生活支援サービス事業を利用するには、これまでみたいに介護保険の要支援認定を受ける必要はなく、基本チェックリストの活用だけで本人の状況を確認し、事業対象者となった場合にはサービスを利用できることになります。これまでみたいにサービスを利用するまでに1カ月も日数を要することもなく、認定を待つこともなく、迅速にサービスを利用できることになります。

また、これまでの介護予防事業は、左側のほう、二次予防事業、一次予防事業というふうに、虚弱高齢者や元気高齢者であったり、それぞれの虚弱高齢者とか元気高齢者ごとに振り分けて事業の対象者としていましたが、見直し後については、介護予防生活支援サービス事業と一般介護予防事業の2つとして、一般介護予防事業は介護保険の認定を受けた方も含めて、全ての高齢者が利用できる形になります。

そして、2つ目の枠、包括的支援事業ですが、こちらが従来の事業に加えて新たに4つの事業、地域ケア会議の充実、在宅医療、介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの財政整備の事業を重点施策として充実することとなっております。

任意事業についてはそのまま現行どおりです。

新しい地域支援事業については、27年度から制度の中では始まりますが、受け皿の整備に一定の時間がかかることを踏まえて、新しい総合事業の実施の猶予期間が29年4月まで、それ以外の重点施策については猶予期間が30年4月までとなっております。

先日、国のほうがまとめた全国1,579保険者の中で、27年度中実施予定の保険者は7%、28年度中実施予定の保険者は17%、29年度実施予定の保険者が67%となっております。

隣の徳之島3町は、今年度27年4月開始予定と聞いております。本町の開始時期については、この後の議案第21号で審議いただく予定であります。

以上です。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

進めます。

第2章「高齢者を取り巻く状況」、8ページから26ページまで。

第3章「基本理念及び基本目標について」、27ページから31ページまで。

第4章「基本目標の実現に向けた施策展開、高齢者保健福祉計画」、32ページから54ページまで。

第5章「介護保険事業計画」、55ページから84ページまで。

第6章「推進体制」、85ページから86ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第20号、知名町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、知名町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画は、原案のとおり可決されました。

△日程第11 議案第21号 知名町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（今井吉男君）

日程第11、議案第21号、知名町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第21号は、知名町介護保険条例の一部を改正する条例についての案件であります。

市町村は、介護保険法第117条の規定に基づき、国の定める基本指針に即して、3年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業計画に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとされており、平成27年度から29年度を経過期間とする第6期介護保険事業計画における介護給付費の見込みなどから、第1号被保険者保険料の改定及び所得段階の区分を定め、また介護保険制度の改正により実施することとされている要支援者などを対象とした新しい介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業の重点事業の開始時期について定めるため、介護保険の一部を改正したものであります。

なお、この件に関しても、先ほど担当のほうから詳細について説明したとおりであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

1 ページ、題名の次の目次を附するから、附則第5条まで。

2 ページ、第6条から附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第21号、知名町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、知名町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案

のとおり可決されました。

しばらく休憩します。次の会議は、午後 1 時から再開します。

休 憩 午前 1 1 時 5 6 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 1 2 議案第 2 2 号 知名町介護保険法に基づき地域包括
支援センターの設置者が遵守すべき
基準に関する条例の制定について

○議長（今井吉男君）

日程第 1 2、議案第 2 2 号、知名町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第 2 2 号は、知名町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定についての案件であります。

平成 2 5 年 6 月に公布された地域の自立性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第 3 次地方分権一括法により、介護保険法が一部改正されました。これに伴い、これまで国の基準である厚生労働省令において定められていた地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準について、設置者である市町村の条例で定めることとなったことに伴う制定であります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○3 番（名間武忠君）

その表題にあります包括支援センターの設置者が遵守すべき基準とは、これは今まではなかったということですか。

○保健福祉課長（田宮光孝君）

今まで国で定めてあったのを、市町村で定めなさいということで新たな基準設置です。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

これで包括的質疑を終わり、次に逐条ごとによる質疑を行います。

1 ページ、第 1 条。

第 2 条。

第 3 条。

附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで逐条ごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第 2 2 号、知名町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 2 号、知名町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定は、原案のとおり可決されました。

△日程第 1 3 議案第 2 3 号 知名町介護保険法に基づく指定介護
予防支援等の事業の人員及び運営並
びに指定介護予防支援等に係る介護
予防のための効果的な支援の方法に
係る基準に関する条例の制定につい
て

○議長（今井吉男君）

日程第13、議案第23号、知名町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第23号は、知名町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定についての案件であります。

これも先ほどの議案と同じような趣旨でございますが、平成25年6月に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次地方分権一括法により、介護保険法が一部改正されました。これに伴い、これまでの国の基準である厚生労働省令で定められていた指定介護予防支援事業等に関する基準について、市町村の条例で定めることとなりましたので今回の制定であります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に逐条ごとによる質疑を行います。

1ページ、目次、第1条、第2条まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

2ページ、第3条、第4条、第5条まで。

3ページ、第6条、第7条、第8条、第9条まで。

4ページ、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条まで。

5ページ、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条まで。

6ページ、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条まで。

7ページ、第27条、第28条、第29条まで。

8ページ、第30条、第31条、第31条は次の9ページから11ページまで。

同じく11ページ、第32条。

12 ページ、第33条、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで逐条ごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第23号、知名町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、議案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、知名町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定は、原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第25号 知名町フローラル館の設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例 について

○議長（今井吉男君）

日程第14、議案第25号、知名町フローラル館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第25号は、知名町フローラル館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

今回、フローラル館内のテナントの使用料を改正するため、テナントの2及び3については、これまで観光関係の事業者等に利用されてきているところでありま

すが、一般的なテナントと比較し安価な設定となっていることから、それらとの均衡を図るために今回の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

1 ページ、別表テナントの項、利用料の欄中から附則まで。

○10番（西田治利君）

テナントの2と3をちょっと、どことどこか教えてください。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

テナント2、3の場所ですけれども、フローラル館の横に別館がございます。以前、黒潮焼をしていました。その棟であります。

○10番（西田治利君）

2も3も。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

はい、その別館であります。2も3も。

○10番（西田治利君）

現在活用されていますか。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

実は、そのこともありまして今回の改定に踏み切ったわけであります。

現在、4事業者がこの2、3のテナントに入っていますが、なかなか営業していないという状況が続いているために、なるべく活性化させるためにも、やる気のあ
る方を募ろうということで今回改正に踏み切ったわけであります。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○8番（松元道芳君）

テナントの1と4は、下げる企画はないんでしょうか。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

逆に上げたいぐらいの気持ちであります、下げる予定はありません。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○ 11番（奥山直武君）

今、別館のテナントに4店舗入っておりますけれど、ちゃんと収入、要するに家賃収入は上がっているんですかね。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

家賃収入につきましては、毎月滞りなく入っております。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第25号、知名町フローラル館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、知名町フローラル館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△日程第15 議案第26号 知名町自然環境保全条例の全部を改正する条例について

○議長（今井吉男君）

日程第15、議案第26号、知名町自然環境保全条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第26号は、知名町自然環境保全条例の全部を改正する条例についての案件であります。

本条例は、琉球奄美諸島の世界自然遺産登録に向けた取り組みや、その事前措置となる国定公園の国立公園化に伴い、保全すべき自然環境を見直し、現状に即した形に改めるため、条例を全面改正するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○10番（西田治利君）

全文条例改正というふうになっていますけれども、これお聞きしますけれども、同年月日で規則もあるみたいですが、規則は改正はないわけですか。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

条例と同時に、現在規則については改正を進めているところであります。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○10番（西田治利君）

改正はするということだな。

○12番（福井源乃介君）

当該事業者等々の参入に対して、条例の中で規制、縛り、あるいは届出の義務づけとか、そういったところは非常に厳しい面もあろうかと思いますが、なかなか盛り込むことは困難であったのかどうか。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

この規制でありますけれども、例えば罰則等を設けるのも1つの手でありましたけれども、なかなか罰則を設けるともろもろ公安委員会関係とかの合議も必要になるということがございます。それで、これから10条は入るんですけども、保護区内の行為の制限の中の7項ですけれども、観光をなりわいの目的として立ち入る行為というのを追加として入れてあります。

○12番（福井源乃介君）

わかりました。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

これで総括的質疑を終わり、次に逐条ごとによる質疑を行います。

1 ページ、第1条、第2条、第3条、第4条、第5条まで。

2 ページ、第6条、第7条、第8条まで。

3 ページ、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条まで。

4 ページ、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで逐条ごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第 26 号、知名町自然環境保全条例の全部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 条、知名町自然環境保全条例の全部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩 午後 1 時 18 分

再 開 午後 1 時 19 分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 16 議案第 27 号 知名町過疎地域自立促進計画の変更 について

○議長（今井吉男君）

日程第 16、議案第 27 号、知名町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第27号は、知名町過疎地域自立促進計画の変更についての案件であります。

本議案は、知名町過疎地域自立促進計画において、下水処理施設その他の事業内容の変更、住吉小学校屋内運動場耐震補強改修事業の事業追加を行う必要があります、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、今回の変更については、軽微な変更であるため県との協議は特に必要ないとのことでしたので、県への報告はこの議決後報告することといたします。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

1 ページ。

2 ページ。

○3番（名間武忠君）

全体に通ずることなんですけれども、今回、地域創生を含めて過疎債の大幅な財源が確保されたというようなことで、500億円とか言っていましたね。それについて、この事業で新たに取込む事業はこの中にありますか。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

認定こども園のみが取り込める予定です。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○3番（名間武忠君）

そうしますと、従来の過疎債の適用プラス、新たに認定については追加の枠で来るというようなことがあるということですか。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

はい、その予定です。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

3 ページ。

4 ページ。

5 ページ。

6 ページ。

7 ページ。

8 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第 27 号、知名町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号、知名町過疎地域自立促進計画の変更は、原案のとおり可決されました。

△日程第 17 議案第 28 号 知名辺地総合整備計画の変更について

○議長（今井吉男君）

日程第 17、議案第 28 号、知名辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第 28 号は、知名辺地総合整備計画の変更についての案件であります。

本議案は、知名辺地に係る総合整備計画書、第 3 項公共的施設の整備計画の表中、道路、消防施設、公民館施設の事業費の変更、防災拠点施設の事業の追加に伴い、

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第8項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、今回の変更にあたっては、県と協議を終え、去る2月27日付で異議のない旨の回答をいただいておりますので、その旨申し添えておきます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

1 ページ。

○11番（奥山直武君）

災害時の防災拠点施設が小米字にありますけれども、なぜ小米字が載っていないのか。

○企画振興課長兼支配人（高野雄一君）

これには大字、小米という字がありませんので、その関係で小米という集会所は載ってありません。

○11番（奥山直武君）

小米はずっとなければ区長も要らないでしょう。もともとの問題からして、これを小米字を載せんとすると思うけれども。防災センターもあるし、どうですか。

○町長（平安正盛君）

あくまでも小字は、小字としての問題で、この辺地については、それぞれの地域の大字単位での集落を指していますので、私どもが、実際の行政上は小米ということ、いろんな、それに小米に関係する条例等もありますので、それに基づいてやっているということをご理解ください。扱い方は別だということ。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

次に、2 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第28号、知名辺地総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、知名辺地総合整備計画の変更は、原案のとおり可決されました。

△日程第18 「予算審査特別委員会」付託

○議長（今井吉男君）

日程第18、議案第29号、平成27年度知名町一般会計当初予算から、議案第39号、平成27年度知名町水道事業会計当初予算までの11件は、一括して議題とします。

ただいま議題となっています議案第29号から議案第39号までの11件の議案は、後ほど設置予定の予算審査特別委員会に付託したいと思いますので、会議規則第39条第2項の規定により、町長の提案理由の説明は省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号から議案第39号までの11件の議案は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

△日程第19 特別委員会の設置について

○議長（今井吉男君）

日程第19、特別委員会の設置についてお諮りします。

先ほど一括提案されました議案第29号から議案第39号までの11件は、議長を除く11名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査するこ

とにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号から議案第39号までの11件は、予算審査特別委員会に一括して付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 1時30分

平成 27 年 第 1 回知名町議会定例会

第 4 日

平成 27 年 3 月 17 日

平成27年第1回知名町議会定例会議事日程
平成27年3月17日（火曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第4号）

○開議の宣告

○日程第 1 平成27年度 各会計当初予算審査（予算審査特別委員会委員長報告）

○日程第 2 議案第11号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○日程第 3 議案第24号 知名町老人福祉センターの指定管理者の指定について

○日程第 4 同意第 1号 知名町監査委員の選任に付き同意を求めることについて

○日程第 5 同意第 2号 知名町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて

○日程第 6 同意第 3号 知名町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて

○日程第 7 陳情第 1号 「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回決議」の採択を求める陳情について

○日程第 8 発議第 1号 議員の派遣について

○日程第 9 決定第 1号 閉会中の継続審査の件について

○日程第10 決定第 2号 閉会中の継続審査の件について

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	田中 富行 君	2番	今井 宏毅 君
3番	名間 武忠 君	5番	森山 進 君
6番	山崎 賢治 君	7番	平 秀徳 君
8番	松元 道芳 君	9番	東 善一郎 君
10番	西田 治利 君	11番	奥山 直武 君
12番	福井 源乃介 君	13番	今井 吉男 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 赤地 邦男 君 議会事務局次長 東 公仁 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	平安 正盛 君	耕地課参事	山下 清則 君
副町長	宗岡 与名彦 君	会計管理者 兼会計課長	安田 輝秋 君
教育長	豊島 実文 君	税務課長	山崎 實 君
総務課長	栄 信一郎 君	町民課長	榊 憲次 君
総務課長補佐	村山 裕一郎 君	保健福祉課長	田宮 光孝 君
企画振興課長 兼支配人	高野 雄一 君	老人ホーム園長	春日 龍子 君
農林課長	安田 末広 君	水道課長	伊藤 末隆 君
農業委員会事務局長	川野 兼一 君	教育委員会事務局長 兼学校教育課長	瀬島 徳幸 君
建設課長	安田 廣一郎 君	教育委員会 事務局次長 兼生涯学習課長 兼中央公民館長 兼図書館長	大郷 一雄 君
耕地課長	東 哲次 君	給食センター所長	徳岡 秀郷 君

△開 会 午前１０時００分

○議長（今井吉男君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

議事に入る前に、昨日の西田議員の質問に対する田宮保健福祉課長から答弁があります。

○保健福祉課長（田宮光孝）

ご質問の２点についてご説明申し上げます。

１点は、老人バスの関係ですけれども、人数の件のご質問がありました。

その中で、両町別々にということにはなかなか難しいところがありまして、ワンマンバスということで、運転手のほうの作業が両町分けてという形になかなか分離ができないということがありまして、そういうことでありました。

ニーズとしては１万３，８０５人という数字が出ております。あくまでも推定利用者数ということです。これにつきましては、利用バス券の件数に、１冊１１枚ありますけれども、それに冊数を掛けた数で、先ほどの１万３，８０５人という数字が出ております。

それから、もう一点、老人クラブの助成金について知名町で老人クラブに２７０万円ほど出してありますが、その中で、これは事業がありまして、県のほうでおよそ老人クラブ助成事業、あるいは活動推進事業等々がありまして、その中で金額が先ほどの２７０万円ほどありますけれども、その中で県のほうから１０７万円ほど出ております、補助事業としてですね。内容としては、各老人クラブの単数に対する補助事業も加わっておりますので、またいろいろ事業の明細ありますけれども、以上、簡単に報告させていただきます。

△日程第１ 平成２７年度各会計当初予算審査結果報告、予算審査特別委員長報告

○議長（今井吉男君）

日程第１、歳入歳出予算を一括議題とします。

本案について、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

○６番（山崎賢治君）

知名町議会議長、今井吉男殿。

知名町議会、予算審査特別委員会委員長、山崎賢治。

委員会報告。

第1回知名町議会定例会で当委員会に付託されました事件について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので報告いたします。

記。

委員会名称、予算審査特別委員会。

設置年月日、平成27年3月13日

審査期間、平成27年3月13日から平成27年3月16日。

付託事件、議案第29号、平成27年度知名町一般会計予算案。

議案第30号、平成27年度知名町国民健康保険特別会計予算案。

議案第31号、平成27年度知名町介護保険特別会計予算案。

議案第32号、平成27年度知名町後期高齢者医療特別会計予算案。

議案第33号、平成27年度知名町奨学資金特別会計予算案。

議案第34号、平成27年度知名町国民宿舎特別会計予算案。

議案第35号、平成27年度知名町下水道事業特別会計予算案。

議案第36号、平成27年度知名町農業集落排水事業特別会計予算案。

議案第37号、平成27年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計予算案。

議案第38号、平成27年度知名町土地改良事業換地清算特別会計予算案。

議案第39号、平成27年度知名町水道事業会計予算案。

審査結果、付託事件全てを可決すべきものと決定。

附帯意見書、特になし。

○議長（今井吉男君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

議案第29号、平成27年度知名町一般会計当初予算から議案第39号、平成27年度知名町水道事業会計当初予算までの11件は、一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は11件とも可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井吉男君）

起立多数と認めます。

したがって、議案第29号、平成27年度知名町一般会計当初予算から議案第39号、平成27年度知名町水道事業会計当初予算までの11件は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第2 議案第11号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（今井吉男君）

日程第2、議案第11号、町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第11号は、町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

町長、副町長及び教育長の給与は特例期間で減額をしているところでありますが、本町の財政状況に鑑み、さらに今後とも厳しい状況が予想されるため、引き続き平成27年度も特例期間で減額するための措置でございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、例年、このような形で議員の皆さんの期末手当の減額等について、皆さん等のご理解をいただきながら、26年度まで引き続き実施させていただいたところでありましたが、諸般の事情によりまして、今回、行政の特別職の3名についての減額措置でございます。ご理解いただきながら、さらにまた私どもとして現在の財政状況も配慮しながら行財政の運営に努めてまいりたいと、かように思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（今井吉男君）

これで総括質疑を終わり、次に逐条ごとによる質疑を行います。

1 ページ、第 1 条。

第 2 条、附則まで。

〔発言する者なし〕

○議長（今井吉男君）

これで逐条ごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第 1 1 号、町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 1 号、町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△日程第 3 議案第 2 4 号 知名町老人福祉センターの指定管理者の指定について

○議長（今井吉男君）

日程第 3、議案第 2 4 号、知名町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第 2 4 号は、知名町老人福祉センターの指定管理者の指定についての案件であります。

当該施設については、現在、社会福祉法人知名町社会福祉協議会に管理委託しておりますが、安定した行政サービスの確保と事業効果が期待できること、また、政

策的な配慮等の観点から、社会福祉法人知名町社会福祉協議会が当該施設を管理運営することが最も効果的であること認められることからして、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条の規定に基づき、設置した選定委員会において審議を行い、本年4月1日から平成32年3月31日まで当該施設の指定管理者として社会福祉法人知名町社会福祉協議会を選定いたしたところであります。今回の指定に際し、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから質疑を行います。

[発言する者なし]

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第24号、知名町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、知名町老人福祉センターの指定管理者の指定は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩 午前10時12分

再 開 午前10時13分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を行います。

△日程第4 同意第1号 知名町監査委員の選任に付き同意を求めることについて

○議長（今井吉男君）

日程第4、同意第1号、知名町監査委員の選任に付き同意を求めることについてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいま提案いたしました同意第1号は、知名町監査委員の選任に付き同意を求めることについての案件であります。

現監査委員であります西 直實氏が来る3月31日付をもって4年間の任期が満了するため、後任に議案に示されているとおり田畑圭一氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

田畑圭一氏は、議案に添付してある経歴書に記載のとおり、昭和47年10月以来、長い間、役場の職員として勤務しており、その間、役場各課を経験し、監査委員として求められる役場全体の行財政に関する知識、経験を持ち合わせており、また、職員としてこれまで過去の監査委員の皆さんの業務にも携わっており、今後の監査委員としての業務の遂行には貴重な経験をされております。複雑・多様化し、かつ専門的な自治体の行財政の監視業務や職員への指導的役割を十分務めるものだと確信し、このたび選任することに至った次第であります。

よろしくご審議の上、同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わり、これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから同意第1号、知名町監査委員の選任に付き同意を求めることについてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（今井吉男君）

ただいまの出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に今井宏毅君及び名間武忠君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（今井吉男君）

念のために申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（今井吉男君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（赤地邦男君）

それでは、点呼をいたします。

〔点 呼・投 票〕

1番、田中富行議員、2番、今井宏毅議員、3番、名間武忠議員、5番、森山進議員、6番、山崎賢治議員、7番、平 秀徳議員、8番、松元道芳議員、9番、東 善一郎議員、10番、西田治利議員、11番、奥山直武議員、12番、福井源乃介議員。

○議長（今井吉男君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

今井宏毅君及び名間武忠君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（今井吉男君）

開票の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成 11 票、反対ゼロ票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、同意第 1 号、知名町監査委員選任に付き同意を求めることについては、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

△日程第 5 号 同意第 2 号 知名町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて

○議長（今井吉男君）

日程第 5 号、同意第 2 号、知名町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました同意第 2 号は、知名町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求める案件であります。

現委員であります大蔵哲治氏が来る 3 月 31 日をもって任期満了となるため、再度、同氏を知名町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わり、これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから同意第2号、知名町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井吉男君）

起立多数です。

したがって、同意第2号、知名町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについては、同意することに決定しました。

△日程第6 同意第3号 知名町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて

○議長（今井吉男君）

日程第6、同意第3号、知名町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました同意第3号は、知名町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求める案件であります。

現委員であります皆吉 貢氏が本年3月31日をもって任期満了となるため、田邊利二氏を知名町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、田邊利二氏については、議案に添付してありますように、経歴書を添付してございますが、ごらんのとおり、経済課あるいは税務課、農業委員会と、あるいはまた耕地課と土地にかかわる行政に携わっており、そのことについて適任者だと思ひ、今回、指名し、内々本人にその旨相談をしたところ、過去の経験が生かされることであれば受けますというような返事をいただきましたので、今回、議案の提出となりました。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから質疑を行います。

○5番（森山 進君）

少しだけお尋ねいたします。

もう固定資産評価審査委員会委員というのは、委員会が年に何回開かれたものか、また、もし開かれていないときは今まで何回あったものか、その辺だけお尋ねいたします。

○町長（平安正盛君）

この議案が出るたびに、いろいろご質問いただいておりますけれども、過去に私が記憶している限り1回もありません。と申しますのは、固定資産評価審査委員会というのは、固定資産の評価替えのときにみなおし作業を鑑定士を頼んで鑑定をして3年に一度評価替えをしているんですけれども、そのことに対し、当事者というんでしょうか、所有者が不服申し立てがある場合にこの審査委員会を経由するということでして、過去そういうトラブルもないし、特に不服申し立て等もありませんでしたので、お蔭さんで固定資産評価の業務はスムーズにしているものだと思いますし、審査委員の皆さんも先ほど言われましたように、現在、庁内に3名、今回任期満了でない方がいらっしゃいますが、3名でその業務に当たっているところです。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わり、これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから同意第3号、知名町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井吉男君）

起立多数です。

したがって、同意第3号、知名町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについては、同意することに決定しました。

〔「議長、しばらくと思うんですけど」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

しばらく休憩します。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時44分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第7 陳情第1号 「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回決議」の採択を求める陳情について

○議長（今井吉男君）

日程第7、陳情第1号、「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回決議」の採択を求める陳情についてを議題とします。

名間武忠総務文教常任委員長に報告を求めます。

○3番（名間武忠君）

平成27年3月17日。

知名町議会議長、今井吉男殿。

総務文教常任委員会委員長、名間武忠。

委員会審査報告。

本委員会に付託の事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定によりご報告いたします。

記。

陳情第1号、「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回決議」の採択を求める陳情、審査結果、継続審査。

以上。

△日程第8 発議第1号 議員の派遣について

○議長（今井吉男君）

日程第 8、発議第 1 号、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配りましたとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第 1 号、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

△日程第 9 決定第 1 号 閉会中の継続審査の件について

○議長（今井吉男君）

日程第 9、閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務文教常任委員長及び経済建設常任委員長から、委員会において審査中の件について、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第 1 0 決定第 2 号 閉会中の継続調査の件について

○議長（今井吉男君）

日程第 1 0、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出が

あります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

しばらく休憩します。

休 憩 午前 10 時 48 分

再 開 午前 11 時 36 分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成27年第1回知名町議会定例会を閉会します。

ご起立ください。ご苦労さまでした。

閉 会 午前 11 時 38 分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

知名町議会議長 今井 吉男

知名町議会議員 田中 富行

知名町議会議員 福井 源乃介